

This abstract collage features a variety of geometric shapes including squares, circles, triangles, and diamonds in a rich palette of colors such as blue, green, yellow, red, and purple. The shapes are arranged in a dynamic, non-representational composition, with some elements overlapping others, creating a sense of depth and movement. The overall effect is a vibrant and playful visual composition.

財団法人 日本学校保健会

ま え が き

近年、児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式が大きく変化し、子どもたちの心身の健康について多くの問題が提起されています。

このような中で、健康教育推進の一役を担う養護教諭に期待される役割には大きなものがあります。

本委員会は平成7年に発足し、養護教諭の研修事業について調査・研究を行い、平成10年3月に養護教諭の研修体系の在り方および研修内容を報告書にまとめました。

その間、平成9年9月に保健体育審議会の答申が出され、養護教諭の新たな役割として保健室における健康相談活動など、保健室機能の充実が求められました。さらに、12月には教育職員養成審議会の報告の中で、養護教諭が「保健」の授業を担当する教諭または講師となり得るよう制度的措置が提示され、平成10年7月に教育職員免許法の改正が行われました。

このような背景の下、平成10年に発足した委員会では、「研修推進小委員会」を設置し、養護教諭の特質や保健室の機能を生かした保健学習や保健指導のかかわり方について調査・研究を重ね、このたびその成果を報告書にまとめました。

本報告書が各関係者に十分活用され、養護教諭のより一層の資質向上が図られることを祈念いたします。

末尾となりましたが、本書の作成に当たって、ご尽力いただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

平成13年 3 月

財団法人日本学校保健会
会 長 矢 野 亨

21世紀の養護教諭のために

少子高齢化社会を迎え、子どもたちを取り巻く生活環境や、子どもたちのライフスタイルは多大な影響を受けており、心身の健康問題にも新しい課題が生じてきた。これらの課題の多くは、自己の存在に自信が持てないなど心の教育との関連が重視されており、心身両面からの適切なケアが必要との観点から、養護教諭の役割が益々重要と考えられている。このような背景のもとで、平成9年から10年にかけて公表された保健体育審議会、教育職員養成審議会などの諸答申の中に、養護教諭に求められている資質として、カウンセリング能力や問題解決のための指導力に加えて、企画力、実行力、調整能力などが明示されたことは特筆すべき点であろう。さらに、教科としての「保健」の授業を担当する教諭または講師への兼職発令が養護教諭にとって可能となる制度上の改正がみられたことも、養護教諭制度発足以来の画期的な発展といえる。

養護教諭に対するこれらの大きな期待に応えるべき資質向上のための体系化が不可欠であることは言うまでもない。日本学校保健会養護教諭研修事業推進委員会では、平成7年度から9年度にかけて、研修内容および体系に関する調査研究を実施した上で検討を進め報告書を作成した。これに続き平成10年度に発足した本委員会では、保健体育審議会答申をはじめとした関連審議会答申、これに基づく免許法の改正、さらに前期の委員会報告書で指摘された新たな役割や求められる資質につき再確認を行った上で、学校現場において今後、実践活動に活用できる指導資料を作成することを企画した。

本委員会発足の初年度（平成10年度）から全体討議と並行して、研修推進小委員会と保健室相談活動小委員会の2小委員会を構成し、それぞれ具体的な検討を進めた。研修推進小委員会では、養護教諭の特質や保健室の機能を生かした保健学習や保健指導へのかかわり方を調整した上で、養護教諭が活用できる資料を作成することとなった。保健室相談活動小委員会では、「保健室登校」の問題を意識しつつ、「保健室来室者」を対象とした養護教諭の役割に重点をおいて、一般教員にも理解され役立つような資料を作成することとして作業を進めた。

本報告書は、以上の目的に添って、本委員会の研修推進小委員会が作業を進め、検討を重ねた結果まとめられたものである。

研修推進小委員会では、平成11年9月に、「養護教諭の保健に関する授業についての調査」を実施した。これは、養護教諭の指導力を高める現職教育の在り方を探り、資質向上に資することを目的として、養護教諭が行う保健学習や学級活動・ホームルーム活動における保健指導の実施状況等を把握しようとしたものである。調査対象は前期委員会が平成9年度に実施した「養護教諭の研修に関する調査」の実施校、全国400校に勤務する養護教諭を原則とした。調査内容は、校種、養護教諭としての経験年数に加え、保健に関する授業の経験、指導力向上のため受けたいと思う研修内容、養護教諭の専門性とのかかわり、日常の実践内容についての自由記述である。

この調査結果を基盤として多くの意見交換を行い、小委員会全員が分担して執筆し、さらなる意欲的な交見の後に本報告書がまとめられた。養護教諭の特質を生かした授業展開に本報告書が大いに役立ち、資質の向上に結びつく資料になることを願っている。

平成13年 3 月

養護教諭研修事業推進委員会

委員長 高 石 昌 弘

目次

まえがき

21 世紀の養護教諭のために

I 今なぜ養護教諭による授業か… 1

- 1 養護教諭は保健学習にどのようにかわればよいか 2
- 2 なぜ養護教諭が保健学習を指導することへの期待が高まったか 3
- 3 児童生徒にどのような力を培えばよいか 5
- 4 教育課程の中に健康に関する指導をどう位置付けたらよいか 6
- 5 養護教諭の職務の特質や保健室で捉えた問題・課題をどう授業の場で生かすか 7
- 6 養護教諭の保健の教科の授業を担当する教諭または講師になる制度改正 9
- 7 学習指導要領と養護教諭 13

II 養護教諭の職務の特質を生かした「保健学習・保健指導」の授業の進め方 17

- 1 養護教諭の職務内容を知る 17
- 2 保健室の機能を知る 17
- 3 「保健学習・保健指導」の授業実践における留意点 18
- 4 指導計画の立て方 19
- 5 学習指導案の作成の仕方 23
- 6 楽しい授業・手応えのある授業を創り出すための授業づくり・教材づくり 25
- 7 学習指導の方法 30
- 8 評価・評価の考え方 39
- 9 「保健学習・保健指導」の授業を進めるに当たってのポイント 43

III 養護教諭が行う保健学習・保健指導の実際 45

- 1 保健学習の指導例 47
- 2 保健指導（学級・ホームルーム活動）の指導例 57

IV 「養護教諭の保健に関する授業についての調査」結果の分析と考察 65

V 今後の研修プログラムの方向性 75

資料編 81



今なぜ養護教諭による授業か…



授業への養護教諭の
かわりには？

なぜ、養護教諭が
保健の授業をもつことへ
の期待が高まったのか？

健康に関する現代的課題は何？
肥満や生活習慣病の兆候
いじめ・不登校等の心の問題
性の逸脱行動
喫煙・飲酒・薬物乱用
感染症の新たな課題

どのような力を児童
生徒に伝えたいか？

養護教諭の職務の
特質をどう生かし
たらよいのか？

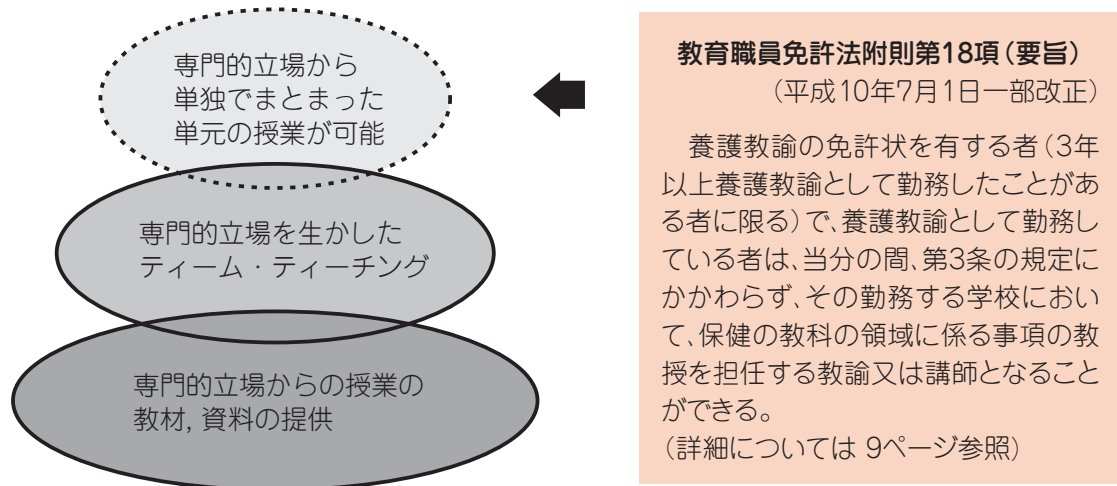
生活実態に即した
系統的、計画的学習が必要？



1

養護教諭は保健学習にどのようにかわればよいか

図1 養護教諭の保健学習へのかかわり



I
なぜ養護教諭による授業が…

養護教諭の保健学習へのかかわりは、図1のように児童生徒のニーズや社会的要請によって広がってきている。

自分の学校の児童生徒にとって、どのようなかわり方が最もよいのかを、養護教諭は、教職員の構成や協力体制等も考慮しながら判断する必要がある。



2

なぜ養護教諭が保健学習を指導することへの期待が高まったか

1 児童生徒の健康問題と発生要因の変化

児童生徒の健康問題は、社会の急激な変化とともに多様化・複雑化している。保健体育審議会答申（平成9年9月）では、次のような児童生徒の健康問題を、特に早急に取り組むべき健康に関する現代的課題として指摘している。

健康に関する現代的課題

生活習慣病の兆候 性の逸脱行動 薬物乱用 いじめや登校拒否 感染症の新たな課題

★これらの課題の多くには、自分の存在に価値や自信を持てないなど、心の問題が大きく関わっていることが考えられる。

★心の問題には、

- ①技術の高度化、情報化の進展に伴う人間関係の希薄化と遊びの形態の変化
- ②知育偏重、高学歴志向の社会的風潮の影響や少子化による子どもへの過大な期待
- ③不況下における経済の問題や将来への不安

等の要因が関与し、しかも信頼関係や社会性の発達が促され難い状況にある。

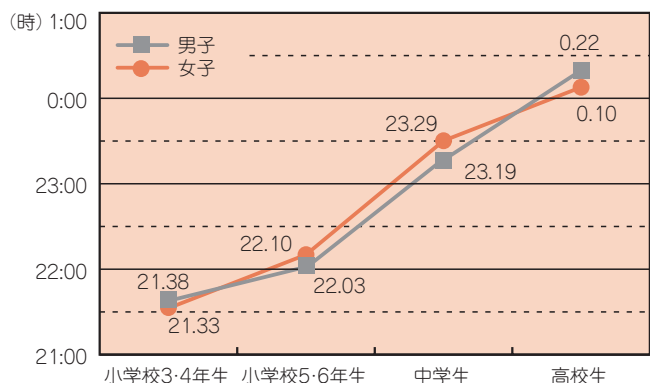
★さらに、社会生活全体の夜型化傾向によるライフスタイルの変化や、性に関する情報の氾濫・性の商品化の問題等も一方にある。

このような状況のもとで、「生きる力」を培う健康教育への一層の期待が寄せられている。

2 児童生徒の健康問題の変化

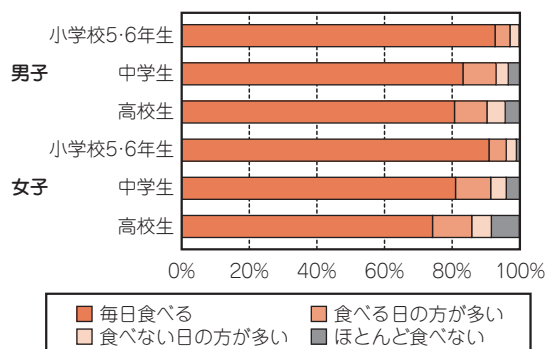
健康に関する現代的課題とされる図2、図3に示すようなライフスタイルの変化や、図4～図6に示すような健康問題の増加傾向は、児童生徒の全人的発達にかかわる深刻な教育問題ともなっている。これらの健康問題には、発達過程にある児童生徒特有の発生要因も少なくない。養護教諭は、保健室での対応を通して明らかになった児童生徒特有の健康問題の発生や解決のメカニズム等を授業に生かすことも必要であろう。

図2 平均就寝時刻(調査前日)



平成8年度と比較して高校生の平均就寝時刻が遅い(男子12分、女子6分) 傾向にある。

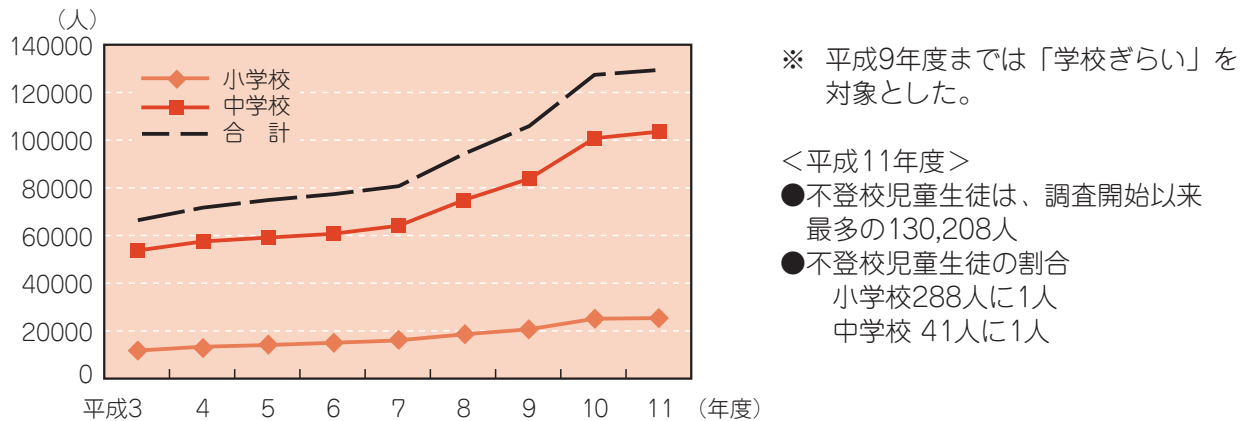
図3 登校日の朝食摂取状況



朝食を摂らない理由の約80%は「朝起きるのが遅いので食べる時間がない」「食欲がない」で占められている。

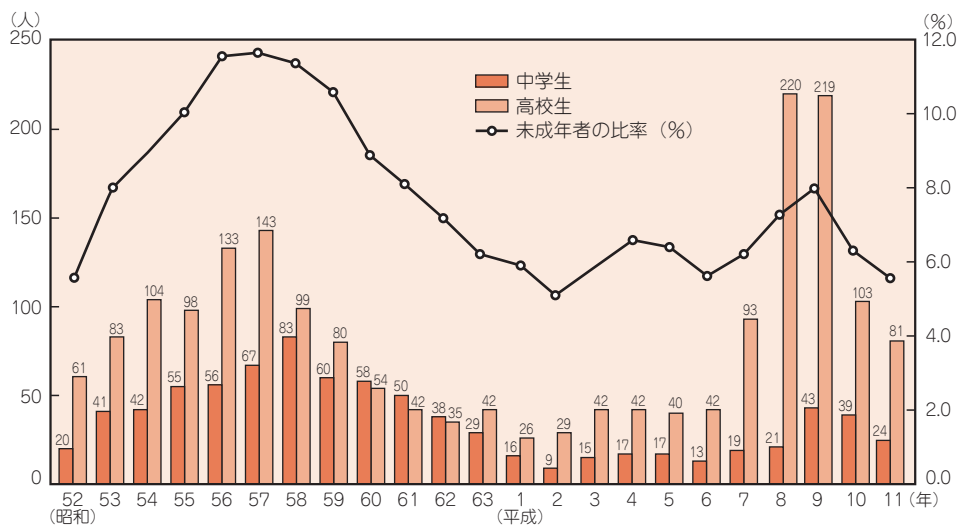
(日本学校保健会：平成10年度児童生徒健康状態サーベイランス事業報告書より)

図4 不登校児童生徒数の推移



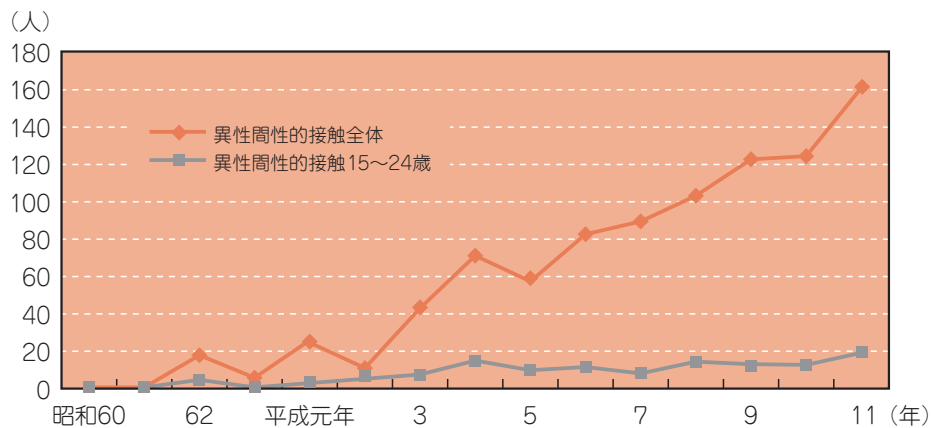
(文部科学省 生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について 平成13年2月)

図5 中高生覚せい剤事犯検挙者数及び未成年者の比率



(資料) 薬物乱用対策推進本部

図6 異性間の性的接触によるHIV感染者年次推移 (日本国籍)



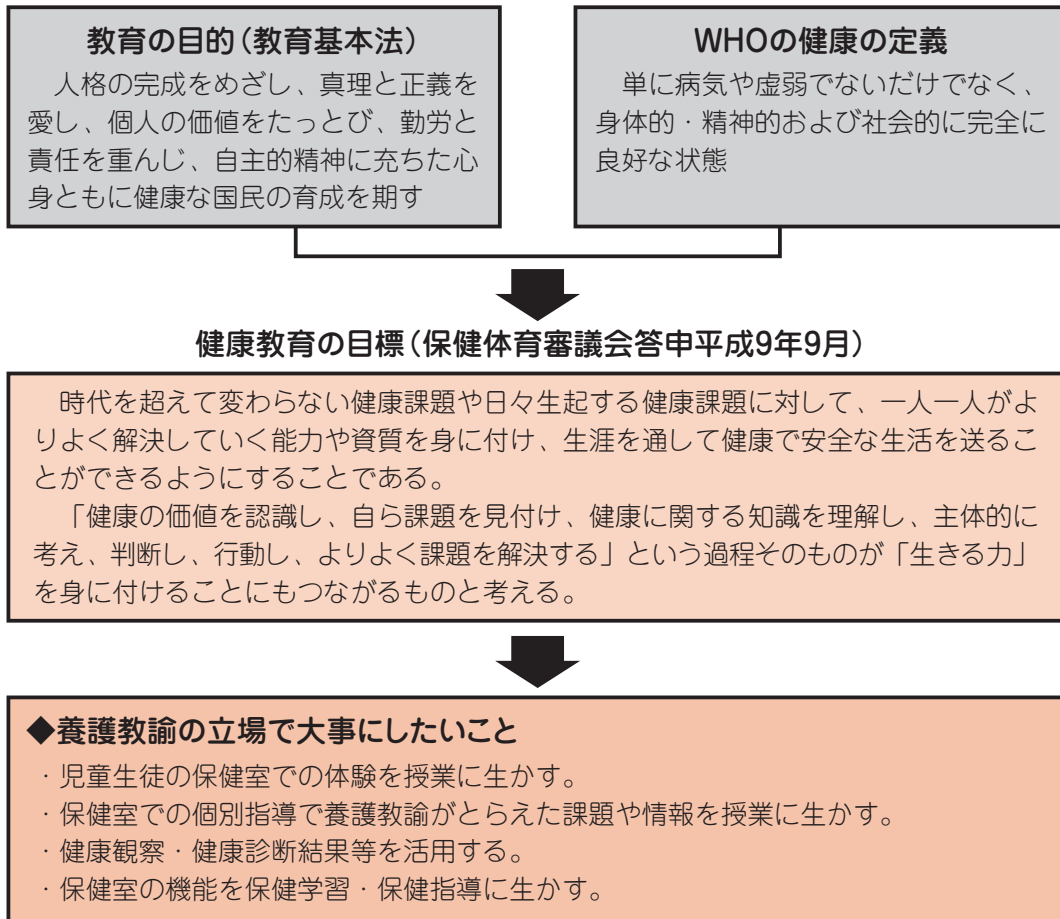
(厚生省エイズ動向委員会：平成11年エイズ発生動向年報より作図)

3

児童生徒にどのような力を培えばよいか

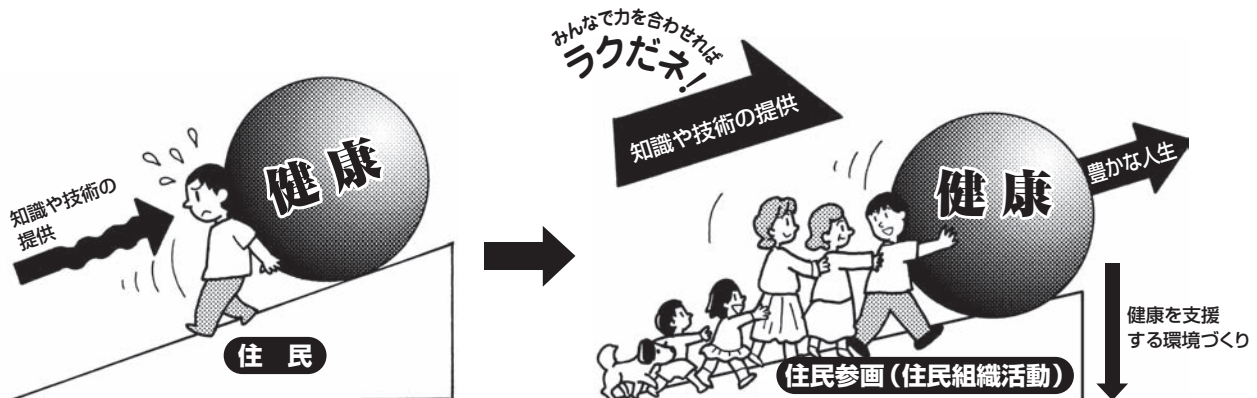
I 今なぜ養護教諭による授業か…

児童生徒に培いたい力と教育の目的を志向した健康教育の目標



参考

ヘルスプロモーションの理念



（財団法人健康・体力づくり事業財団：めざせ「健康日本21」より一部改編）

4

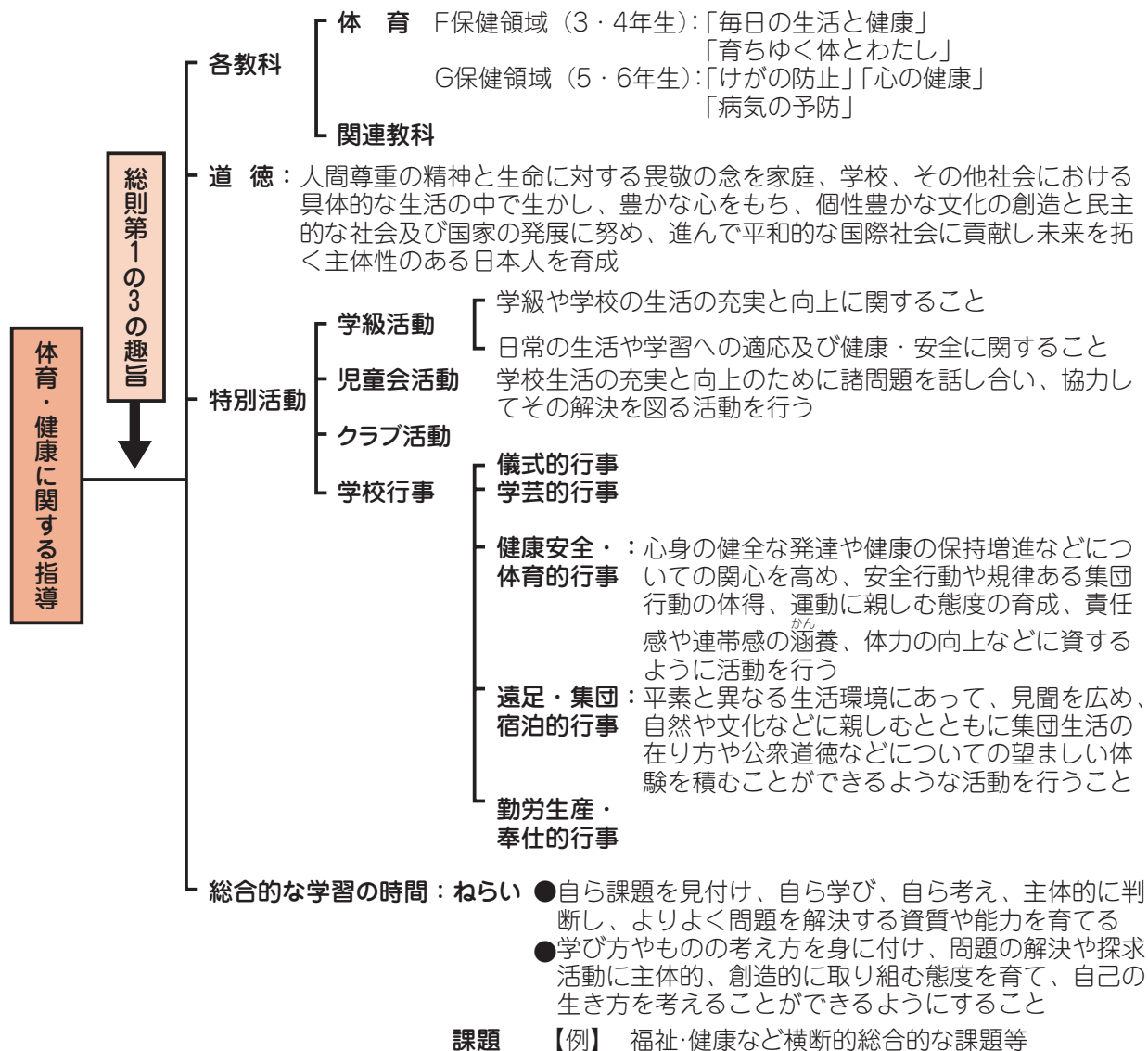
教育課程の中に健康に関する指導を どう位置付けたらよいか

学習指導要領（平成10年度告示。以下同じ）の第1章総則 第1教育課程編成の一般方針3の趣旨

教育課程編成の一般方針3では、「学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」「生涯を通じて健康・安全で活力あふれる生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」とされている。

I
今なぜ養護教諭による授業か…

<小学校>

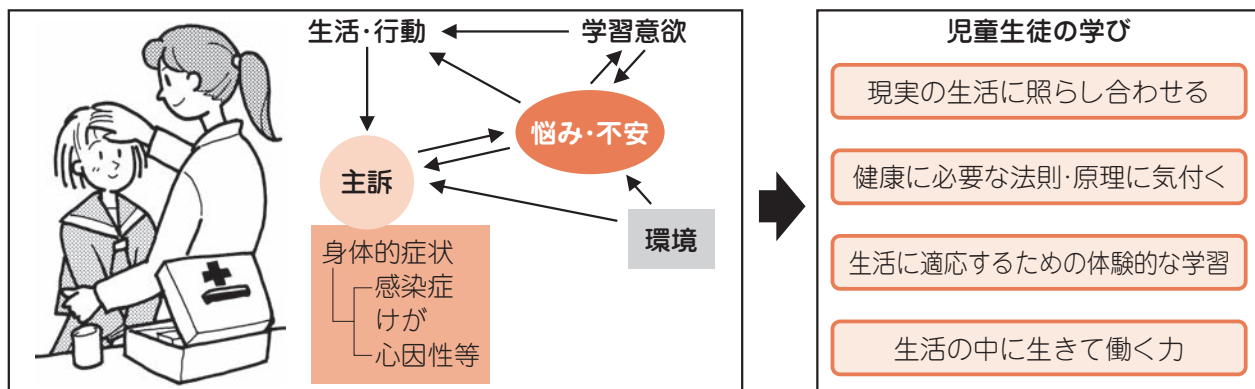


5

養護教諭の職務の特質や保健室で捉えた問題・課題をどう授業の場で生かすか

I 今なぜ養護教諭による授業か…

◆児童生徒の保健室での体験を授業に生かす

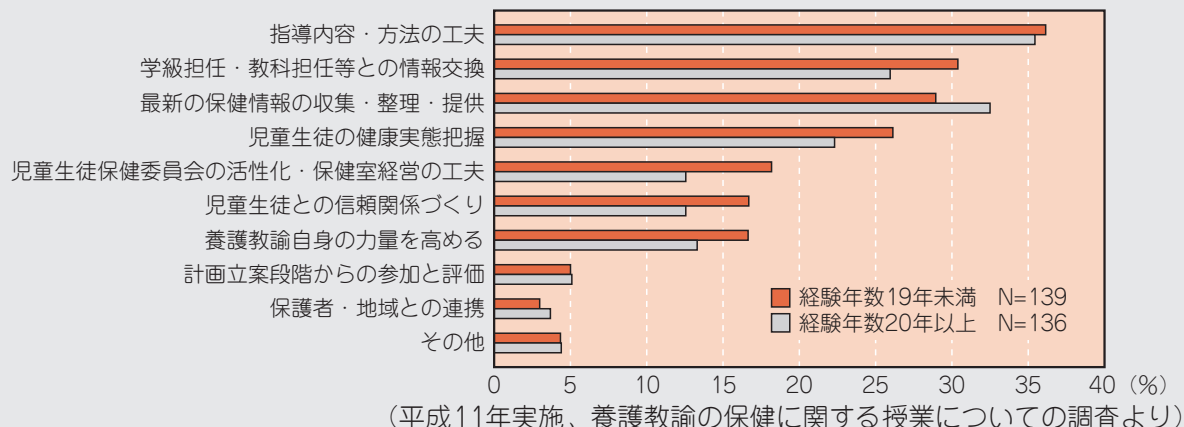


身体の変化や心・生活等との相互の関連は見えにくいですが、継続的記録の工夫によって見えるようにできる。

保健室での体験やその記録	生かせる保健学習の単元あるいは内容
バイタルサインの記録	〈小学校〉 病原体がもとになって起こる病気の予防 〈中学校〉 感染症の予防 〈高 校〉 感染症とその予防
主訴と生活行動の関係	〈小学校〉 生活行動がかかわって起こる病気の予防 〈中学校〉 生活行動・生活習慣と健康 〈高 校〉 健康の保持増進と疾病の予防
けがの治癒過程 救急処置記録	〈小学校〉 けがの手当 〈中学校〉 傷害の防止 〈高 校〉 応急手当
受容・傾聴してもらった時の気持ち 相談できる人の存在の大事さ コミュニケーションの方法の体得	〈小学校〉 不安や悩みへの対処 〈中学校〉 欲求やストレスへの対処と心の健康 〈高 校〉 精神の健康

ワンポイント

◆養護教諭が保健学習・保健指導を効果的に行うために実践し心がけていること（自由記述）



◆保健室での個別指導で養護教諭がとらえた課題や情報を授業に生かす

薬に頼りがちな傾向、喫煙・飲酒・薬物乱用、性に関する問題等についての児童生徒の考え、認識レベル、誤った知識、又は、興味、関心等



- 授業内容の精選、学習の方向性を考える際に役立てる
- 児童生徒の疑問を引き出したり、考え方の矛盾に気付けるような授業の導入や展開の工夫に生かす

◆健康観察・健康診断結果等を活用する

健康観察・健康診断の結果	生かせる保健学習の単元あるいは内容
歯科検診結果（課題の発見）	〈小学校〉生活行動がかかわって起こる病気の予防 〈中学校〉生活行動・生活習慣と健康 〈高 校〉健康の保持増進と疾病の予防
身体計測結果	〈小学校〉思春期の体の変化 〈中学校〉身体機能の発達 〈高 校〉健康の考え方

◆保健室の機能を保健学習、保健指導に生かす

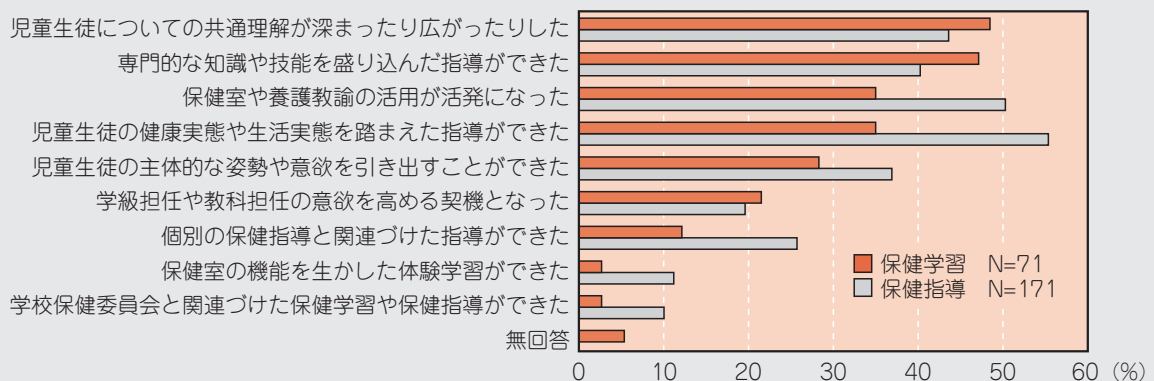
保健室の施設・設備・教材・資料等の活用



- 保健学習、保健指導での学習の実験、実習、実践の場
- 保健学習、保健指導での学習の確認や知識・考えを広めたり、深める場

ワンポイント

◆養護教諭が保健学習・保健指導に生かすことができた専門性 —保健学習（T-Tを含む）、保健指導の経験から—



（平成11年実施、養護教諭の保健に関する授業についての調査より）

6

養護教諭の保健の教科の授業を担当する教諭または講師になる制度改革

1 教育職員免許法の改正の趣旨と要点は何か

平成10年6月の教育職員免許法改正の趣旨は、教育職員養成審議会答申（平成9年7月）を受け、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状を受けるために大学等において修得する必要単位数を改めることや、社会人の活用の促進を図るため、特別免許状の授与できる教科及び教員免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることの範囲の拡大等があげられる。改正の主な要点としては以下の4項目であるが、特に④の内容が養護教諭の保健の授業に関するものである。

①大学の教員養成カリキュラムの充実

大学の養成課程で教え方や子どもたちとのふれあいを重視し、教科指導、生徒指導、教育実習・養護実習などの「教職に関する科目」を充実

②得意分野と個性をもつ教員を養成するため選択履修方式を導入

③社会人の学校教育への活用促進のため、特別免許状・特別非常勤講師を小学校と盲・聾・養護学校のすべての教科に拡大

また、特別免許状有効期間を3年から5年に延長、特別非常勤講師を許可制から届出制に緩和

④養護教諭による保健の授業を担当する教諭などへの登用

いじめ、登校拒否、性の逸脱行動等の問題に適切に対応するため、3年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が保健の授業を担当する教諭等になることを可能とする制度改革

養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務している者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校、若しくは養護学校の小学部^{ろう}にあっては、体育の）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

—教育職員免許法附則第18項—

2 この法改正の背景と経過は何か

- いじめ、登校拒否、薬物乱用、性の逸脱行動等の深刻な問題に対処する。
- 児童生徒の健やかな心身の発達を援助する。
- 養護教諭の有する知識及び技能の専門性を教科指導に活用する。

教育職員養成審議会答申（報告平成9年12月28日）より

いじめ、不登校、薬物乱用をはじめとした緊急に対応しなければならない児童生徒の様々な健康に関する現代的課題は、当然のことながら教職員一体となって取り組むものであるが、とりわけ養護教諭のもつ専門的な知識や技能を教科の指導に生かし、問題の解決に一層の効果を上げることが期待されたものである。すなわち、これからの養護教諭は、問題が起きた場合の保健室での対応はもとより、問題が起こる前の健康教育への積極的な活用が打ち出された訳である。

ワンポイントアドバイスQ&A

Q 「養護教諭免許のままで保健の授業を担当できるようになったのか」

A この法的措置は、養護教諭が兼職発令を受けて保健の教科の授業を担当する「教諭又は講師になる」ということであり、養護教諭の免許を持っているというだけで保健の授業を担当できるということではない。

Q 「養護教諭の職務が増えたのですか」

A 養護教諭の本務や役割が増えた訳ではない。また養護をつかさどるの解釈が変わったものでもないということに特に留意すべきである。

Q 「保健の教科の免許状を持っている養護教諭だけが授業できるのか・・・」

A ここでは、「養護教諭の免許を有する者」と規定されており、保健の教科の免許状の所持の有無や養護教諭の免許状（専修、一種、二種）の種類は限定されていない。

Q 「家庭科、理科等の健康に関する内容も担当できる・・・のか」

A 教育職員免許法附則第18項では、「保健の教科の領域に係る事項」と規定されているので、体育、保健体育の保健領域（小学校）保健分野（中学校）科目保健（高等学校）の学習指導要領の内容の担当ということであるので、その他の教科を担当することはできない。

Q 「すべての養護教諭が保健の授業をしなければならないのか」

A 教育職員免許法附則第18項の末尾の文に「教諭又は講師になることができる」と規定されているように、すべての養護教諭がやらなければならないというものではない。

（参考）

なおこの法律に関して出された文部事務次官通達（平成10年6月25日）における「Ⅲ留意事項、養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師になることについて」の中で以下の事項が示されているのでその要点を挙げる。

- ①・・・養護教諭が教諭又は講師を兼ねるか否かについては、各学校の状況を踏まえ、任命権者又は雇用者において教員の配置や生徒指導上の実態等に応じ、教育指導上の観点から個別に判断することであり、あくまでも保健室の機能がおろそかになるような事態を招くことのないように留意する必要がある。
- ②・・・年間の教育計画に基づき組織的・継続的に「保健」の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の教授を担当する場合にあっては、当該養護教諭に教諭又は講師として兼ねさせる発令が必要となること。（以下略）

3 兼職発令を受けて保健の教科の授業を担当するに当たって

この法律改正に伴って教諭に兼職発令を受けるかどうかについては、以下のような様々な視点を踏まえ学校ごとに判断することとなる。

●校内の協力体制の確立

校長や学級・ホームルーム担任、保健体育教科担任などを始めとして、全教職員の共通理解を得る。

●保健室のバックアップ体制

保健室の機能を大切に考え、その体制を学校の実態に応じて工夫する。

例・養護教諭が遠足や宿泊行事、見学の引率、研修の出張など保健室を不在にする場合と同じ体制とする。

- ・保健担当の教諭など、本来の担当教諭が保健室の対応をする。
- ・T・Tによる保健指導・保健学習の授業と同様の体制にする。

●指導力の向上を図り、よい授業をする

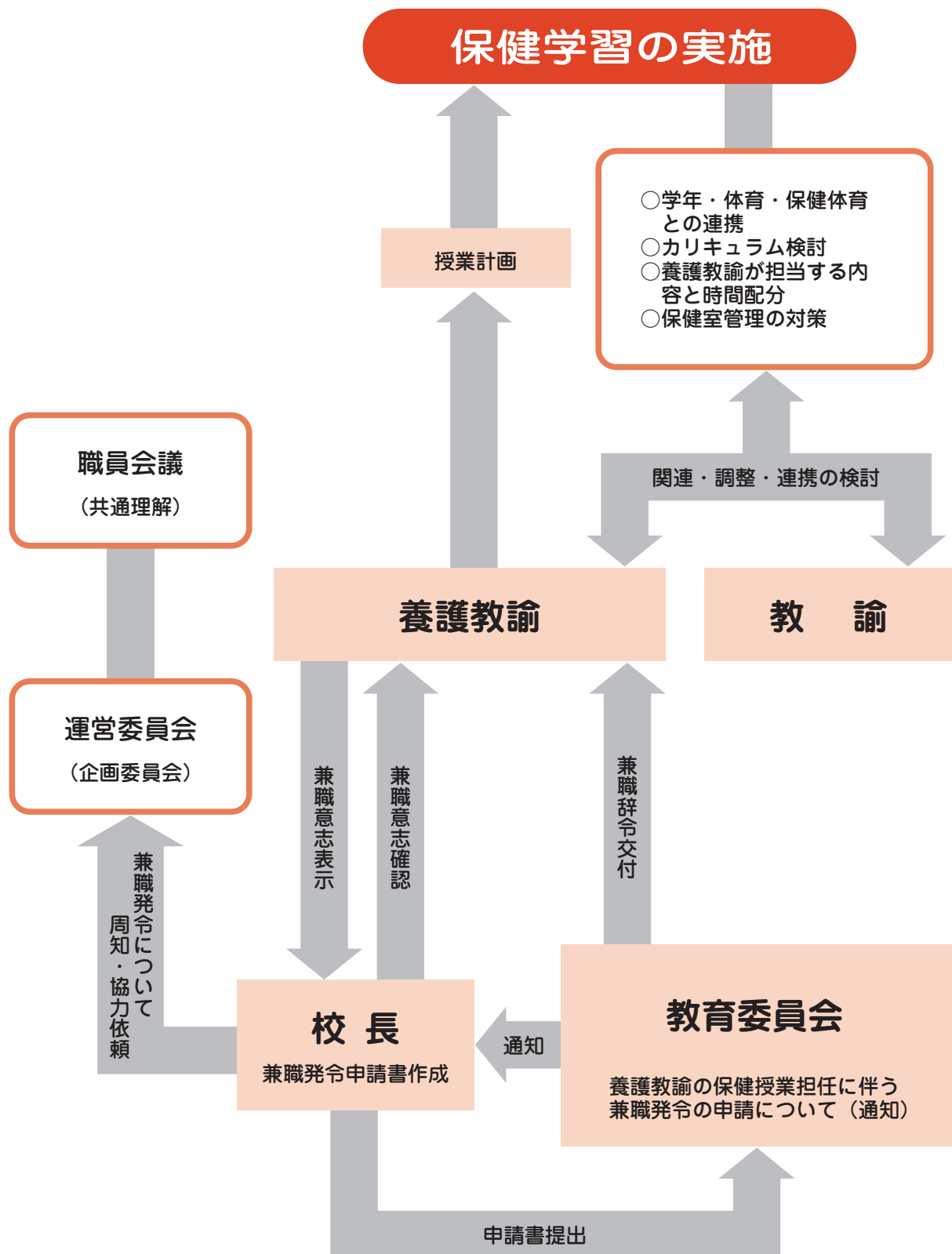
- ・教育課程の改善と保健の授業の内容の改訂及び指導方法の指摘事項などを理解する。
- ・教科体育又は保健体育の保健の内容について理解する。
- ・まずT・T、授業参観等によって指導力を高める。
- ・授業法などに関する研修などに積極的に参画する。
- ・養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かす。

●実践の積み重ねの成果を仲間で共有する

- 実践記録を取り、授業はもとより、校内の協力体制や兼職発令を受けるまでの経過などについて、研究や研修を重ね実践の成果と課題を検討する。



養護教諭が保健学習を行うまでの手順（例）



I
今なぜ養護教諭による授業か…

7

学習指導要領と養護教諭

学習指導要領改訂の基本的なねらいは、完全学校週5日制を導入し各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力やたくましく生きるなどの「生きる力」の育成を図ることである。今回の改訂の大きな特徴として、「総合的な学習の時間」が新設されたことである。

この改訂の基となった教育課程審議会答申（平成10年）には、養護教諭にかかわる指摘があり、保健学習、保健指導の授業にかかわる際には、これらの内容を十分に理解しておく必要がある。

1 教育課程審議会答申に示された関連内容

●各学校段階・各教科等を通じる主な課題に関する基本的な考え方

児童生徒に対し、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための基礎的な健康や体力をばぐくむことは極めて大切なことであり、体育・保健体育科、家庭科などの各教科、道徳、特別活動及び「総合的な学習の時間」において、健康の大切さや自分の身体に気付き、広く健康の課題に対処できるように指導を充実する必要がある。

●指導方法

健康や栄養等にかかわる指導における養護教諭や学校栄養職員等の参加・協力などを推進していく必要がある。

●教職員

ティーム・ティーチングなどの指導方法や指導形態の工夫改善、「総合的な学習の時間」における多様な学習形態の工夫等、各学校の創意工夫を生かした取組が円滑に実施できるよう教職員の配置の在り方を検討する必要がある。

2 知っておきたい学習指導要領の基本と主な内容

体育・健康に関する指導（総則第1章第1の3）

学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育（保健体育）の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行なうよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

保健学習のねらいと課題

児童生徒が健康の大切さを認識するとともに、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の基礎を培い、実践力を育成する。

<基本的な4つの視点>

- 1 健康の大切さや体の発育・発達などの基礎的・基本的な事項の理解
- 2 健康的なライフスタイルの確立
- 3 深刻化する健康・安全に関する新たな課題への対応
- 4 心の健康の保持増進

総合的な学習の時間の特質・ねらい

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて横断的、総合的な学習や、児童生徒の興味関心等に基づく学習など、創意工夫を生かして教育活動を行なうこと。

<指導のねらい>

- 1 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- 2 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

3 学習内容の理解

小学校、中学校、高等学校の保健学習の内容と、それらの相互関連・系統性を示すと以下の通りである。3校種間の内容の系統性は、生活空間の広がり（身近な生活→個人生活→個人生活及び社会生活）と生涯を通じてのセルフヘルスケア能力の深まり（基礎的認識と実践→認識と理解の深化→ヘルスプロモーションの考え方を生かした総合的な認識と実践力）に基づいている。

小学校・中学校・高等学校の保健学習の内容と系統性

●新しい項目、■表現などの変更

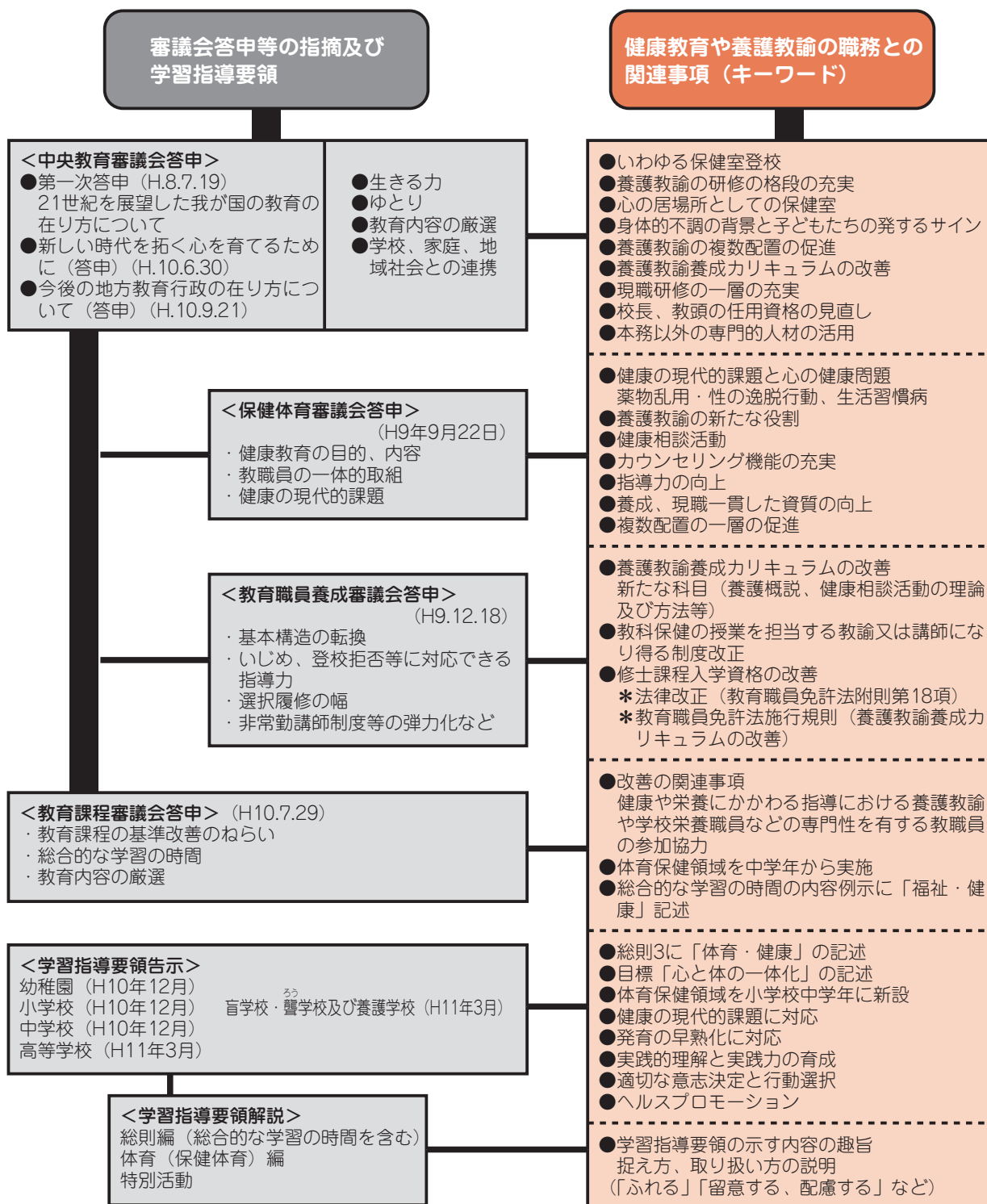
小学校 保健領域	中学校 保健分野	高等学校 科目「保健」
[第3,4学年]8単位時間程度 (1)健康によい生活の仕方 3学年 ア 食事・運動・休養及び睡眠の調和のとれた生活 イ 身のまわりの清潔や生活環境 体や衣服の清潔 部屋の明るさや換気 家や学校での保健活動 (2)体の発育・発達 4学年 ア 年齢に伴う変化と調和のとれた 食事、運動、休養・睡眠 イ 思春期の体の変化 (ア)男女の体の特徴 (イ)思春期の変化 [第5,6学年]16単位時間程度 (1)けがの防止 ア 交通事故や学校生活の事故 などの原因と防止 (ア)事故の原因 (イ)事故の発生とその防止 (ウ)事故の防止対策 イ けがの手当 ●(ア) けがをしたときは ●(イ) 自分でできるけがの手当 (2)心の健康 ア 心の発達 ●他人とのかかわりと心の発達 (コミュニケーションの大切さ) イ 心と体の密接な関係 ●心と体は相互に影響している ウ 不安や悩みへの対処 ●不安や悩みへの対処 ●不安や悩みと心の発達 (3)病気の予防 ア 病気の起こり方 病原体、体の抵抗力、 生活行動、環境がかかわる病気 イ 病原体がもとになって起こる 病気の予防 (ア)病原体に働きかける予防 (イ)抵抗力を高める予防 ウ 生活行動がかかわって起こる 病気の予防 ●(ア)生活習慣病の予防 ●(イ)喫煙と健康 ●(ウ)飲酒と健康 ●(エ)薬物乱用と健康 (オ)健康によい生活行動	[第1,2,3学年]48単位時間程度 (1)心身の機能の発達と心の健康 1学年 ア 身体機能の発達 各器官の発達の順序性、性差や個 人差、呼吸・循環器系 イ 生殖にかかわる機能の成熟 ●生殖機能の発達、性衝動、異性への 関心、性情報への対処 ウ 精神機能の発達と自己形成 (ア)知的機能、情意機能、社会性の発 達 ●(イ)自己形成 エ 欲求やストレスへの対処と心の 健康 ●(ア)欲求やストレスへの対処 (イ)心身の調和と心の健康 2学年 (2)健康と環境 ア 身体の適応能力・至適範囲 (ア)気温の変化と適応能力 (イ)温度、湿度、明るさと至適 範囲 イ 空気や飲料水の衛生的管理 (ア)空気の衛生的管理 (イ)飲料水の衛生的管理 ウ 生活に伴う廃棄物の衛生的管 理 し尿やごみなどの処理 3学年 (3)傷害の防止 ア 自然災害や交通事故などに よる傷害の防止 (ア)傷害の発生要因とその防止 (イ)交通事故による傷害の防止 ●(ウ)自然災害による傷害の防止 ■イ 応急手当 (ア)応急手当の意義 (イ)応急手当の方法 (4)健康な生活と疾病の予防 3学年 ア 健康の成り立ちと疾病の予防 (ア)健康の成り立ち (イ)主体と環境要因 イ 生活行動・生活習慣と健康 (イ)運動と健康 (ウ)休養及び睡眠と健康 (エ)調和のとれた生活と生活習 慣病 ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 (ア)喫煙と健康 (イ)飲酒と健康 ●(ウ)薬物乱用と健康 ●イ 感染症の予防 (ア)感染症の原因とその予防 (イ)エイズ及び性感染症の予防 オ 個人の健康と集団の健康 公衆衛生活動、医療機関、スポーツ活動	[第1,2学年]各々35単位時間 (1)現代社会と健康 ア 健康の考え方 (ア)国民の健康水準と疾病構造 の変化 (イ)健康の考え方と成り立ち ●(ウ)健康にかかわる意志決定と行 動選択 (エ)さまざまな保健活動や対策 イ 健康の保持増進と疾病の予防 (ア)生活習慣病と日常生活行動 (イ)喫煙、飲酒と健康 (ウ)医薬品の正しい使用、薬物 乱用と健康 ●(エ)感染症とその予防 ウ 精神の健康 (ア)欲求と適応機制 (イ)心身の相関 ●(ウ)ストレスへの対処 (エ)自己実現 エ 交通安全 (ア)交通事故の現状 ■(イ)交通社会に必要な資質と責任 (ウ)安全な交通社会づくり ■オ 応急手当 (ア)応急手当の意義 (イ)日常的な応急手当 (ウ)心肺蘇生法 (2)生涯を通じる健康 ア 生涯の各段階における健康 (ア)思春期と健康 (イ)結婚生活と健康 (ウ)加齢と健康 ■イ 保健・医療制度と地域の保健 ・医療機関の活用 (ア)わが国の保健・医療制度 (イ)地域の保健・医療機関の活用 (3)社会生活と健康 ■ア 環境と健康 (ア)環境の汚染と健康 (イ)環境と健康の対策 イ 環境と食品の保健 (ア)環境保健にかかわる活動 (イ)食品保健にかかわる活動 (ウ)健康の保持増進のための環 境と食品の保健 ウ 労働と健康 (ア)職業病や労働災害と健康 (イ)働く人の健康の保持増進

4 審議会答申等の指摘と健康教育及び養護教諭

各審議会答申では、健康教育及び養護教諭に関連して多くの指摘事項が記述されている。

その主な事項は以下に示すようになっている。養護教諭はこれらの指摘事項や流れを十分に把握し、授業に生かすようにする。

I 今なぜ養護教諭による授業か…

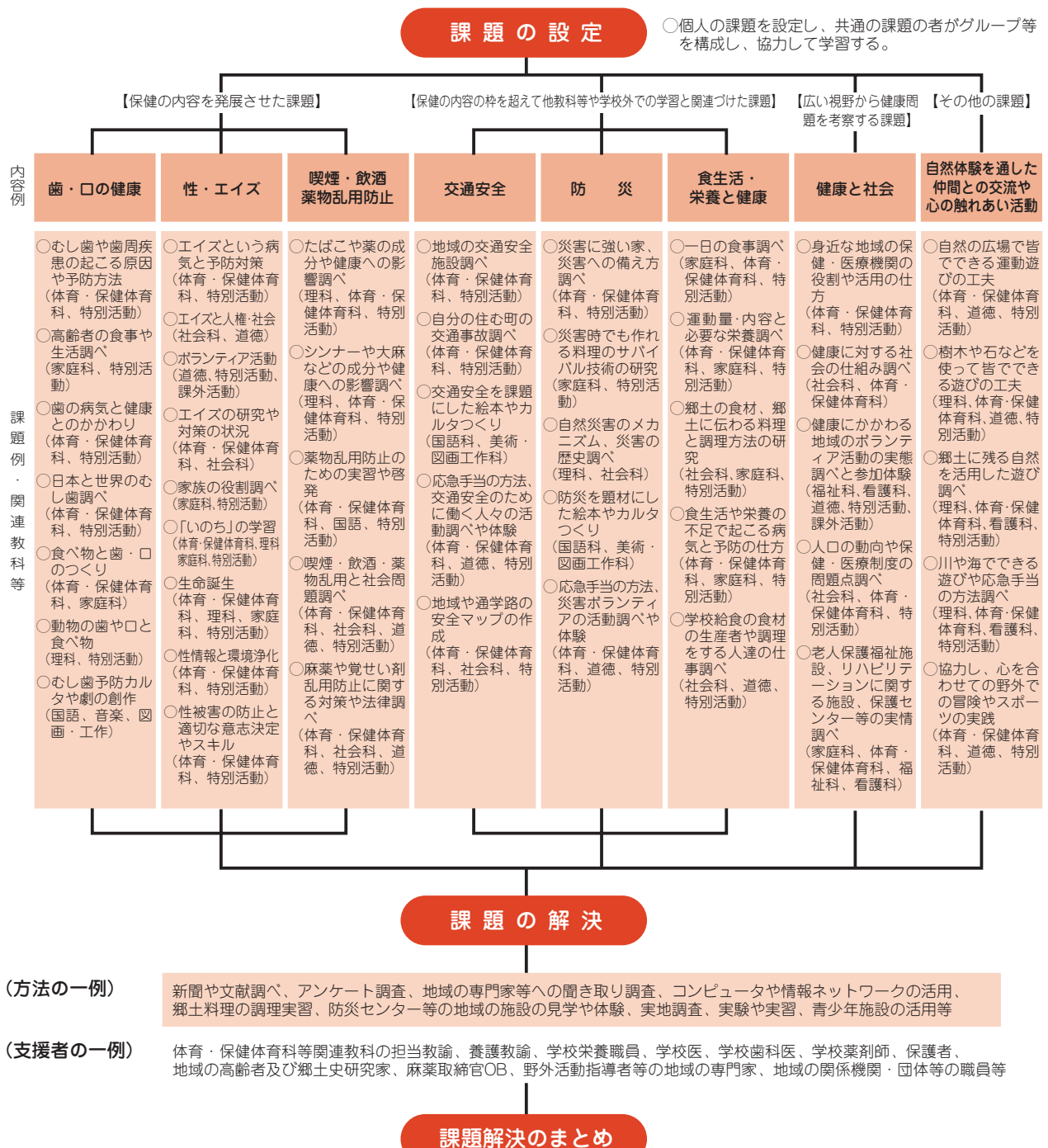


（出典：文部省養護教諭中央研修会資料（三木とみ子作成）より）

5 「総合的な学習の時間」と「健康」との関連

「総合的な学習の時間」は、今回の学習指導要領において始めて設定されたものである。学習指導要領は特にこの時間の「内容」は限定せず、各学校の創意工夫によって学習活動が展開できるようにしたものである。活動の内容としては、例えば、横断的総合的な課題として、国際理解、情報、環境、福祉、健康等が例示されているほか、児童生徒の興味・関心に基づく課題・地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとしている。

I
今なぜ養護教諭による授業か…



Ⅱ

養護教諭の職務の特質を生かした
「保健学習・保健指導」の授業の進め方



教育課程審議会答申（平成10年7月29日）の「II 教育課程の基準の改善の関連事項」の「指導方法」において、「・・健康や栄養にかかわる指導における養護教諭や学校栄養職員などの専門性を有する教職員の参加・協力などを推進していく必要がある」と示されているように、養護教諭の職務の特質を踏まえ、保健室の機能を十分に生かした効果的な授業の推進を図ることが望まれる。そのためにも、まず養護教諭の職務内容及び保健室の機能を理解しておかなければならない。

1

養護教諭の職務内容を知る

養護教諭は学校教育法第28条（中学校40条、高等学校50条準用）において学校に置かなければならない教育職員であり（高等学校では置くことができる）、その役割は「児童（生徒）の養護をつかさどる」と規定されている。この解釈については、昭和47年の保健体育審議会答申で「児童生徒の健康の保持増進するためのすべての活動」と解されている。これに基づき、養護教諭の具体的な職務内容について、文部科学省で実施している研修会などで示されている項目は以下の通りである。

- ①学校保健情報の把握に関すること
- ②保健指導・保健学習（T・Tを含む）に関すること
- ③救急処置及び救急体制の整備に関すること
- ④健康相談活動に関すること
- ⑤健康診断及び医師の行う健康相談に関すること
- ⑥学校環境衛生の実施に関すること
- ⑦学校保健に関する各種計画及び組織活動の企画、運営への参加及び一般教員が行う保健活動に協力すること
- ⑧伝染病の予防に関すること
- ⑨保健室の運営に関すること

2

保健室の機能を知る

保健室の機能については、学校保健法第19条で、救急処置、健康診断、健康相談が示されているが、時代の変化に伴い保健室の役割への期待も変化してきた。保健室の機能について、文部科学省で行う研修会などでは、次の内容を示している。

- ①個人及び集団の健康問題を把握
- ②けがや病気などの児童生徒の救急処置や休養
- ③心身の健康に問題を有する児童生徒の保健指導、健康相談、健康相談活動
- ④情報収集・活用・管理
- ⑤伝染病及び疾病予防のための措置
- ⑥保健教育推進のための資料の保管及び調査
- ⑦児童生徒の保健活動を行う場

3

「保健学習・保健指導」の授業実践における留意点

「保健」の授業は心や体の健康の保持増進をねらいとするわけであるから、学習指導要領に示された目標や内容に即しながら、授業のテーマや児童生徒の実態に応じて、これらの養護教諭の職務及び保健室の機能の一つ一つのすべてが、深くかかわってこそ養護教諭の持つ専門性が生かされるといえる。

その際、次のような点に留意する必要がある。

- ①年間の教育計画に基づいて指導計画を立案する。
- ②体育・保健体育、特別活動などの学習指導要領や解説の内容を確認する。
- ③保健学習及び保健指導の違いとそれぞれの特質並びに「総合的な学習の時間」の特質を理解する。(P43参照)
- ④自校の保健室の様子や、学校の状況を踏まえる。
- ⑤授業で留守をする間の保健室のバックアップ体制を整える。
- ⑥授業計画、実践、授業の反省と評価を行う。
- ⑦実践記録を取り、成果と課題を生かしあう(下記に例示)。
- ⑧保健室経営の視点から個の指導と集団の指導とのよりよい関連を図る。
- ⑨養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かす(施設、設備、資料など)。(P43参照)
- ⑩ティームティーチングなどによる保健学習や保健指導の経験を生かし指導力を高める。
- ⑪研修会(自己研修を含む)へ積極的に参加する。
- ⑫担任及び関連教科担当者と連携を図る。

ワンポイント

—実践記録の例—兼職発令を受けて教科の保健学習の場合—

1. 担当した 学年 単元(内容)
2. 校内の協力体制
 - ・保健室をあけることへの対応など
3. 保健学習の授業を担当する教員との連携協力・事前の打ち合わせの内容、回数など
4. 養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かしたところはどこか
5. 評価をどのように行ったか、またかかわったか
6. 授業担当による成果
 - ・児童生徒たちの変容
 - ・養護教諭自身の変容
 - ・保護者の反応
7. 課題
8. 兼職発令を受けるまでの経過(手続きなど)
9. 感想

4

指導計画の立て方

1 指導計画の考え方と作成上の留意事項

各学校においては、学習指導要領に従って適切な教育課程を編成することとされている。そして、各教科等ごとに、具体的な指導方法や指導時間等を定めた指導計画を作成しなければならない。

以下に教育課程及び各教科等の指導計画を立てるに当たっての留意点を示す。学習指導要領に定められている学校の指導計画は、教育課程を具体化した計画であるととらえている。

教育課程

—— 学年別に目標、内容（教科等）、配当授業時数を定めた学校教育の全体計画

〔編成に当たって十分考慮すべき点〕

- ①法令及び学習指導要領の示すところに従い編成すること。
- ②児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮すること。
- ③「体育・健康」に関する指導の趣旨及び内容を考慮すること。

指導計画

—— 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について、学年・学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画

〔作成の留意事項〕

学校の創意工夫を生かして、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成する。

- ①系統的、発展的な指導ができるように、各教科等及び各学年相互間の連携を図る。
- ②効果的な指導ができるように、各教科の各学年の指導内容の受け止め方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに、教材等の精選を図る。
- ③指導体制の工夫改善に努める。
- ④指導の改善と学習意欲の向上に生かすために、児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価する。
- ⑤家庭や地域や学校相互の連携を深める。

—— **年間指導計画** 1年間にわたって指導をどのように展開したらよいか見通して立案する。立案するに当たっては、意図的系統的かつ効果的な指導を行うための目標や単元及び指導内容、指導方法、評価、指導体制などについての考え方を整理し、効果的な学習が展開できるようにしなければならない。

—— **単元計画** 年間に配列された1つ1つの単元を授業としてどのように展開していくのかを見通して立案する。

—— **学習指導案** 単元計画に基づいて、1単位時間の授業展開を見通して立案される1単位時間計画である。指導計画の中で、最も具体的な計画である。

2 保健学習の年間指導計画の立て方

学習指導要領に目標や内容及び配当時間が定められていることから、ともすれば年間指導計画は、内容又は単元を年間に配当した概略的な予定表として捉えられがちである。しかし、保健学習の年間指導計画は、保健学習の目標を達成するために、1年間の指導をどのように展開したらよいかについて、教育課程に定められた目標や、各単元及び指導内容の1年間の配当単位時間数及び学年、指導の仕方、評価の仕方、指導体制などを明らかにした総合的な教育計画である。したがって、その立案に当たっては、前述した総則の留意事項を踏まえ、系統的・発展的かつ効果的な指導ができるように、指導の目標、内容、方法、評価や指導体制など様々な事項について、教師の創意工夫がなされなければならない。中でも、次の事項について留意する必要がある。

1) 指導の目標を明確にする

総則第1に示された生きる力の育成や生涯にわたる健康の基礎づくりに対応して、児童生徒が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく能力（自己マネジメント能力、健康なライフスタイルを確立できる能力）を培う。中でも、ヘルスプロモーションの考え方を生かして、適切な生活行動を選択、実践し、環境を改善できる能力を育成する。

2) 内容の精選・重点化と小・中・高等学校の一貫性を図る

健康の大切さを認識するとともに、深刻化している心の健康、生活習慣の乱れ、生活習慣病、喫煙・飲酒・薬物乱用、性に関する問題、自然災害に対応した内容・単元の工夫改善を図る。

さらに、小・中・高等学校の相互の関連を図り、児童生徒の発達段階に応じた、系統的・発展的な指導を行う必要がある。

3) 学校の教育活動全体との関連を図る

総則第1の3に示された体育・健康に関する指導の方針に対応して、体育・保健体育科や家庭科・理科・社会科などの関連教科、「総合的な学習の時間」、道徳、特別活動（学級・ホームルーム活動での保健指導や学校行事としての保健体育的行事など）との関連を図るようにする。特に、体育については「体ほぐし」にかかわる内容を、心の健康に関する学習と関連づけて行う。「総合的な学習の時間」についても、比較的長期で課題解決学習を必要とする総合的な健康課題を取り扱うようにする。

さらに、学校保健安全計画や地域、家庭との連携を図る必要がある。

4) 指導の工夫・改善を図る

体験学習、問題解決学習、ライフスキル学習、カウンセリング技法、視聴覚教材や教育機器を活用するようにする。

5) 指導体制を工夫・改善し、充実を図る

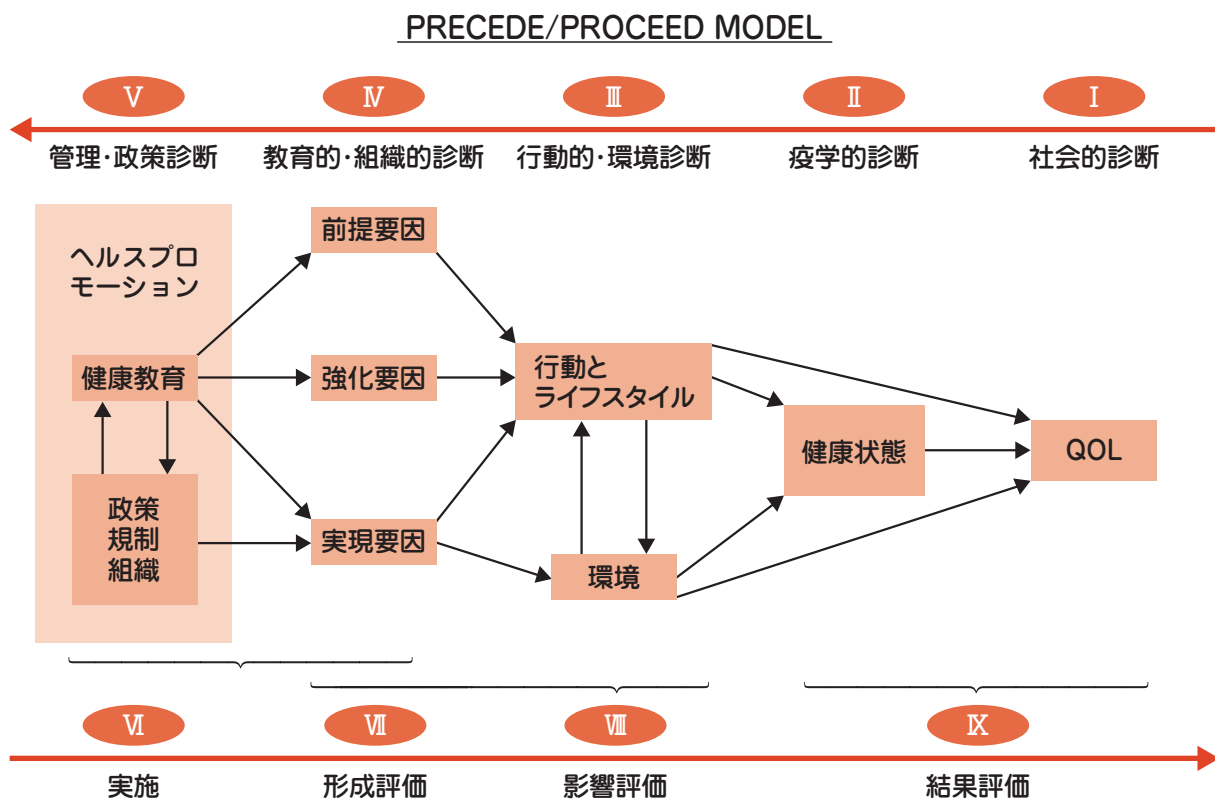
指導の効果を上げるために、学級・ホームルーム担任、教科担任、学校栄養職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、地域の健康関連職、家庭などとの連携を深めるようにする。

6) 評価の成果を立案に生かす

年間指導計画は、有効に機能せずに計画倒れに終わることが少なくない。その大きな理由は、評価がなおざりにされ、その結果が次の立案時に生かされていないことにある。立案に先だつては、下図に示したグリーンらのプリシード・プロシードモデルなどを参考にして、ニーズアセスメントを行う必要がある。このニーズアセスメントの結果は、児童生徒の個々人の良い点や進歩の状況等を積極的に評価する個人内評価や絶対評価の際の比較データーになることから重要である。また、事前の評価、学習指導の過程を評価する形成的評価や、学習指導の成果を評価する統括的な評価（事後評価ないし総合的評価）を行い、これらの成果も次の指導計画の立案時に生かすようにする必要がある。

※ニーズアセスメントは人々の要求・欲求などを診断すること。

図 プリシード・プロシードモデル



ワンポイント

例 ブリシード・プロシードモデルを用いたニーズアセスメントの具体例
ー女子高校生の喫煙防止教育の場合ー

第1段階から第5段階ごとにニーズアセスメントをしたとすると、それぞれの段階の□には以下のような診断内容が抽出されると考えられる。これらの内容について、各段階ごとに、重要性や実行し易さ等の視点から優先順位を付け、その結果を指導計画に生かすようにするのである。

第1段階の社会的診断（Quality of Life）

異性に好かれたい、仲間はずれになりたくない、太りたくない、イライラが解消するなど

第2段階の疫学的診断（健康指標）

肌荒れ、歯周病、運動能力の低下、未熟児・低体重児出産につながる、タバコの煙は料理が汚れま
ずくなる、血管の収縮による皮膚の温度低下、たんやせきがでる、血圧の上昇、心拍数の増加、息
切れなど

第3段階の行動的・環境診断

1) 行動とライフスタイル診断

暇だと吸ってしまう、かくれて吸う、自転車に乗りながら吸う、喫茶店に行くと吸ってしまう、
酒を飲むと吸うなど

2) 環境診断

友人が喫煙者、家族（両親）が吸っている、きょうだい吸っている、メディアによって作ら
れた美意識、自動販売機がある、小遣いが減る、どこでも手軽に購入できる値段など

第4段階の教育的・組織的診断

1) 準備因子の診断

病気と喫煙との関係や副流煙の害、タバコが習慣性になること、タバコをやめる時の離脱症状、
やめ方などを知らない、タバコを吸ったらやせられると聞いている、タバコを吸ってやせたい
と思う、自分を大事にしない、体に悪いというのが今のところ何の変化も感じられない、害が
体にすぐにでないなど

2) 強化因子の診断

家族（親）が見てみぬふりをしている、校長先生が吸っていて手本を示していない、男子高校
生に“やせること”の健康観を教える、タバコの火の不始末による火災の心配がなくなる、タ
バコの吸がらによる道路の汚れがなくなるなど

3) 実現因子の診断

啓発媒体が少ない、健康的なダイエットについての指導を受けられない、大人と子どもの行動
にけじめをつけられない、地域ぐるみの教育力の低下、コミュニケーションスキルの練習をす
る（ノーと言える）、商店街の人達に地域全体での禁煙教育に協力してもらうなど

第5段階の管理・政策診断

1) 健康教育診断

いつ・どこで：保健体育の時間、道徳の時間、家庭訪問、PTA総会などの集まりなど

誰が：保健体育教師、養護教諭、ホームルーム担任など

何の情報を：美しくやせる、未熟児出産、肌荒れ、口臭など

誰に：女子高校生、男子高校生、両親など

どのように：食事・運動・生活習慣の改善と工夫など

2) 政策診断

喫煙対策を行う授業時間が少ない、タバコの箱に警告表示がない、学校と地域の関係機関との
情報交換の場がない、健康づくり政策についての省庁間のコンセンサスがついていない、1学
級の人数を減らす、吸うためのルールづくり、ペナルティを課す、地域から自動販売機を撤去
する。

5

学習指導案の作成の仕方

学習指導案とは1単位時間の授業の計画案である。

その書式は一樣ではないが、ここでは保健学習指導案の例を以下に示す。なお、保健指導の学習指導案の例については、「Ⅲ養護教諭が行う保健学習・保健指導の実際」を参照されたい。

1. 単元名
2. 単元目標
3. 単元計画

○時間扱い	小単元名	ねらい・内容	時間帯	指導形態
1時				
2時				
3時				
：				

4. 指導（支援）について
 - 1) 教材について
 - 2) 児童生徒について
 - 3) 指導（支援）について
5. 本時の展開
 - 1) 本時の目標（評価の観点）
 - 2) 資料等の準備
 - 3) 展開

過程目標	学習内容・活動	教師の支援	評価	備考
気付く			③	OHP ワークシート TT
見つける				
考える	問		②	
練り上げる （まとめる）			④	
生かす			①	

- 4) 評価

1 作成時の記述の仕方

1) 単元計画

- 題材名欄—その時間で最も達成したい事を興味を湧くように簡潔に表現する
- ねらい・内容欄—達成したい目標あるいは学習内容を包括的に記す
- 時間帯欄—保健授業、関連教科、総合的な学習の時間、学級活動などのいずれの時間で行うのかを記す
- 指導形態欄—必要に応じて記す。チームティーチングなどの指導形態と協力職種名を記す

2) 本時の目標（評価の観点）

目標は評価の観点でもあり、評価をきちんとする上からも、目標領域に対応した次の①～④のような観点から、また、下に示したような、外から見て分かる行動の形（行為動詞）で表現することが望ましい。

なお、④の表現・技能についてはライフスキルを含んでいるが、これは常時掲げるのではなく、本時の目標に応じて適宜表記する。その際、スキルの種類と学習方法について記すようにする。

- ① 興味・意欲等の態度（自ら進んでする、自分の考え方を出す、最後までやり通すなど）
- ② 思考・判断（資料を解釈できる、予想できる、新しい考えをすることができる等）
- ③ 知識・理解（想起できる、要約できるなど）
- ④ 表現・技能（コミュニケーションスキルをロールプレイングを用いて身に付けるなど）

3) 展開

- 過程目標欄—学習者の課題解決過程に基づいた表示をする。また、各過程での所要時間を示す。
- 教師の支援欄—予想される学習者の反応を記す。また、養護教諭がかかわる時は、それが分かるように下線を引くなどの工夫をする。
問は学習内容・活動の欄にまたがって記す。
- 評価欄—学習の途上で本時の①～④の下位目標の達成状況が評価できるように、その目標の番号を記す。
- 備考欄—教育媒体・資料や指導形態などについて必要に応じて記す。

4) 評価

- ・ 本時の目標で掲げた下位目標について、それらがどの程度達成されたかを判定できるような形式で表記することが望ましい。

6

楽しい授業・手応えのある授業を 創り出すための授業づくり・教材づくり

授業を担当する教師に求められる一番大切なことは、

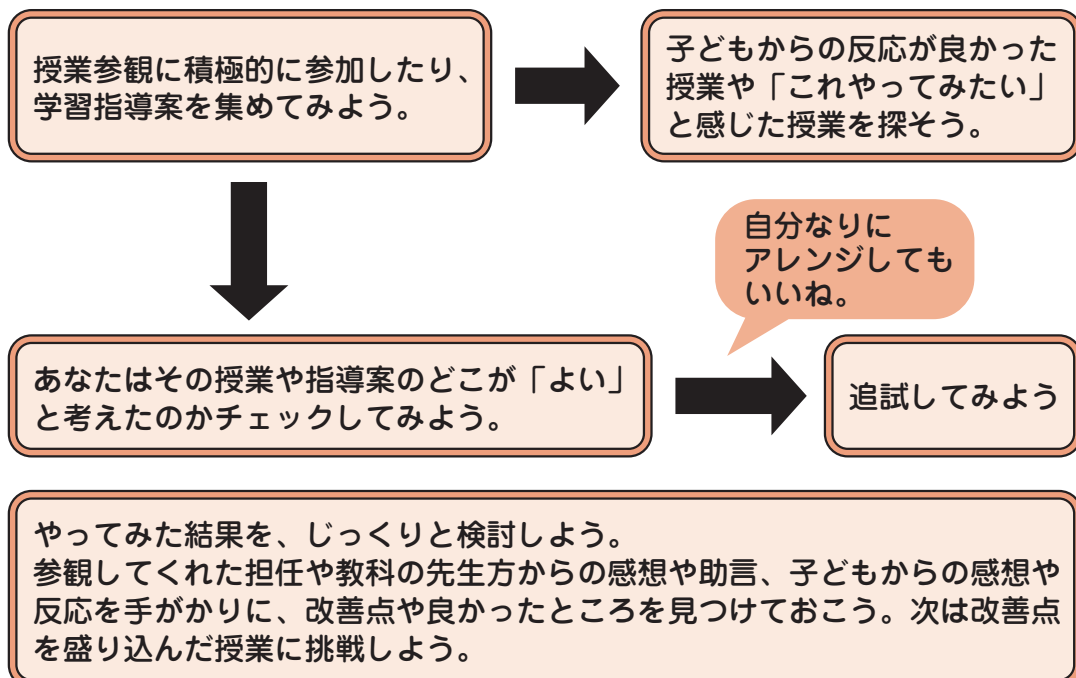
教師自身が学ぶことや追求すること、わかることを「楽しいこと」と感じることである。その「楽しさ」を伝えられ子どもと共有できた時、学ぶ楽しさが生まれるのである。

楽しい授業、手応えのある授業づくりの出発点は、追求する楽しさ、学ぶ楽しさを、教師自身の中に育てることであると言える。



1 始めて授業に挑戦しようとする方

→他の人の実践や指導案をまねてみよう。

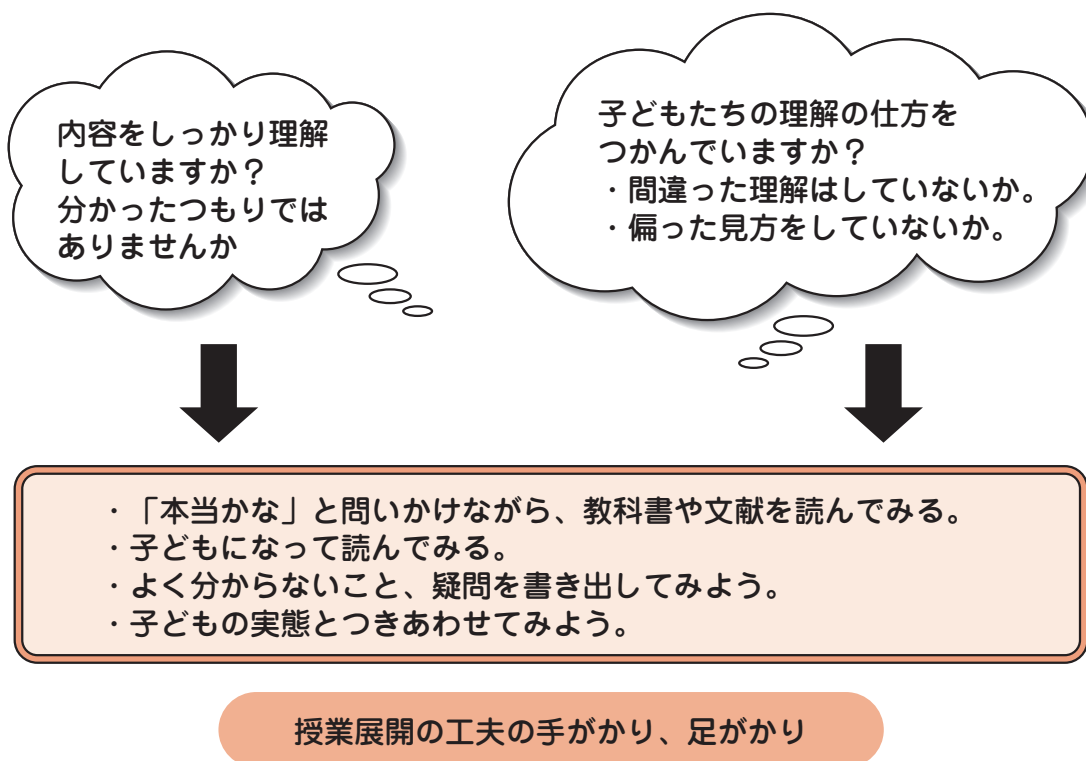


2 授業の組み立てや展開を工夫したい方

→学習指導要領や解説、教科書、関連する文献をじっくり読み、検討してみよう。

検討するポイント

- ①学習指導要領に示された目標は何か。
- ②どのような学習内容が盛り込まれているのか。
- ③押さえないといけない科学的な事実は何か。
- ④それに関連して起こっている子どもの生活実態や健康問題は何か。



疑問にこだわって追求することがポイント。
→科学的事実の正確な理解を深める。

子どもの気になる健康問題や言動と重ね合わせ、内容をとらえてみよう。

授業展開の柱づくり
一番押さえないこと、しっかり
伝えたいことを絞ってみよう。

・導入は何がよいか。
・山場をどこにするか。
・次の活動へ、どうつなぐか。

授業展開の流れを作る。

何がわかったり、
できたりしたら、
子どもたちが
変わるのかな？

どこに重点を当てればいいのか？
あれもこれもになっていないかな？

3 子どもが「おもしろい、よくわかるよ」と言ってくれる手応えのある授業に挑戦したい方へ

→発問や働きかけを練り上げ、子どもたちが学びあう場を創り出そう。

おもしろい、楽しい授業とは、

子どもが新しい知に出会った時、それまでに得た知識が揺すぶられる時、それを自分のものにできた時などを体験できる授業である。

→既存の思考を揺さぶる発問や友だちの意見などの働きかけで、子どもの思考が動きだし、新しい事実や知識を獲得するプロセスを組み込んだ展開を組み込むことが大切。

教材は、教育内容と子どもの思考
や生活体験をつなぎ合わせ、思考
を揺さぶっていくもの。

教材についての定義はいくつかあります。こ
こでは、あるねらいを達成するために、資料や活
動などに加工を加え、発問や指示などを含めた
ひとかたまりの活動として使っている。

すぐれた教材の特徴

- ・子どもの既存の考えや理解を揺さぶる意外性や、自分の体験を手がかりに考えることができる発問や投げかけが含まれている。
- ・子どもが思考するために、具体性があったり、実際に試したり体験でき、結果を確かめられる活動が含まれている。
- ・子どもたちが互いに学びあう過程が組み込まれている。
- ・子どもが学ぶべきことが学びとれるよう、効果的な順序で構成されている。

「これを学んでよかった」という気持ち（学ぶ必然性）をわかせたかな。

導入の発問や働きかけは重要だね。学びの舞台をどう開いていくか、子どもたちの関心や意欲を盛り上げていく役割だね。

意外性のある発問や投げかけを創り出すためには、子どもの理解の仕方がどうなっているか、どこに誤解や曖昧さがあるのか、どこでつまづいているのかを知ること。そのためには日頃、子どもたちの会話や行動を丁寧に観察し、耳を傾けていくことが大切である。

意外性のある発問は、子どもの知的好奇心をかき立て、追求心を目覚めさせる効果があります。

私は討論する授業が好きです。みんなの色々な意見が聞けるからです。来週の答えが楽しみです。（G子）

みんなも色々考えていて、みんなの意見には納得させられたり、感心したりするようなものがいっぱい。（Y子）

意見の交流・討論から生まれるもの

- ・「わからない」という友だちにわからせようと説明したり、反対意見に反論したりする中で、何が分かっていないのかに気づき、自分の考えの弱さに気付く。
- ・他の人が納得できるような説明をするために、いろいろな工夫を試みる。
- ・足りないところや、もっとわかりやすく説明するための提案が補強されるなど、他の子どもを巻き込んで一つの意見を創っていく。

教師がどのように援助したり、役割を演じていくかが教師の力量

議論や討論を組織していく力

子どもの意見を整理し、わかりやすくするために補う。
対立点を明確にし、論点を焦点化する。

4 教材探しのノウハウを知りたい方へ

→学習内容全体に対して旺盛な好奇心と関心をもとう。

教材のため情報探し

- ①関連する文献や資料を、いろいろな媒体から探すこと。
- ②他の人の実践事例で使われている教材を集めてみる。
- ③見えそうだと思う情報をまめに入手し、項目ごとに整理しておくこと。
- ④頼れる人材や社会的資源を活用すること。(教師の仲間、医師、薬剤師、専門家、図書館の司書、公的機関・企業の広報サービス、地域や保護者の中にいる専門家など)
- ⑤インターネットでの検索の活用をすること。

ワンポイント

—A子さんの情報収集法—

情報収集は、日頃のちょっとした好奇心が勝負といえます。日頃から自分の授業に関係する情報に対してなるべく感度を高くし、アンテナをあげていくようにしています。

新聞記事は、要チェック。健康欄だけでなくコラムや投書欄もチェックします。環境問題や高齢化、少子化、脳死や遺伝子科学と医療など、先進的な問題などの情報はチェックできます。また書評欄からは、新しく出された文献をチェックできます。文献や資料は、インターネットでの検索も活用しています。インターネットは、最新情報や統計値を手に入れるのに使っています。TVの番組も使えます。ビデオにとって編集して一部だけ使うこともできます。素人では実験できないようなことを実際に見られるので、説得力もありますし、説明に使っている図などが分かりやすいのもいいですね。

私は足で稼ぐタイプ。手がかりになりそうと思ったら、直接インタビューしたり、資料を請求したり、電話をかけたり体当たりです。自分自身が追求していくおもしろさが味わえますし、このやり方が気に入っています。保健所や専門の図書館や施設、企業などいろいろな場所に行き、その道の専門家と交流すると得るものも多いと思います。人との出会い、自分の知らない世界を知るのも、ワクワクします。

集めた資料は項目ごとファイルして整理しておく、さあ教材研究という時便利です。集めた情報のすべてが使えるわけではありません。その中から今回の授業や単元のねらいに合ったものを選び出し、使っていくのです。知ったことを全部使いたくなってしまうのが人情ですが、必要なものだけをねらいに合わせて選び出すのがポイントかな。

少しずつ慣れてくると勘が働いて「これは使える！！」ってひらめくようになりましたよ。こうなってくると、教材研究も、教師にとってお楽しみの世界です。

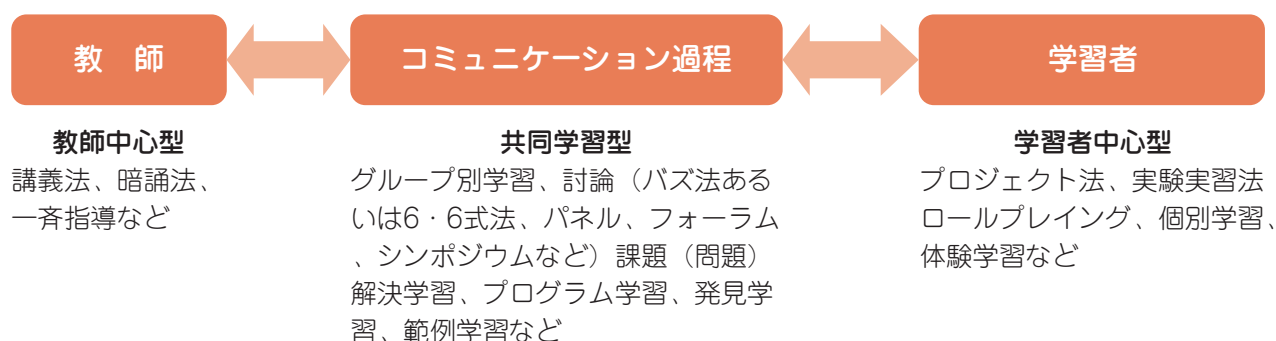
7

学習指導の方法

1 教育方法

教育方法には多種多様なものがあるが、教育の作用・機能に視点を当てると学習指導と生活指導とに大別される。

また、教育場面（教育過程）に視点を当て、これを図に示したように教える者（教師）と教わる者（学習者）との間の情報のやり取りを中心としたコミュニケーション過程と捉えると、教師中心型、学習者中心型、共同学習型の3つに大別される。



また、コミュニケーション過程で用いられる教育媒体に視点を当てると、視聴覚教材及び教育機器の活用を図る視聴覚教育や、言語だけの講義法などに分類される。

いずれの教育方法も一長一短があるので、教育の目的・目標や内容、対象者、学習集団などに応じて長所を十分に生かせるよう使い分ける必要がある。

2 保健の授業における学習指導の方法

学習指導要領では、生涯にわたって自ら学び続けることができる力を育てることが、学校教育に求められるとされ、「生きる力」の育成が学校の教育方針として掲げられた。これを受けて、保健の授業の目標は、心身の健康の保持増進のための実践力の育成にその主眼が置かれた。また、保健の授業の内容として、喫煙・飲酒・薬物乱用やストレスについては、学習指導要領解説（体育・保健体育編）で、これらが個人の心理状態や人間関係、社会環境とかかわっているので、それらの心理的社会的要因に適切に対処する必要があるとしている。この目標の実現や内容の習得に寄与するために、教育方法としては、教師主導の知識の伝達・暗記教育から、児童生徒主体の学習への転換が求められ、学習指導要領解説（体育・保健体育編）で、課題学習や実験・実習など体験的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫や適切な意志決定や行動選択が必要であるとされている。

適切な意志決定や行動選択をするためには、それを可能にする具体的なスキル、例えば、意志決定スキルやコミュニケーションスキル、ストレスマネジメントスキルなどを身に付ける必要がある。これらのスキルとは、保健体育審議会答申（平成9年9月）において「心の健康問題が社会全体で増加する傾向にある中、ストレスが生じた場合の対処法などの生活技術の習得も重要である」と指摘された生活技術やWHO精神保健部の提唱しているライフスキルに相当している。したがって、スキルの形成に当たっては、ライフスキル学習に期待するところが大きいといえよう。しかし、保健の授業にライフスキル学習や課題学習を導入し展開するには、これらの学習過程が児童生徒の主体的活動そのものであることから、児童生徒の興味・関心や問題意識を引き出し、楽しく意欲的に体験的に取り組むことのできる学習方法を用意する必要がある。その具体的な手法として、最近よく用いられるようになったのはブレインストーミングやロールプレイング、ディベートなどである。

1) 課題学習

ア. 意義

学習者の興味・関心、能力等の多様性に応じ、一人一人が主体的に学習を進めることにより、個を生かすことにある。

イ. ねらい

学習者が学習課題、目標、内容、方法を主体的に設定し、自主的・自発的な学習活動を通して自分で解決できる資質や能力、態度を培う。

その自分で解決できる能力は次の三つより構成される。

- ①自分が解決しなければならない課題を的確に把握できる力（課題を発見する力）
- ②解決する方法を主体的に創意工夫して自分のものにする力（課題を解決する力）
- ③自分の生活に適用し発展させる力（課題を適用・発展させる力）

ウ. 学習課題の選択及び設定の視点

教師と学習者が共同して、教科の内容や教材、教科書や資料、児童生徒をとりまく生活、児童生徒の希望などを分析検討し、共通課題や自己課題として分類、整理する。その際、学習課題として望ましい条件を有しているのか、どのような学習課題のタイプを望んでいるのかを検討する必要がある。

【望ましい学習課題の条件】

- ①具体的事実に基づいているものか
- ②学習者が興味・関心や疑問をもつもの
- ③発展性があるものか
- ④学習者の価値観・切実感に支えられているもの
- ⑤文化的・教育的価値があるものか
- ⑥学習者に何らかの意志決定を迫るものか
- ⑦手を延ばせば届くという適度の困難さをもつものか
- ⑧画一化・規格化されたものでなく、学習者の個性が生かされるようなものか

【学習課題の類型】**①論理的追及型**

- ・原因究明型（なぜ喫煙するのか）
- ・過程追及型（生活廃棄物はどのようにして処理されるのか）
- ・特色追及型（思春期における心身の発達の特徴は何か）
- ・比較検討型（男性と女性の違いは何か）
- ・条件思考型（もし、頭部を強く打ったらどうしたらよいか）

論理的追求型は、抽象的あるいは高度になりやすいので、具体的、実感的にとらえられるよう資料や学習活動の工夫（予想を立てさせ、討論などを通して思考を練り合わせるにより追及意欲を高めていくなど）が必要である。

- ②作業型：作品を作ることを当面の学習目標とするが、作業そのものが主目的になったり、単なる興味本位になったりしがちなので、そのねらいや必要性を学習者に十分に意識させる工夫が望まれる。
- ③体験型：体を動かして何かをすることを要求する。作業型と同様の工夫が望まれる。
- ④実習型：応急手当など、実習を通してその意義や方法を理解し、技能を習得する。
- ⑤実験型：騒音、照度などの測定によって、科学的事実や法則を検証する。
- ⑥探索・調査型：教室や学校から出る活動を促す。地域や学校、学習者の実態を十分に把握して、事故やトラブルを起こさないように配慮する必要がある。他の型と併用すると効果的である。
- ⑦意志決定型：「友だちに飲酒を勧められたらどうする」など、意志決定を迫るタイプ。必ずしも答えが1つでないこと、学習者の関心や態度の傾向を見る上で効果的であること、高学年向きであることなどが特色である。

※実際の授業では、これらを組み合わせて行うことが多い。

【学習課題の設定の仕方】

- ①教師が課題を提示する
 - ②教師が提示した複数の課題から児童生徒が選択する
 - ③教師が提示した主題やねらいをみて、児童生徒自らが課題を発見する
 - ④児童生徒が自ら課題を発見する
- これらの設定の仕方を適宜用いるようにする。

工. 学習方法

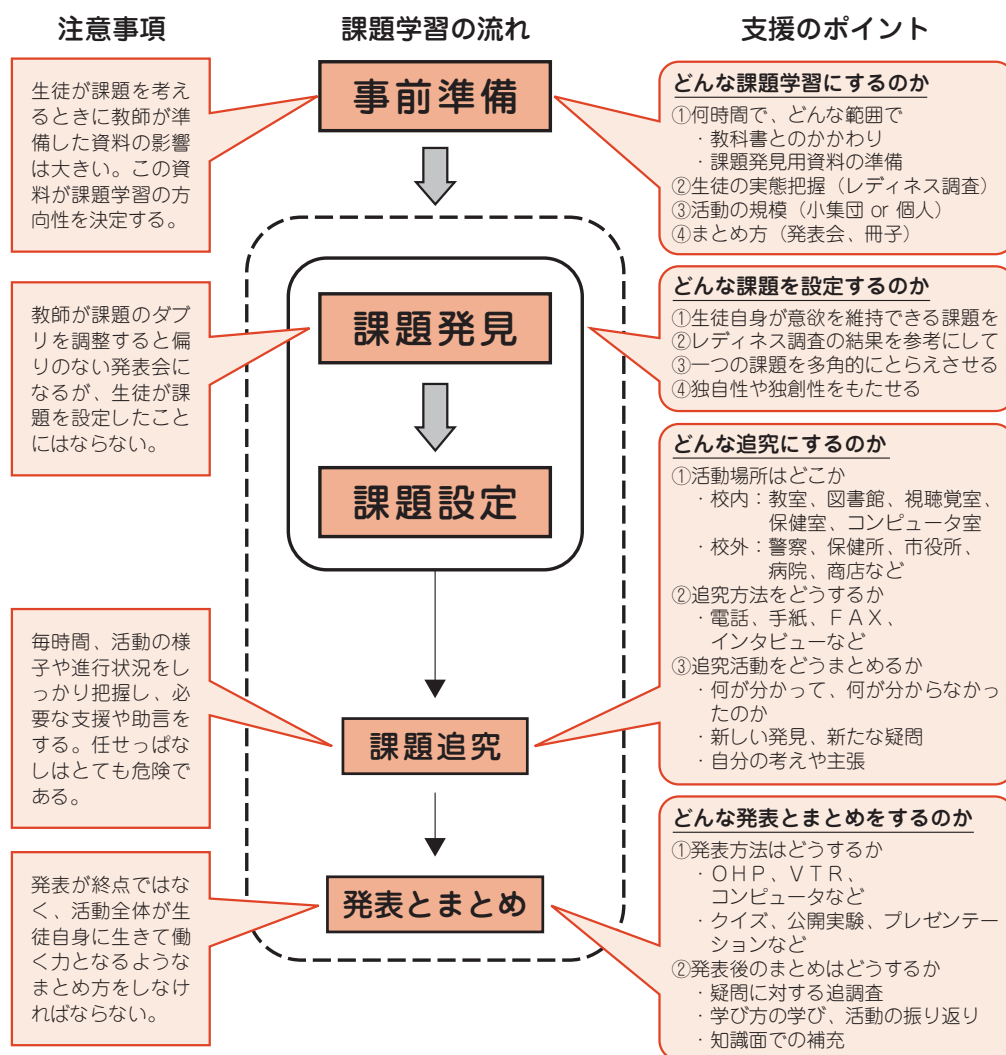
直接体験、見学、実験、観察、調査、討論、ブレインストーミング、ディベート、ロールプレイング、報告書・レポート作成などを適宜活用する。

オ. 授業の展開の仕方

- ①授業とフィールドワークなどの地域活動とを組み合わせる行なう。
- ②教師による解説や説明による一斉学習とグループ学習あるいは個別学習を組み合わせる行なう。
例えば、一斉学習(オリエンテーションなど) → 課題学習(グループ学習あるいは個別学習) → 一斉学習(発表・まとめ) → 評価など。
- ③学習の初めから終わりまでグループ学習あるいは個別学習のみで行なう。この進め方にも様々のタイプがある。
 - ・全員がいくつかの課題を決められた順番に従ってやる、順序にとらわれずに全部の課題をやる、課題の数にとらわれずに行なう。
 - ・興味関心のある課題を選んで、課題別(コース別)にグループ学習ないし個別学習を行なう(課題選択学習、コース学習)。
 - ・全員で共通の課題を学習した後に、その課題をさらに深く追及するための部分的課題を選んで、グループ学習ないし個別学習を行なう(発展課題学習)。

カ. 課題解決の過程

課題学習に入る前に教師が活動全体をイメージするためのフローチャート



(出典 「新しい保健学習のモデル」財団法人 日本学校保健会一部改編)

キ. 留意点

- ①課題解決学習は、探究に力点を置くあまり、ともすれば深く狭くなってしまう。探究に力点を置きながら、しかも内容の総合性を偶然に任すのではなく、課題別あるいはグループ別に結論を持ち寄って討論し、まとめるといった共有化の過程を学習指導計画に組み込むことによって総合化の手立てを図る必要がある。また、その際にも、深い理解に導くための実践的な理解を図るため、指導（学習）方法の工夫が必要である。
- ②保健学習で選択される課題・学習内容は学際的なものが多いものの、現行のような細分化した教科・科目から成る教育課程では、学際的課題を組織だてて学習することは難しい。この点を踏まえると、課題学習に期待するところは大きいものがあり、学習課題として、常に学際的なものである現実の人間生活（いきがい、性と人間、医療と福祉など）、国民の生活課題（環境問題など）、対象者の発達課題などから適切なものを選択し、これに十分に時間をかけて、主体的に取り組むようにすることが望ましい。
- ③課題学習のねらいの一つである自己学習力を育成するためには、学習者一人一人が自分の学習課題を選び、あるいは決めて、自分なりに追及していくことが基本である。一斉指導で学習者全員が課題を追及していくという進め方もあるが、自分の力で課題を解決していくようにすべきである。そのためには、自学自習を可能にする教材（学習材）が不可欠であり、学習パッケージ（学習ガイド、学習シート、ヒント・シート、資料シート、チェック・シートなどからなる）といったようなものを用意するのも有効である。
- ④こうして課題学習において、生きていく上で必要とされる保健の知識や技能は、児童生徒が課題解決を図る過程を通して児童生徒自身の力で獲得される。
- ⑤さらに、学級の仲間と意見交換をしていく「知恵の貸し借り」の中で、課題解決は深められ、広げられる。その中で、児童生徒自身の自己評価や仲間との相互評価が行われ、「ひとりよがり」の課題解決からの脱却を図ることができる。それが新たな課題を発見することにもつながり、また、自分の感じたことを他者に伝え、共感し合うことにもつながる。

2) ライフスキル学習

ア. ライフスキルの定義と主要領域

WHO精神保健部はライフスキル（life skill）を「人々が日常生活の要求や挑戦にうまく対処できるように、適切かつ積極的に行動するための能力」と定義し、保健行動に影響を及ぼす心理的社会的要因に対処するためのスキルとして、次の5組10種類を挙げている（1994年）。

①-1. 創造的思考（creative thinking）スキル

情報を組み合わせて独創的な考えや計画や物などを作り出すことができる能力。意志決定及び問題解決の能力を培うに際してはこの能力を活用することが不可欠である。

①-2. 批判的思考（critical thinking）スキル

情報や経験を客観的な方法によって分析することができる能力。これを身に付けると、人々の態度や行動に影響を及ぼす要因（メディア、価値、仲間の誘いなど）を認識し、査定できる。

②-1. コミュニケーション（communication）スキル

言語及び非言語による自己表現能力

②-2. 対人関係 (interpersonal relationship) スキル

他の人と積極的な方法でかわり、親しい関係を持続できる能力。このコミュニケーション及び対人関係の持ち方には、自分のことだけを考えて他者を踏みにじる攻撃型と、他者を優先し自分のことを後回しにする受動型と、自分のことをまず考えるが他者をも配慮する自己表現型の3つがあるが、自己表現型 (assertiveness) が望ましい。喫煙や飲酒、薬物乱用等の有害な行動への勧誘があった時、毅然として「NO」を主張し、自己を守り、大切にするスキルである。

③-1. 自己認識 (self-awareness) スキル

自己のモラルや価値観、性格、長所短所、好き嫌い、行動を規定している要因について認識できる能力。

③-2. 共感 (empathy) スキル

他の人の考えや主張を、自分もまったく同じように感じたり理解したりすることができる能力。

④-1. 情動抑制 (coping with emotions) スキル

喜怒哀楽の感情がどのようにして行動に影響するかを認識し、感情に適切に対処できる能力。

④-2. ストレス対処 (coping with stressors) スキル

ストレス源がどのように人々に影響を及ぼすかを認識し、ストレスを解消するための対処行動をとることができる能力。

⑤-1. 意志決定 (decision making) スキル

いくつかの選択肢の中から最良と考えられるものを自分で選択できる能力。このスキルは何がやりたいのかという目的意識を明確にさせ方向づけを行うのに有効であり、人生に主体的に取り組むことを容易にする。

⑤-2. 問題解決 (problem solving) スキル

重要な問題を的確に発見し、その問題を解決するためのあらゆる方法を考え、それぞれの長所短所を考え合わせて最適な方法を選択し、どのようにしてこれを実現できるかを計画できる能力であり、他のスキルが総合したスキルである。

イ. ライフスキル学習の展開の仕方と学習方法

①各種ライフスキルの形成に当たっては、その基盤を成し、その形成を左右するセルフエスティーム (自己肯定感) を高めることに努めなければならない。これが高い人は、望ましい行動をとる者が多いとの知見が得られているからである。

②基本的展開

図 1



図1で示すような流れが基本である。しかし、「まずやってみよう」と練習させ、改善点をフィードバックし、その手本を見せて、「こうすればよい」などと説明をするといった手順を踏む場合などもある。

- ③学習方法としては、学習者の主体的参加が図られるロールプレイングや小集団によるディスカッション、体験学習、ディベート、ブレインストーミング、イメージトレーニング、問題解決学習、記述式ワーク法などを駆使する必要がある。

3) ブレインストーミング

小集団において、全員が限られた時間に、ある課題について自由に多くのアイデアや意見をだす討議法の1つである。

【留意点】

- ①自由奔放：深く考えずに、アイデア、思いつきを発言しよう。
 - ②批判厳禁：他人の発言を批判したり、コメントしない。
 - ③便乗歓迎：他人の意見に便乗して、その意見から連想されたことを発言する。
 - ④質より量：良い、悪いは考えないで、できるだけ多く発言する。
- *時間は3～10分間、リーダーと書記を一人ずつ決め、書記は発言を書きとめる。

4) ロールプレイング（役割演技法）

学習内容に即した架空の場面（事例）を設定し、役割を与えて演じさせ、それを通して問題点や解決法を考えさせる方法。

【留意点】

ア. シナリオ作り

学習者にとって身近なものにする。簡単なシナリオを作るか、手がかりになる言葉またはヒント（キーワード）を書くといい。

イ. 状況設定

演技前にできるだけ状況を決定しておく。演技ができるだけ発散しないように、どのように収束するかをあらかじめ考えておく。

ウ. ステージ作り

教室の場合は、教壇・教卓のところを少し開けて作る。

エ. 役割分担

- ①演技者には役柄が第三者にわかるように目印をつける。
- ②演者になりたくない人の場合はそれを認め観察者として参加させる。
- ③観察者に対しては注意深く観察する役割があることをしっかり伝える。

オ. 演技

- ①演技時間は3分以内がよく、長くても5分。
- ②「はじめ」と「おわり」の合図を確実にする。
- ③筋書き通りでなく、自発的な対応があってもよいことを伝える。
- ④横道にそれ始めたら直ぐに中止し、話し合ってから改善した後に開始する。

カ. まとめ

- ①「演技はこれで終了です」と脱役割宣言をする。演技者が実生活の中にまでロールプレイング時の役割を持ち込んでしまうからである。
- ②結果について話し合う。演技者には感想を述べてもらい、その努力に肯定的なコメントを多く与えるようにする。

5) ディベート

ア. 定義

ディベートとはゲーム形態の討論である。「コミュニケーションのゲーム」、「知的格闘技」などとも言われる。ゲームの形態をとるのは、討論において最良の決断ができる能力を楽しく効果的に培うためである。

イ. 特徴

①1つの論題について話し合う、②肯定側と否定側に分かれる、③一定のルールに従って論争する、④審判が勝敗を判定する。

ウ. 討論の流れ（フォーマット）

フォーマットは様々ではない。授業でディベートを行う場合は、次に示すような練習用と試合用（全国中学・高校ディベート選手権：ディベート甲子園）の2つのフォーマットを組み合わせるケースが多い。

	練習	試合	
①肯定側立論	2分	6分	定義、プラン（行動計画）、メリットとその根拠 プランが論題の範囲内か否か、利益の立証に対する反論 否定側のプラン、デメリットの立証
②否定側質疑	2分	3分	
③否定側立論	2分	6分	
④肯定側質疑	2分	3分	
⑤否定側第一反駁	2分	4分	立論されたことに対してのみ分析、評価、比較等を行う
⑥肯定側第一反駁	2分	4分	
⑦否定側第二反駁		4分	
⑧肯定側第二反駁		4分	
講評・判定			第3者の審判団が肯定、否定を決定する

エ. 試合の形式

2チーム対抗の代表選手制（試合用）と全員参加制（練習用）とがある。全員参加制は小グループに別れ、肯定、否定、審判を交互に役割分担して一斉に試合を行う形式である。1グループ3人が普通であるが6人、9人でも行える。

以下では、ディベート甲子園を例にして述べる。

オ. ルール

- ①両チームのメンバーは同数：チームディベートの場合は4人（立論、質疑、第1反駁、第2反駁）、質疑に対する応答は立論担当者、ステージ途中での選手交代禁止、試合中にチームメンバー以外の者との相談禁止。
- ②持ち時間：両チーム均等。発言の時間が余っても次のステージには進めないが、減点はされない。
- ③準備時間：スピーチ時間とは別に自由にどこでも使える。両チーム各2回、1回1分
- ④最初と最後は必ず肯定側が話す。

カ. 構成員

司会者、チームメンバー（ディベーター）、タイムキーパー、審判

キ. 留意点

- ①論題の決定：命題（proposition）とも称される。「AはBである」（日本人は働き過ぎである）のように主語と述語から成る文である。明らかに結果が分かるようなものではなく、議論の余地があり、肯定・否定を客観的には決め難く、肯定側と否定側に公平であるもの。
- ②討論の道筋の記録：討論は時間が長く、覚えておくことはできないので、肯定側、否定側、判定者もメモする必要がある。横軸に8ステージを割り振ったディベートフローシートのようなものを用いると良い。
- ③プラン（行動計画）の作成：4W2H（When、Where、Who、What、How、How much）を明らかにして提示する。
- ④関連図（リンクマップ）の作成：プランから生じるメリットとデメリットを思いつくだけ書き出し、それらを矢印でつないで関連づけを行う。
- ⑤主張の発生過程と重要性について：論理的理由づけをし、証拠資料を引用する。
- ⑥質の良い情報（証拠資料）の収集：メリットやデメリットの根拠となる資料として、明確な論点を主張している、それに対する理由づけが明確である、事実に基づいているの3条件を満たしていることが重要である。
- ⑦多数決だけで結果とせず、学習内容と関連して本質的な問題点を指摘するなど、オープンエンドにする必要がある。
- ⑧児童生徒を良い方向に強く方向づけるような支援（介入）を避ける。
- ⑨ディベート判定：次の判定用紙を参考にされたい。

ディベート判定用紙

論題：							
		肯定派		小計	否定派		小計
立論		分析力	1-2-3-4-5	2	分析力	1-2-3-4-5	2
		推論	1-2-3-4-5	3	推論	1-2-3-4-5	2
		証拠	1-2-3-4-5	3	証拠	1-2-3-4-5	1
		論理構築	1-2-3-4-5	3	論理構築	1-2-3-4-5	2
		話し方	1-2-3-4-5	2	話し方	1-2-3-4-5	2
反対	尋問	技術	1-2-3-4-5		技術	1-2-3-4-5	3
		効果	1-2-3-4-5		効果	1-2-3-4-5	2
尋問	弁論	技術	1-2-3-4-5	4	技術	1-2-3-4-5	
		効果	1-2-3-4-5	3	効果	1-2-3-4-5	
反駁		反駁	1-2-3-4-5		反駁	1-2-3-4-5	2
		防衛力	1-2-3-4-5	4	防衛力	1-2-3-4-5	4
		論理構成	1-2-3-4-5	4	論理構成	1-2-3-4-5	2
		効果	1-2-3-4-5		効果	1-2-3-4-5	4
		チームワーク	1-2-3-4-5	2	チームワーク	1-2-3-4-5	3
合計		/70			/70		
審査の結果（肯定派・否定派）の勝ちと判定します。							
審査員名							

〔判定項目の説明〕

1.立論

①分析力	論理の基礎的な説明がなされているか？ 主要な争点がよく分析されているか？
②推論	推論は有効でわかりやすく、結論を導くときに用いた証拠と一致しているか？
③証拠	推論を立証するために十分な証拠が提出されたか？ 出典の信頼性は高いか？
④論理構築	主要な争点にそって、スピーチがうまく組み立てられているか？ 争点がわかりやすく、順序よく立論されているか？
⑤話し方	言葉使い、発音、語句の選択が正しく、聞きやすく、説得力があるか？

2.反対尋問

①尋問の技術	相手の立論の矛盾点や立証・証拠の不備をつく尋問ができたか？
②尋問の効果	尋問により、相手を追い込むことができたか？
③答弁の技術	相手の尋問に対して、証拠をもとに理論的な内容で、落ち着いて答弁できたか？
④答弁の効果	答弁により、相手の尋問をうまくかわし、立論を有利に立証できたか？

3.反駁（はんぱく：相手の議論を攻撃、論戦し、自分たちの議論を正統化する）

①反駁	相手の議論への攻撃（反論）が有効であったか？
②防衛力	相手に攻撃された自分たちの推論が再構築できているか？
③論理構築	自分たちの議論を正統化する理論にそっているか？
④効果	反駁の効果があがっているか？
⑤チームワーク	チームの協力体制がとれ、一丸となって戦っているか？

8

評価・評定の考え方

1 教育評価とは

広義には「教育活動（学習指導）の効果的な遂行と改善のために必要な情報の収集とその活用プロセスである」。

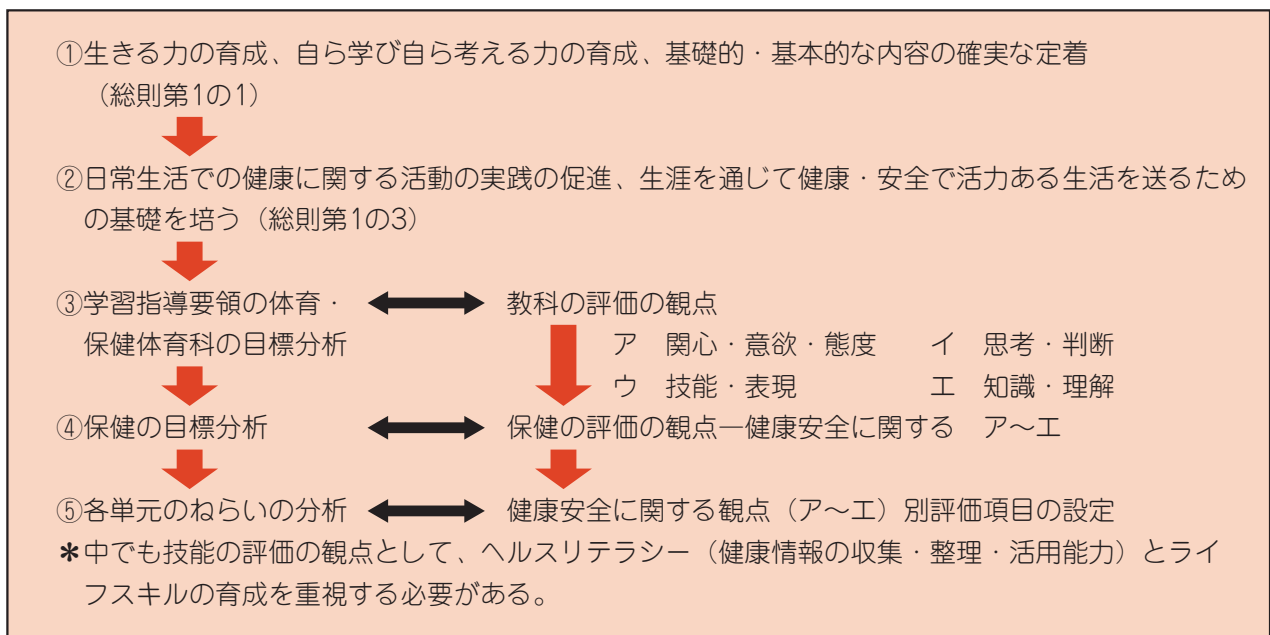
2 学習指導の流れ（目標追求の循環過程）に沿った評価の分類

学習指導の流れ	評価の種類とその観点
企画 Plan	企画評価
ニーズ診断	ニーズの捉え方は的確か
目標設定	目標の設定の仕方は妥当か
計画立案	学習・指導の内容、方法や教材、媒体、施設などの資源は効果的か
実施 Do	事前評価としての診断的評価あるいは配置付け評価
	プロセス評価（形成的評価）—適切な学習・指導を行っているか
	直後の事後評価としての総括的評価
評価 See	結果評価（学期末、学年末の総括的評価）—目標をどの程度達成できたか
	評価の診断—評価の仕方は適切か

3 評価の手順

1) 評価の機能と役割

授業の評価のねらいは、教育がその目標に照らしてどのように行われ、児童生徒がその目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにし、また、どのような点でつまづき、それを改善するためにどのように支援していけばよいかを明らかにしようとするものである。この評価のねらいに見合った評価の観点としては、学習指導要領が目指す学力観（生きる力の育成）が十分に評価できるようなものにする必要がある。「生きる力」は全人的能力であるので、その達成度を評価するには児童生徒指導要領の観点別学習状況の評価で示されているように、「関心・意欲・態度」や「思考・判断」、「知識・理解」を評価の観点として設定する必要がある。



2) 評価の仕方の決定：どこで、いつ、誰が、どんな基準で評価するのか

ア. どこで

学習指導の実施の評価、学習前の評価(事前評価としての診断的評価あるいは配置付け評価) → 学習過程における評価(形成的評価) → 学習後のまとめの評価(事後評価としての総括的評価)の順に行う。保健授業の評価というと事後評価を思い浮かべる者が多く、しかも、教えた内容が分かったかどうかという、学習の結果や成績の順位が問題にされがちである。そして、学習の結果や成績が良くない場合は児童生徒の側に問題があるとされてきた嫌いがある。しかし、児童生徒の学習結果は教師の指導結果でもある。もし分からない児童生徒がいれば、それは教師の側の指導計画や教材研究、教育方法などが不十分であったか適切でなかったとも考えられる。したがって、評価は教師の側の指導の改善のためにもなされなければならない。そのためには、指導の過程にも注意を払い、児童生徒の学習のつまずきなどの情報を必要に応じて収集し、フィードバックして学習指導と評価とを表裏一体として捉える形成的評価を重視する必要がある。

イ. いつ(時期)

1 単位時間の授業ごとの評価 → 単元ごとの評価 → 学期末評価 → 学年末評価の順に行う。

ウ. 誰が

児童生徒による自己評価、児童生徒同士による相互評価、保護者や教育活動に協力した地域の人々による他者評価などがあるが、児童生徒の自己評価を重視する必要がある。

自己評価は学習者が自分で課題を決め、実施し、その成果を修正する活動である。これによって、自己のとった行動の意義を自分で肯定し認めることができるので、さらに積極的にその活動に取り組むことができる。自己評価には、この自己確認機能と自己動機付けの機能があるので、現在及び生涯にわたって、健康生活を実践し健康の保持増進を図る上で重要な手段となりうる。これを学習指導の中で実施するには、事前に、その意義や評価の観点を児童生徒に理解させ、学習活動の中に評価シートや観察などによる評価活動を組み込んでおくことが必要である。

エ. どんな評価基準（価値基準 Standard）で

評価は得られたデータを価値ある基準（Standard）に照らして、価値判断（価値付与）して初めてその本来の意義をもつことになる。

[評価基準の設定の仕方]

①集団の外に求める（絶対評価）

価値基準は多くの場合、学習指導要領から導き出され、指導の前に設定されるので、学習の途中でその価値基準と照合して学習の到達度を判定できるから、絶対評価は形成的評価としての意義が大きい。しかし、難点は、学習指導要領の教育目標から価値基準を客観的に導き出し設定する操作にある。

②集団の内に求める（相対評価）

価値基準は集団内の学習者の現実の成績の代表値（平均値など）であり、学習終了後に設定されるので、相対評価は事後評価（総括的評価）としての意義が大きく、各学習者の集団内の位置関係の優劣を明らかにできる。しかし、ともすれば、学習者間の不当な競争心をあおんだり、集団差の介入などの難点を有している。

③学習者一人一人の可能性・特性に求める個人内評価

個人の可能性を最大限に伸ばすという教育の本務からすれば個人内評価が理想的であるが、個人の可能性をどのように操作的に規定するかが難点である。学習指導要領では、総則第5の評価についての留意事項において、児童生徒の「よい点や進歩の状況などを積極的に評価する」ことが強調され、絶対評価や個人内評価が重視された。これは、教育方針として新たに打ち出された「生きる力」の育成を受けてのことである。「生きる力」は個人間や個人内においても相違が見られるので、個性に応じた評価が望まれるからである。この要件を満たすにはクラス内の成績順位で評価するのではなく、児童生徒個々人が学習目標に到達したかどうかをみる絶対評価を個人内評価の価値基準設定の基本とすることが必要である。

3) 評価の実施（具体的な評価方法）

ペーパーテストやレポート、ノート、論文、作文、感想文、作品、面接、質問紙、観察等を選択し、その組み合わせを工夫する。

4) 評価結果の処理

ア. どのように解釈するのか

①絶対評価（目標に準拠した評価）の場合は、個人の学習状況を指導目標（学習指導要領に示す目標）に照らして、その達成状況を解釈する。

②相対評価（集団に準拠した評価）の場合は、個人の学習状況を他の者の学習状況と比較することによって解釈する。

③個人内評価の場合は個人内で、ある特質を他の特質と比較することによって解釈する。

いずれを用いるかは、評価の目的に応じることになるが、個性を生かす評価をしようとするれば、絶対評価を基本に据えながら他を併用することが望ましい。

イ. 記録と通知をどのようにするのかー指導要録、通知票など

学校においては指導要録の記載が義務付けられている。

指導要録は児童生徒の学籍ならびに指導の過程及びその結果の要約を記録した原簿である。指導と外部に対する証明等に役立たせるといふ2つの性格を有している。

学習指導要領の改訂を受けて、指導要録改善の基本方針の一つとして、各教科の評定は、現行の絶対評価を加味した相対評価から、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に改められた（教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」平成12年12月4日）。

評定とは：一定の尺度に従って、その価値や順序などを定める評価の方法

評定法（品等法）とは：もともと数量的に測定できないものに対して価値判断を行い、これを仮に量的もしくは段階的に表す方法である。

序列法：（個人の特性を相互に比較して優劣の順序をつける方法）

評定尺度法：（評定者が一定の尺度（段階）をあらかじめ作っておき、評価しようとする対象をその尺度にあてはめていく方法。その尺度の作り方によって、記述尺度法（文書で表す）、点数尺度法（点数で表すー5段階法など）、図式尺度法（グラフ等）などがある。

【指導要録記入までの手順】

- ①授業の毎時間の評価記録 → 単元ごとの評価記録 → 学期ごとの評価記録 → 学年末の評価記録（評定）
- ②それぞれの段階の評価に当たっては、テストなど多彩な評価方法を組み合わせて総合的に学習状況を評価する
- ③評価基準を作成しておく

【例】

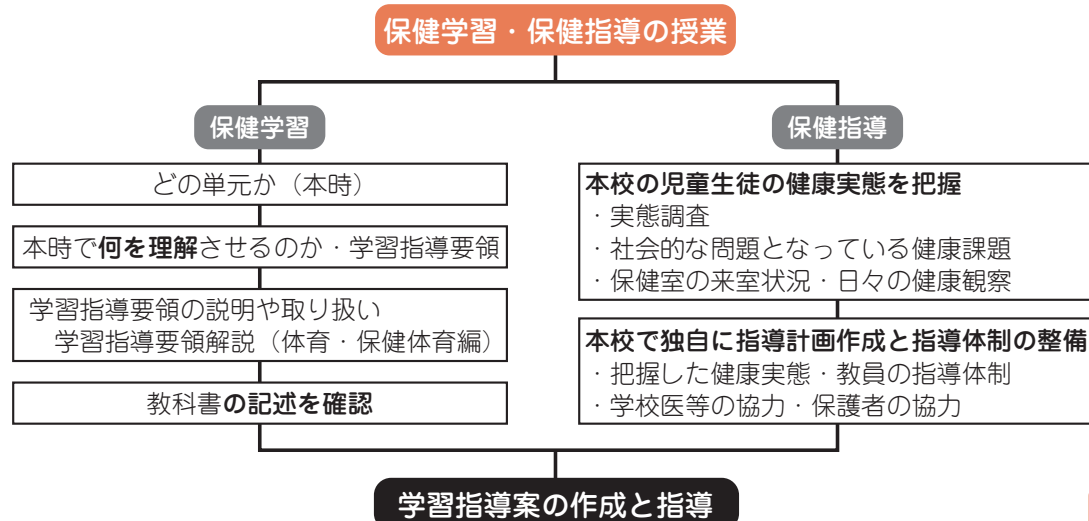
科目等	評価の観点
保健	健康・安全への関心・意欲・態度
	健康・安全についての思考・判断
	健康・安全についての技能・表現
	健康・安全についての知識・理解

- ④学年末の5段階評定のために、評価の重点を5段階に換算する基準を作成する

9

「保健学習・保健指導」の授業を進めるに当たってのポイント

(1) 学習指導案作成の配慮事項



○導入の工夫……児童生徒を引きつける「鍵」は

授業学級の児童生徒の顔を思い浮かべながら学習指導案を作成する

知恵とアイデア次第…

仕掛け
児童生徒の興味関心は何か
日頃から五感を生かして

○山場をつくる……児童生徒の学習活動

アンケートの結果の活用
新聞記事、作文、読み物
インターネット
データのタイトルをかくす
クイズ形式
街の写真など

○児童生徒の参加型学習……発問の工夫

作業、ブレインストーミング
ディスカッション、演習、発表
実習、実験、ロールプレイング

○展示、掲示の工夫…黒板以外の活用(教室全体をダイナミックに)
日常的な掲示物を活用

○まとめ……書く、発表

<配慮したいこと>

- 盛り込みすぎないことが成功の鍵（あれもこれもより「ここでは何を」にポイント）
- 保健学習・保健指導・総合的な学習の時間の相互の関連を生かす
- 日常生活における行動の変容の把握の仕方の工夫
- 実習等の手順等はあらかじめ準備
- 児童生徒のつぶやきを拾う
- 話のテンポとリズム
- チョークの色の工夫
- 板書の計画
- 保健室の資料を活用
- 場の活用と工夫（実習、実験など体験的な学習）
- 机の配置の工夫

すべての中に養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かす

（出典：文部省養護教諭中央研修会資料（三木とみ子作成）より抜粋）

(2) 保健学習、保健指導、総合的な学習の時間の特質を理解し指導に生かす

●「保健学習の特質」「保健指導の特質」

	保 健 学 習	保 健 指 導
目 標 ・ 性 格	・ 健康や安全に関する理解を通して実践力（思考、判断、行動選択、意志決定）を育成	・ 日常の具体的な問題に即して実践的能力や態度の育成を図る
内 容	・ 学習指導要領に示された一般的で基本的な概念	・ 当面する健康の問題で、各学校が児童生徒の発達段階に即して設定
教育課程への位置付け	・ 体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）	・ 特別活動を中心に教育活動全体
進め方	・ 教科の指導として計画的に実施	・ 特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事を中心に個人、集団を対象として計画的継続的に実施
指 導 者	・ 学級担任（小学校）、保健体育科教諭、教諭（又は講師）に兼職発令の養護教諭	・ 学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師など
特 徴	・ 学習指導要領で指導内容や指導学年、指導時間を特定	・ 児童生徒の現実の姿や突発的な健康問題に即した適時の指導や繰り返しの累積的な指導
備 考	< 今回の学習指導要領改訂の特徴 > ・ 今回の改訂より小学校3年からの内容設定 ・ 心と体を一体的にとらえる ・ 心の健康、薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病等健康の現代的課題に対応 ・ 実験、実習、討論など体験的な指導法	・ 指導計画は各学校の健康課題や実態に即して形成する。

参考 保健主事の手引<改訂版>より一部改変

●「総合的な学習の時間」の特徴

○ねらい ・ 特徴	(1) 課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断しよりよく問題を解決する資質や能力を育てること。 (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。 * 何らかの知識を身に付けることではない * 自分の考えをもったり、よさに気付く * 各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連させ総合的に働かせることを目指す * 学校で得た知識と生活とを結ぶ（知の総合化）
○教育課程への位置付け	○教科、道徳、特別活動と並んで小学校3年生以上が必ず履修すべきもの ○教育課程に必ず位置付けて実施 ・ 小学校・・・3・4学年年間105時間、5・6年110時間 ・ 中学校・・・70～130時間 ・ 高等学校・・・105～210時間（適切に配当）課題学習などの履修に替えること可能
○学習活動の内容	○各学校の地域や児童生徒の実態に応じ創意工夫（特に指導要領では定めない） 例 横断的、総合的な課題（国際理解、情報、環境、福祉・健康） ○児童生徒の興味・関心に基づく課題 ○地域や学校の特色に応じた課題 * 指導計画を作成
○配慮事項 ・ 指導者	○社会体験、観察、実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的問題解決的な学習を積極的に取り入れる。 ○グループ学習や異年齢集団による学習、地域の人との協力、全教師が一体の指導体制 * 多くの教師の特性を生かす * 教員免許は作られず、教師及び校内外の幅広い方々による指導体制を整備する * 校長、教頭、養護教諭、学校栄養職員、講師の積極的活用 * 地域の人材、施設、教材等のマップ作成と活用
○評価	○教科のように数値的な評価はしない。 ○活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などの学習の状況 ○学習に対する意欲や態度、進歩の状況、児童生徒のよい点などを評価する。 ○児童生徒指導要録の記載は評定は行わず所見などを記述 方法の例・ワークシート、ノート、作文、絵、レポート等の制作物 ・ 発表や話し合いの様子・自己評価、相互評価

参考 小学校学習指導要領解説総則編平成11年5月文部省（東京書籍）



養護教諭が行う
保健学習・保健指導の実際



本委員会では、養護教諭の専門性や特性を生かして、「どんな分野、内容の保健学習に取り組んでみたいか」、「すでに取り組んでいる内容」を調査した。その結果養護教諭が保健学習を担当する時、「やっている分野」また「やってみたい分野」としてあがった上位を見ると、心身の発達や性にかかわる分野、けがとその予防などである。（右図1，2，3参照）これらは、これまでも保健指導などで取り組んできた積み重ねもあり、授業イメージも湧かせやすく、教材研究も進んでいるところであると思われる。一方アンケート結果の下位の内容でも、児童生徒の生活実態や健康問題などを考えると、養護教諭の専門性や特質を生かすことができる内容はたくさんあると思われる。

そこでこれまで取り上げたことのない内容、単元の保健学習や保健指導に挑戦していただくための参考になればと考え、あえて色々な分野や内容の指導案を選んでみた。ここでは紙面の関係上小学校、中学校、高等学校のそれぞれの保健学習、保健指導一例ずつを掲載した。

今回取り上げた指導案は、理論編で展開されたものがすべて盛り込まれた完璧なものではなく、まだまだ改善の余地のある指導案である。これらをたたき台にして、実態や状況に合わせて工夫や修正して取り組んでもらえればと考えている。

<指導例として取り上げた保健学習・保健指導一覧>

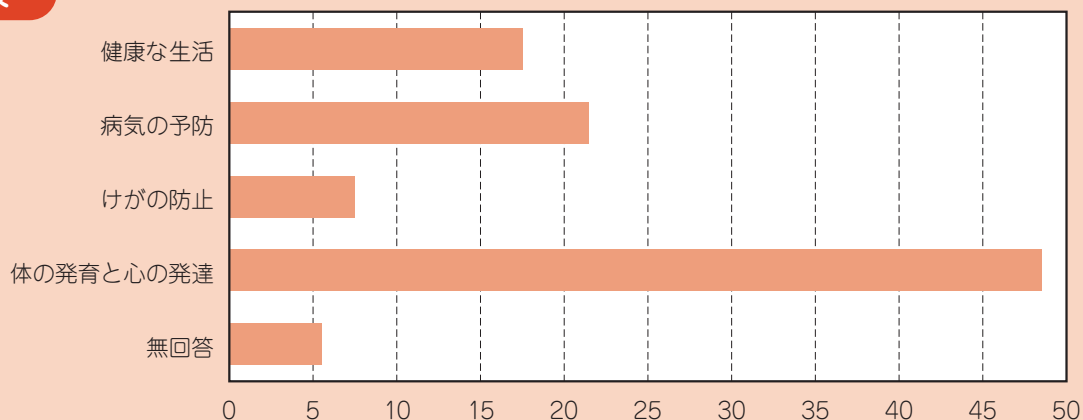
	保健学習	展開の工夫
小学校	4年 育ちゆく体とわたし	体の成長を実感できる教具の工夫
中学校	2年 健康と環境	導入発問の工夫
高等学校	2年 生涯を通じる健康	保健室での相談事例の紹介

	保健指導	展開の工夫
小学校	3年 心の健康	ロールプレイングを組み込んだ展開
中学校	2年 薬物乱用防止	ディベート、ビデオ視聴を組み込んだ展開
高等学校	1年 生活習慣と健康	ディベートを組み込んだ展開

＜保健学習で担当してみたい単元内容 ―本委員会アンケート調査から―＞

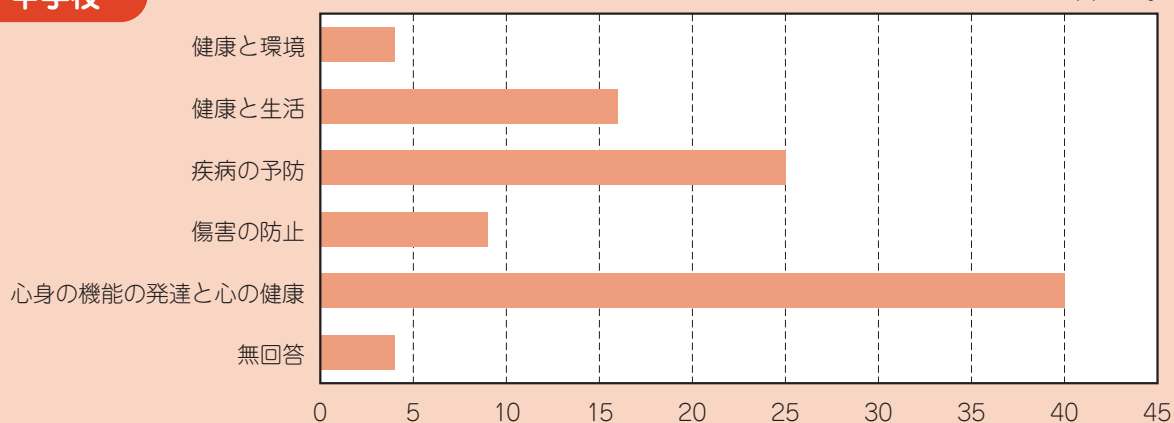
小学校

単位：％



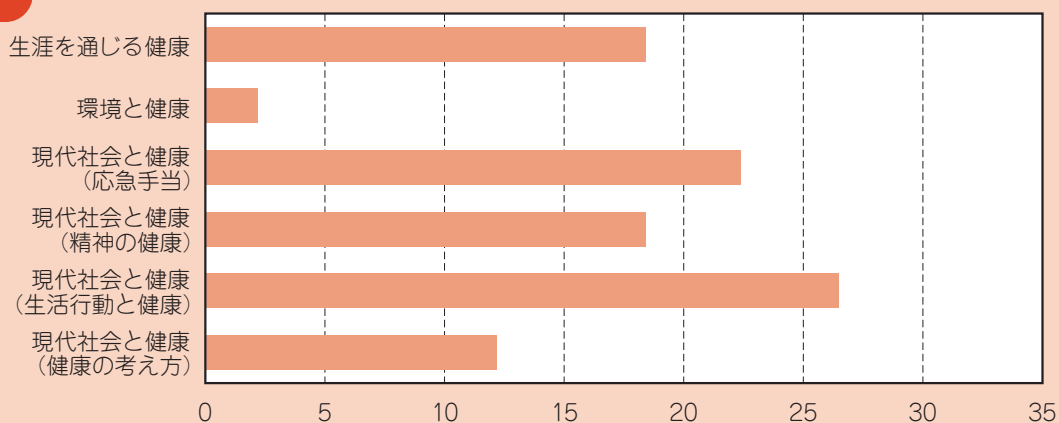
中学校

単位：％



高等学校

単位：％



1

保健学習の指導例

<小学校 保健領域>

1. 単元名 「育ちゆく体とわたし」 小学校4年生

2. 単元の目標

●体の発育・発達について理解できるようにする。

①体は、年齢に伴って変化することを理解できるようにする。

②体をよりよく発育・発達させるためには、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であることを理解できるようにする。

③体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすることを理解できるようにする。

④思春期になると、異性への関心が芽生えることを理解できるようにする。

3. 単元計画

時	課題名	ねらい・内容
1（本時）	大きくなったわたし	体は年齢に伴って変化すること
2	すくすく育てわたしの体	体をよりよく発育・発達させる生活の仕方があること
3	おとなに近づく体	体は、思春期になると大人の体に近づくこと
4	10才の心の不思議	思春期になると異性への関心が芽生えること

4. 本時の指導（1/4）

（1）本時の目標

身長や体重の変化を調べ、体は年齢に伴って変化することを理解できるようにする。

(2) 展開例

過程目標	学習内容と活動	教師の支援	評価	資料
気付く 10分	1. 学習のねらいや内容を知り、課題や学習の見通しをもつ。	・学習のねらいを踏まえた上で、児童一人一人に応じた学習計画が立てられるようにする。 ◎乳児用くつしたと現在のサイズのくつしたを提示して、大きくなったことの認識を促す。		
	大きくなったわたし これからどんなふうに成長していくの？			
	2. 自分の体の発育・発達について調べる。 ・1年生から4年生までの身長・体重を調べる。 ・身長・体重の伸びを発表する。 身長が16cmのびたよ 体重が13kgも増えちゃった	・健康手帳から発育の様子を数字でとらえることができるようにする。 ・1年生から4年生までに伸びた身長を、紙テープで確認する。 ・体重についても同様に増えた重みを実感できるようにする。砂袋を10kg、5kg、1kg用意する。 ・グループで発表しあう。 ・体重を発表したくない児童には無理強いさせないようにする。	①	健康手帳 紙テープ 砂袋
考える 25分	・わかったことや気が付いたことを話し合う。 ・0歳からの身長・体重の変化についても調べてみる。	・1年生の頃の写真や運動会のビデオを見せる。 ・グループで話し合うようにする。 ・体の発育・成達は年齢に伴って変化することに気付かせる。 ・身長や体重の伸びには個人によって違いがあることに気付かせる。 ・発育急進期は2回あり、自分たちは2回目の発育急進期にさしかかっていることに気付かせる。	② ③	1年生の時の写真 運動会のビデオ 身長・体重の発育曲線
練り上げる 10分	・今の私たちと大人とはどんな違いがあるのか話し合う。 ・これからの発育・発達について考える。 体つきがぜんぜんちがう 胸が大きくなる わきなどに毛がはえる	・大人の体の特徴を書き込めるようなワークシートを用意しておく。 ・自分の身長・体重のグラフから考えさせるようにする。 ・すべての発言を認め、発育・発達への意欲づけを図るようにする。	①	ワークシート

※① ② ③は評価のポイント(P49)を参照

(3) 評価のポイント

- ①体の発育・発達について、自分のこととして関心を高め、進んで学習に取り組んだか。
これからの発育・発達への意欲がもてたか。
- ②体は年齢に伴って変化することが分かったか。
- ③身長や体重の伸びには個人によって違いがあることについて自分のこととして気付いたか。

(4) 指導上のポイント

- 事前にワークシートや発育曲線図を作成しておく。
- 保健室での計測時の体重増加への拒否感を是正し、体重は増えるのが当たり前であることに気付かせる。
- 体の変化（乳房のしこりや左右の大きさのアンバランス等）は当然のことであり、肯定的に受け止めることにも触れる。
- 男女差・個人差をきちんと押さえ、これからの自分の発育に希望をもたせるようにする。
- 一人一人の発育・発達についての疑問や不安について、事後に保健室で答えていき、これから訪れる体の変化を、安心して自分自身に迎えられるようにしていく。
- 他教科・他領域との関連
- 「学校行事」として行う健康診断や身体測定については、その時点での児童の健康状態や成長の記録として保健指導で扱うが、学級活動との関連性を含めて、それらを統合する場としたい。
- 保健指導の「性に関する指導」と関連が深い。本単元の学習は性に関する事項の基礎的な知識の習得であり、保健指導は月経時の手当ての仕方や心得など、具体的な生活の仕方の指導である。
- 学級活動「1／2成人式を祝おう」につなげる。

＜中学校 保健分野＞

1. 単元名 「健康と環境」 中学校2年生

2. 単元の目標

●健康と環境について理解できるようにする。

- ①身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があることを理解する。
- ②飲料水や空気には、健康と密接なかわりがあることから、衛生的な基準に適合するように管理する必要があることを理解する。
- ③人間の生活によって生じた廃棄物は、衛生的に、また、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように処理する必要があることを理解する。

3. 単元計画（略）

身体の環境に対する適応能力 ・ 至適範囲	・ 気温の変化と適応能力 ・ 温度、湿度、明るさと至適温度	1時間 1時間
空気や飲料水の衛生的管理	・ 空気の衛生的管理 ・ 飲料水の衛生管理	1時間 1時間（本時）
生活に伴う廃棄物の衛生管理	・ ゴミやし尿の廃棄物の衛生的処理 ・ 環境の保全のための対策	3時間

4. 本時の指導（4/7）

（1）本時の目標

- ①水は人間の生命維持の上や健康および生活上で重要な役割を果たしていることを理解する。
- ②飲料水の水質は、一定の基準が設けられていて、衛生的な水を確保するために上水道施設が整備されていることを理解する。
- ③飲料水の適否は、科学的な方法によって検査され管理されていることを知る。

(2) 展開例

過程目標	学習内容と活動	教師の支援	評価	備考
考える10分	この水飲みますか？飲みませんか？ - 水道水を取ってくる。 - コップにつがれた水を見て、判断する。 - 何を根拠にその判断をしたかを発表する。 - なぜ飲めないのだろう。 - 判断根拠がゴミや濁り、色、においなどの五感を使っでの判断であることを確認する。	- コップを示して、飲めるかどうかの判断を聞く。 - 判断理由を整理していく。		コップに水道水を用意する
気付く10分	本当にゴミや濁り、色、においがなければ安全で飲めると判断できるのでしょうか？ - 細菌や有害物質は必ずしも五感で確認できるものではないことに気付く。 - 赤痢やコレラなどの水系伝染病の事実を知る。	ゴミや土、どろは目に見え、沈殿させると除去できる。しかし目に見えないものでは限界があることを説明する。また、目に見えない汚染物質としてトリハロメタンがあり、水源の汚染が塩素消毒により、トリハロメタンの発生の原因になっていることを説明する。	①	
考える10分	この水は飲めるでしょうか？それを確認するにはどうすればよいでしょうか？	浄水場施設の仕組みを説明する。		
気付く8分	この水は飲める水です。それを確認しているのがこの器具です。 - 保健委員会でやっている活動を思い出す。 - 水道水が上水施設で安全な水となって供給されていることを理解する。 - 安全な水として水質検査を行い、一定の基準を満たしている必要があることを確認することが大切であることを理解する。	細菌を消毒するために塩素を入れていることを説明する。	②	残留塩素計を提示
考える10分	水道水の水質管理は残留塩素だけではありません。どんなものがありますか？ 水質管理にはどんなものがあるかを発表する。	- 保健所などの専門機関による学校の水道水検査の結果表を提示する。 - トリハロメタンについても、一定の基準が設けられていることを知る。	③ ①	資料1 水質検査結果
見つける2分	トリハロメタンの発生を防ぐために、根本的にやらなければならないことは何だろうか。		④	資料2

※① ② ③ ④は評価のポイント(P52)を参照

(3) 評価のポイント

- ① 水は人間の生命維持の上や健康および生活上で重要な役割を果たしていることを理解できたか。
- ② 飲料水の水質は、一定の基準が設けられていて、衛生的な水を確保するために上水道施設が整備されていることを理解できたか。
- ③ 飲料水の適否は、科学的な方法によって検査され管理されていることを理解できたか。
- ④ 安全な飲料水を確保するために、水源の汚染の防止や飲料水の定期的な検査の必要性や日常生活の中でより安全な水道水を確保するための方法を理解し、生活の中で取り入れてみようという意欲をもつことができたか。

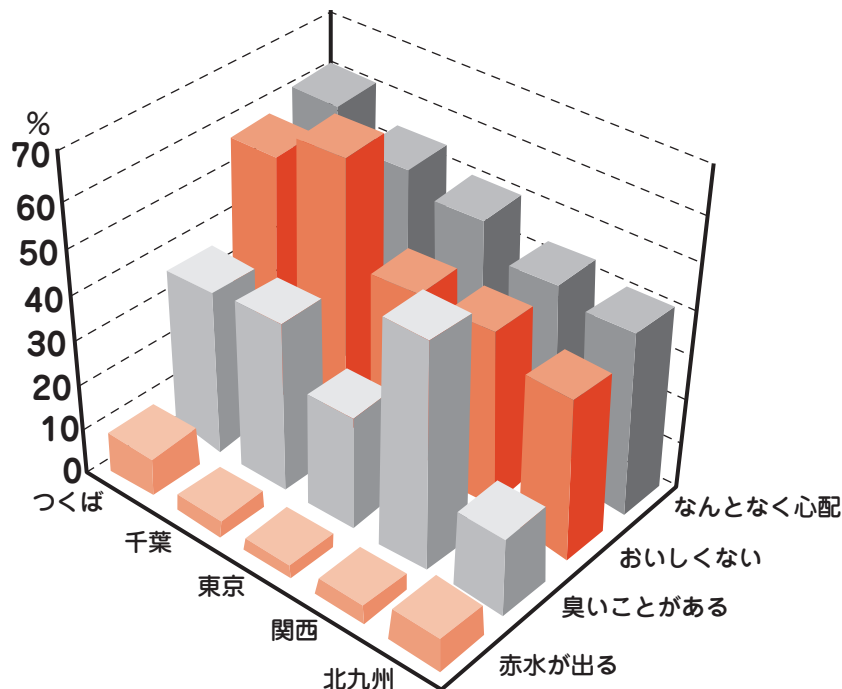
(4) 指導上のポイント

ミネラルウォーターや浄水器などの広がりや、水道水への不安や不信感から発している。しかし水源の汚染を悪化させているのはわれわれ人間であり、水源の環境保全のためにもっと関心をもたなければならないことを押さえたい。そうすることで、事後に取り上げる内容に対してより深い関心や理解を引き出すことができる。また環境をテーマにした総合的な学習の時間の取り組みにつながっていく。

保健委員会の活動として広く取り組まれている水質検査の重要さに気付かせ、みんなで支え合ってみんなの健康を守っている事実を実感させることも大切である。

資料2

●水道水について不満はどんなことですか



地域によって不満に思うことが違う。
つくばでは「なんとなく心配」、千葉では「おいしくない」、
関西では「臭いことがある」が目立つ。

(出典 「暮らしの手帳」38号 1992年6、7月より)

＜高等学校 科目保健＞

1. 単元名 「生涯の各段階における健康」 高等学校2年生

2. 単元の目標

- 生涯にわたって健康を保持増進するためには、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理を行う必要があることを理解する。

3. 単元指導計画（時間配当）

生涯の各段階における健康（12時間）	思春期と健康	：3時間
	結婚生活と健康	：5時間
	加齢と健康	：4時間

時	学習内容と活動	教師の支援・指導	評価
1	心身共に健康な結婚生活を送るために、どのような健康課題があるか認識する。	結婚前また、結婚後の健康課題を考えさせる。	結婚と結婚生活における健康課題を認識できる。
2	受精・妊娠・出産とそれに伴う健康問題について理解する。	受精・妊娠・出産について理解させる。	受精・妊娠・出産とそれに伴う健康課題を認識できる。
3	※出産後は家庭科で、出産時までの健康問題は保健で扱う。	出産に際し、男女が責任をもつことの重要性を理解させる。	
4 (本時)	家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身に及ぼす影響について理解する。	人工妊娠中絶について、主体的に考えさせる。	家族計画の意義について説明できる。
5	異性に対する態度や適切な行動選択の仕方を身に付ける。	男女が良好な人間関係を築くことの重要性を理解させる。	適切な意志決定と行動選択ができる。

4. 本時の指導（4/5）

（1）本時の目標

- 避妊法のしくみや種類、正しい使用方法を知る。
- 人工妊娠中絶の心身への影響と若年の妊娠のリスクを理解する。
- 妊娠を望まない時は、避妊する必要があることを認識する。

(2) 展開例

過程目標	学習内容と活動	教師の支援	評価	備考
気付く10分	Q.1 高校生である自分が子どもを産む（産んでもらう）としたら、どんなことが考えられますか？			
考える15分	Q.1について指示に添って考える。 ・男女の考え方（答え）の違いを知る。 人工妊娠中絶について知る。 ・人工妊娠中絶による母体への影響を考えさせる（心身両面から）。 ・10代の中絶の増加について考えさせる。	指示 起こる出来事や心配されることを3つ以上あげてみよう。 ・好きな異性との関係 ・経済力 ・母体や子どもの健康 ・生活問題（学校・家庭・戸籍） A..保健室の相談の中から、最近の10代の妊娠・出産・中絶についての話題があったことを問いかけるように話す。 ・母体保護法により、特別な理由があるときは人工妊娠中絶が日本では認められているが、10代と40代の中絶が増えていることを説明する。（避妊の失敗） ・母体の健康について説明する。	②	資料①
	Q.2 避妊の方法にはどんなものがありますか？ ・主な避妊法を知る。	・コンドームが性感染症予防にも有効であることに触れる。 ・女性用の避妊具について説明する。	①	資料② 資料③
繰り返す15分	Q.3 避妊にかかわる行為（行動）と意志決定は男女のどちらが行うのでしょうか？ たとえば、コンドームは？ ①避妊具をどちらが買いに行くのか。 ②避妊具をどちらが使用するか。 ③その場に臨んで相手に要求できるか（自ら使用できるか）。 ・知っていることと実際に実行することの難しさを知る。 ・産む性の女性が自己決定することの重要性に気付く。	・意志決定や行動選択を行うとき、その場の雰囲気や感情、環境などが複雑に絡んでくるのでロールプレイングなどで実際場面を想定して発言させる。 ・産む性の女性側に立つて考えることの重要性を理解させる。 ・男女とも主体的に責任をもたなければならないことを理解させる。	③	
生かす10分	問1. 高校生として性交・出産についてどう考えるか（避妊・中絶を含む） 問2. 将来、自分が使用したい避妊法とそれを選んだ理由（技術的側面・意志決定の側面） 問3. 本時の感想（B5用紙 自由記述、氏名）			

※① ② ③は評価のポイント（P55）を参照

5. 評価のポイント

- ①避妊法のしくみや種類、正しい使用方法が理解できたか。
- ②人工妊娠中絶の心身への影響と10代の妊娠のリスクについて理解できたか。
- ③避妊の必要性和それにかかわる意志決定や行動選択について、将来の生活の場に生かせるよう関心をもてたか。

6. 指導上のポイント

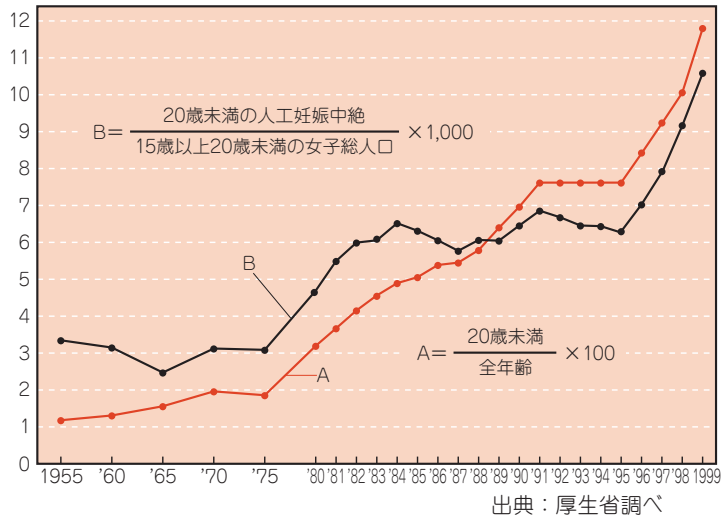
結婚生活と健康を考える上で、妊娠・出産は重要な問題であることを認識させる。その上で、自分や相手の心身に悪影響を及ぼすことがないように、避妊法の正しい知識を理解させる。両性が相手に思いやりをもち、意志決定や行動選択について将来の生活の場に生かせるよう、特にQ3では実際の場合を想定した授業を展開する。また、女性が自己決定できる避妊法についても最新の情報を学ばせる。

一方、他教科との関連では、出産までは教科保健で学習し、出産後は教科家庭で学習することとなっているので、教科保健では出産までについてより詳しい授業を展開する。

保健室での生徒の10代の妊娠や中絶についての会話をもとに、授業に興味をもたせてから授業を展開し、性を語ることは決して恥ずかしいことではないことを、専門性を踏まえ、最新の医学的素養を盛り込んだ教材をもちいて関心をもたせ、適切な意志決定や良好な人間関係を築けるようにすることがポイントである。

7. 資料

①10歳代人工妊娠中絶の推移



②各種避妊法の失敗率（％）

避妊法	一般的使用法	正確に常時使用
混合型経口避妊薬	6～8	0.1
銅付加IUD（TCu-380）	0.8	0.6
ペッサリーと殺精子剤	20.0	6.0
コンドーム	14.0	3.0
オギノ式リズム法など	20.0	1～9
殺精子剤	26.0	6.0
授乳中のミニピル	1.0	0.5
産褥無月経（6カ月のみ）	2.0	0.5
女性用コンドーム	21.0	5.0
ノルプラント	0.1	0.1
注射法（1～3カ月ごと）	0.3	0.3
男性不妊手術	0.15	0.1
女性不妊手術	0.5	0.5
避妊しなかった場合	85.0	85.0

（我妻克：世界と人口（JOICFP）、1998）

③避妊法のまとめ

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
避妊法	コンドーム	ペッサリー	錠剤 ゼリー フィルム	IUD	ピル	基礎体温法	オギノ式 リズム法	自然法 新リズム法	不妊手術
避妊のしくみ	膈内の精子の侵入を防ぐ	子宮内に精子の侵入を防ぐ	膈内で精子の運動をなくす（殺精子剤）	受精卵の着床を防ぐ	排卵を制御する	排卵日避ける	排卵日避ける	排卵日避ける	卵子、精子の通過をとめる
実際	性行為のたびペニスに装着	性行為の前に膈内に入れる	性行為のたび膈内に入れる	子宮内に入れておく	毎日ホルモン剤を飲む	体温の変化から排卵日推定	月経周期から排卵日推定	頸管粘液変化で排卵日推定	輸卵管、輸精管をしぼる
実施者	男性	女性	女性（要男性の協力）	女性	女性	女性（要男性の協力）	女性（要男性の協力）	女性（要男性の協力）	男性、女性
利点	手軽である ただし正しく使うこと	相手が非協力的なときに有効 ただし正しく使うこと	手軽である ただし正しく使うこと	性行為と直接関係なく、少なくとも2年間交換不要	性行為と直接関係なく、100%確実である	高温3日以後は全く避妊の必要なし	費用が不要（要禁欲）	費用が不要（要禁欲）	ほぼ100%確実、永久
妊娠率	14	12	20	2～5	0.1	24	—	—	0
欠点	わずらわしい。いい加減に使うと失敗する	わずらわしい。いい加減に使うと失敗する	有効時間と射精の間にずれがあると失敗する。人によりがぶれる。	ときに不正出血、過多月経、腹痛あり	禁忌の体質あり。ときに吐気、体重増加あり	わずらわしい他の避妊法を併用すること	ちょっとしたことで周期が狂うので不正確になる	粘液の増加が生理的か病的か区別しにくい	妊娠したいときに、もどす整復手術は困難
組み合わせ	Ⅱ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ併用が望ましい	Ⅱ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ併用が望ましい	I、II、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ	I、II、Ⅲ	不要	I、II、Ⅲ、Ⅵ、Ⅶ	I、II、Ⅲ、Ⅵ、Ⅶ	I、II、Ⅲ、Ⅵ、Ⅶ	不要
利用率	77.0	0.1	1.2	4.9	1.3	—	9.2	—	男性1.2 女性5.3

※いずれも、失敗して妊娠したとき、胎児への影響はない

出典：「妊娠の教科書」堀口貞夫・堀口雅子

<参考>

緊急避妊法

性的な暴行を受けた等の緊急事態の際に妊娠を防ぐ方法があります。性交後に、高濃度のホルモン剤を飲むことにより、妊娠を避けるものですが、吐き気や嘔吐などの副作用が出る可能性が高く、避妊の失敗率も高いため、この方法は、緊急事態の場合にのみ用いるよう指導することが必要です。

2

保健指導の指導例

＜小学校 保健指導＞

1. 題材名 心の健康「話し方名人になって、友だちとなかよくしよう」 小学校3年生

2. 児童の実態と題材設定の理由

本校の3年生は、明るく活発で、友だちとなかよく活動することの大切さを意識して生活しているが、時として友だちが傷つく言葉を簡単に口にしたり、攻撃的な物言いをしたりでトラブルになることが多い。保健室を訪れる児童の背景にもその様子うかがわれる。そこで、3年生なりのよい人間関係づくりを取り上げることは、「心の健康」の学びととらえ、本題材を設定した。

3. ねらい

相手に自分の気持ちを伝えるためには、相手のことを考えてやさしく、きちんと話しかけることが大切であることを理解し、けがをしたりさせたりするようなぶつかりあいにならないようにこれからの生活に生かすようにする。

4. 展開例

過程目標	学習内容と活動	教師の支援	評価	資料
気付く 5分	1. 今日の学習のねらいについて知る。	・ねらいについて押さえる。 ・言い争いからの、けがの例を話す。		資料 けがの原因
見つける 5分	話し方名人になって、友だちとなかよくしよう			
考える 15分	2. 話の伝え方について活動しながら考える。 《状況設定—こんなとき—》 Aさんはいつも、掃除の時、ほうきを取ろうとしてロッカーへ突進します。いつもほうきを取ってしまうAさんにグループのメンバーは不満がいっぱいです。グループのBさんがAさんに止めて欲しいと言うことにしました。	・日頃、自分の気持ちをうまく伝えられなくて言い争いになった経験がないか話し合わせる。 ・状況について理解させる。 ※状況を模造紙に書いて黒板に貼る。 ・AをジャイアンBをのび太（しずかちゃん）として登場人物をイメージ化する。 ・あなたがのび太（しずかちゃん）だったらどう言うかな？ 2人ほど言わせる。 ・席が隣同士で二人組を作る。 今からロールプレイングを行います。 シナリオは2つです。	①	板書用 〈こんなとき〉
	○違う2つの話しかけ方、話され方を体験する。ロールプレイングを行う。 ①怒った攻撃的な話しかけ方 ・責めるように話しかける。	AさんBさんの名札をつける。 シナリオ1 B：Aやめろよ！なんでおまえはいつもずるするんだよ！ほうきはおまえの物じゃないぞ （語調を強く言う）	④	シナリオ1 シナリオ2

②相手にいやな思いをさせないで分かってもらえるような話しかけ方 ・人の気持ちを考えながら話す。	・感想を述べ合い、どんな話しかけ方がいいのか話し合う。	シナリオ2 ----- B：Aちゃん、それってルール違反だよ。君はぞうきんがけの番だね。いっしょにぞうきんがけしようよ。 -----（やさしく言う）----- ・シナリオ1とシナリオ2を続けて演じる。 ・役割を交代して演じる（名札をつけかえる）。 ★協力しあってゲームをするように告げる。	③	
生かす 10分	3. 学習したことをまとめる。 話しかけ方について思ったことや、気が付いたことを書く。	1のシナリオと2のシナリオでは、言葉をかけられたAには違った気持ちが生じたと思います。どのような違いがありましたか。2人で話し合ってみましょう。 ・2～3の話し合いの様子を発表させる。 悪かった行動でも、一方的に責められるとけんかごしの言い方が返ってきて言い合いや争いになりますね。それが原因となって、けがをすることもあります。相手の気持ちを考えた話し方をしましょう。これからの生活で、いい話し方を見かけたら、朝の会や帰りの会で紹介してください。 ・明日からの生活に生かす気持ちを持たせる。	②	

※① ② ③ ④は評価のポイントを参照

5. 評価のポイント

- ①活動の様子を観察
- ②今後の生活に役立てていく気持ちをもつことができたか。
- ③相手に自分の気持ちを伝えるためには、相手のことを考えてやさしく、きちんと話しかけることが大切であることを理解することができたか。
- ④協力しあってロールプレイングをすることができたか。
- ◎日常生活に生かされているか、1週間後に家庭へのアンケート調査をして評価する。

6. 指導上のポイント

- ①保健室に持ち込まれる、言い争いが原因となったけがに目を向けさせるために、攻撃的な言い方から争いになり、けがをした例を資料化しておく。
- ②言い方しだいで違った気持ちになることをロールプレイングによって実体験することで、言葉が時には暴力になることがあることに気付かせる。
- ③事後指導
朝の会や帰りの会で「いい話し方を見つけました」を発表できる時間を担任教師に設けてもらい、保健室からの発信を醸成させてもらう。
- ④学校保健委員会「心の健康」につなげる。

Ⅲ

養護教諭が行う保健学習・保健指導の実践

＜中学校 保健指導＞

1. 題材名 薬物乱用防止「薬物使用は個人の自由か」 中学校2年生

2. 生徒の実態と題材設定の理由

本校では薬物に手を出している生徒はいないものの、街では薬物の売買の場面を見聞きしたり、学校外の友人が使用しているなどの噂があり、薬物が身近に迫ってきているという危機感をもっている。また生徒たちの知っている情報は多いものの、知識は不正確である。調査によれば「薬物の使用は個人の自由」と回答する高校生が約20%もいるという。薬物使用が単に個人のレベルではなく家庭や社会に大きな影響を与えていることを見落としていたり、「1回ぐらいの使用では大丈夫」といった甘い考えがあると推測される。そこで正しい知識をもつことの大切さ、甘い認識を払拭させ薬物問題を自分たちの問題としてとらえる指導が必要である。

なおこの学習を導入として、事後保健学習で薬物についての学習を展開する。

3. ねらい

- ①薬物について知っている知識の不正確さに気付く。
- ②薬物乱用によって、使用した個人だけでなく家族や社会に多大な影響を与えることに気付く。
- ③薬物乱用防止のために、自分たちがどのような知識や力を習得すべきかに関心をもつ。

4. 展開例

過程目標	学 習 内 容 と 活 動	教 師 の 支 援	評価	備 考
考える	薬物の使用は個人の自由か否か		① ② ③	アンケート資料1 OHP 総務庁「薬物乱用に関するアンケート調査」平成10年 高校 個人の自由：20.4%
気付く	・ YES NOのそれぞれの立場から意見を出し合う。 ・ 友だちの意見を聞きながら、知っている知識の曖昧さ、不正確さに気付く。	・ 本音を出しやすいようにアンケート調査結果を提示する。 ・ 教師はいずれの意見にも共感的な態度で討論を進行させていく。 ・ 知っている知識の曖昧さや不正確さに気付くような問いかけをしていく。		
見つける 15分	もっと知りたいことを2つノートに書き出してみよう。			
	・ 友だちの意見などから、もっと正確に知りたいことを書き出す。			
	ビデオを見て、わかったことをメモしよう。		③	ワークシート
	・ よくわかったことやまだよくわからないことをメモしていく。			
練り上げる 30分	よくわかったこと、まだよくわからないことを発表しよう。		③	「NO!!脳からの警告」文部省（24分）
	・ 友だちの学んだことを聞いて、学びを広げる。	・ あげられた疑問や関心、わかったことを板書して交流できるようにする。		

生かす 5分	今日の学習を踏まえて、薬物の使用は個人の自由か否かについて、自分の意見を再度まとめてみよう。 ・保健学習で詳しい学習をすることを予告する。 ・時間がない場合宿題とする。	②	ワークシート
-----------	---	---	--------

※① ② ③は評価のポイント参照

5. 評価のポイント

- ①薬物について知っている知識の曖昧さや不正確さに気付くことができたか。
- ②薬物乱用によって個人だけでなく、家族や社会に多大な問題をひきおこしている事実気付くことができたか。
- ③薬物乱用防止のために、自分たちが正確な情報や知識を習得することが大切であることが理解できたか。

6. 指導上のポイント

この授業は次に続く保健学習への導入と位置付けている。生徒たちの学習への関心や真剣さを引き出すことがねらいである。またこの授業のポイントは最初の討論である。本音を引き出すようにすることが大切である。そのためにも事前に生徒たちの薬物問題をどう受け止めているかを保健室での生徒たちの会話などからつかんでおくと、討論の呼び水を作りやすい。生徒たちが出してきた「もっと知りたいこと」を事後の保健学習の中で組み込むと良い。総合的な学習の時間に発展させていくこともできるだろう。

ワークシート(中学保健指導)

「薬物乱用防止－薬物使用は個人の自由か－」	
あなたはどっち？ はい いいえ 理由や根拠	今日の学習を踏まえて、あなたは、「薬物使用は個人の自由か否か」について、どんな考えをもつようになりましたか？
ビデオを見てわかったことを 箇条書きにまとめよう。	話し合いやビデオを見て、もっと知りたいこと、追求してみたい課題を書き出してみよう。
2年 組 番号名前 ()	

＜高等学校 保健指導 ロングホームルーム活動＞

1. 題材名 生活習慣病「知っていて実践しないのはなぜ？」 高等学校全学年

2. 題材設定の理由

保健室を頻回に訪れる生徒の生活習慣の乱れなどをもとに、小中学校で身に付けた良い習慣を、高校生になって実践しなくなったのはなぜか、知っていることを実践に移せないのはなぜか討論させ、知識を実践に移す（行動選択）ためには、強靱な意志が必要であることを自覚させるため題材を設定した。

3. 本時の目標

- 生活習慣をふりかえり、知っていて実践していない習慣に気付く。
- 生活習慣病について理解できる。
- 生活習慣の課題を実践するための計画を立て、意志決定する。
- 実践の過程を相互に話し合える。

4. 展開例

過程目標	学 習 内 容 と 活 動	教師の支援・指導上の留意点	評価	備 考
気付く 5分	・保健講話の後、ディベートをするためテーマについて2グループに分かれ、自分の考えをノートにまとめ、それぞれのグループで作戦を考えておく。	・テーマによるディベートのルールを説明する。		
考える 24分	テーマ 遅くまで勉強をしたための睡眠不足なら保健室で休養して当然である。 睡眠不足と保健室休養についてディベートをする 肯定側「立論」を発表する（3分） 否定側「立論」を発表する（3分） 反対尋問のための作戦を練る（3分） 否定側「反対尋問」（3分） 肯定側「反対尋問」（3分） 反対尋問のための作戦を練る（3分） 否定側「最終弁論」（3分） 肯定側「最終弁論」（3分） 勝敗について個人で判断する。 他の生徒の意見を聞き、自分の考えをまとめる（勝敗について根拠をまとめる）。	教師は、生徒の発表に対しその内容についての善し悪しの判断をせず、共感的に聞く。 ・睡眠不足でも保健室休養をしないという意見、授業こそ生徒の本分という意見、睡眠不足はれっきとした体調不良であるという意見などをまとめておく、勝敗については個人にゆだねるが、まとめとして知識を実践に移すためには意志決定・行動選択が必要であることについて触れる。 ・他の理由の睡眠不足（神経性のものや家庭環境など）に配慮する。	① ④	資料 ①～⑥
練り上げる 15分				

生かす 6分	①生活習慣の課題の中でしてみようと思う生活習慣をノートに書く ②自分の立てた生活習慣を実践するためにどのような努力や準備が必要か箇条書きにまとめる ③生活習慣を計画する ④実践の過程を相互評価し、結果をリポートする ⑤改善策を話し合う ⑥新たに計画を立てて実践する	・自分の生活習慣の問題点を考えさせる ・実践可能な計画を立て、身近なことから始めさせる ・実践の結果を書き込めるノートを作成させる (④から⑥を保健室で個々に又は学級担任を通して全員に支援する)	② ③	
-----------	---	--	--------	--

大学受験や就職試験などを控え、勉学の必要度が高い高校生活であるが、日々の生活習慣が自分の健康に結びつくことを認識し、できそうな課題から計画・実践していくことの重要性を知る。また、結果をチェックし健康の課題を見つけ、改善策を考える作業の繰り返しの大切さを理解させる。(P・D・C・A)

※① ② ③ ④は評価のポイント参照

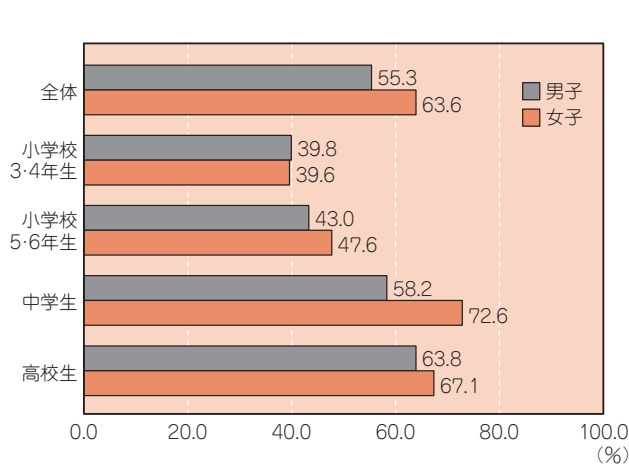
5. 評価のポイント

- ①生活習慣を見直し、課題が発見できたか。
- ②生活習慣病についての正しい知識を理解できたか。
- ③生活習慣の課題を解決するために実践できそうな計画が立てられたか。
- ④実践の過程を相互に伝えたり、評価したりできたか。

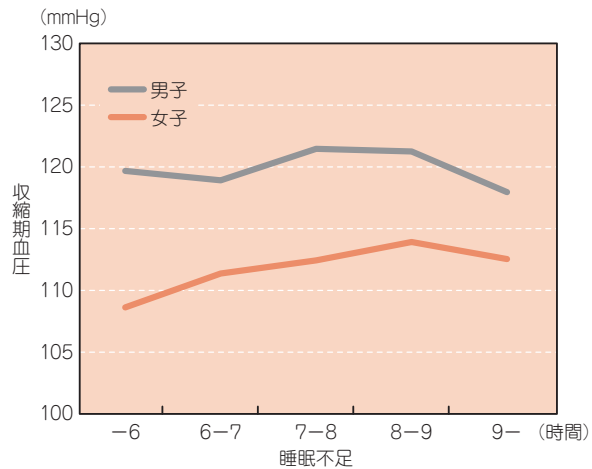
6. 指導上のポイント

ここでのディベートは1時間目の保健講話を受けての最終段階のディベートである。よって、保健講話で知り得た良い生活習慣を実践に移すための「価値判断に関する論題」とし、生徒が興味ある論題にした。高校生の知識が実践に結びつかない訳を考えさせ、その上で、自分の生活習慣をみつめさせ課題に気付かせることが必要である。また、ディベート後に計画した生活習慣を実践し、見直し、改善していく過程を相互評価させ、保健室でも生徒個々に、また学級担任を通してクラス全体に支援していくことが大事である。

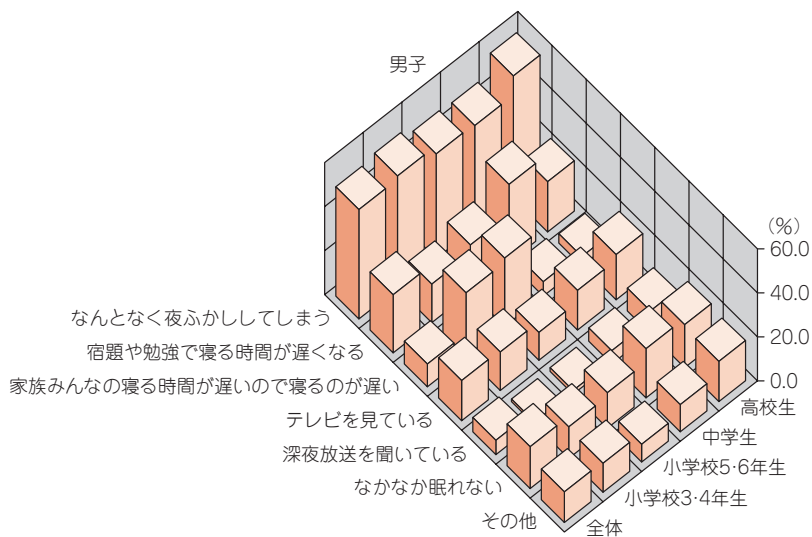
7. 資料 (①～⑥いずれも「平成8年度児童生徒の健康状態サーベイランス」事業報告書より)



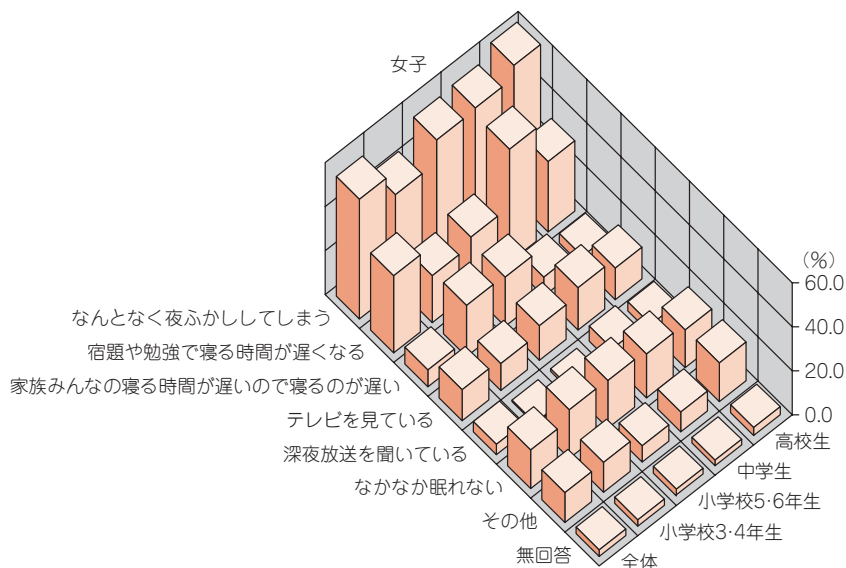
①睡眠不足を感じている場合



②収縮期血圧と睡眠時間 (高校生)



③睡眠不足を感じている理由 (男子)

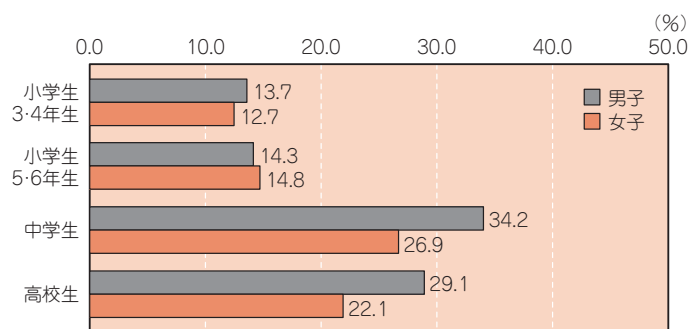
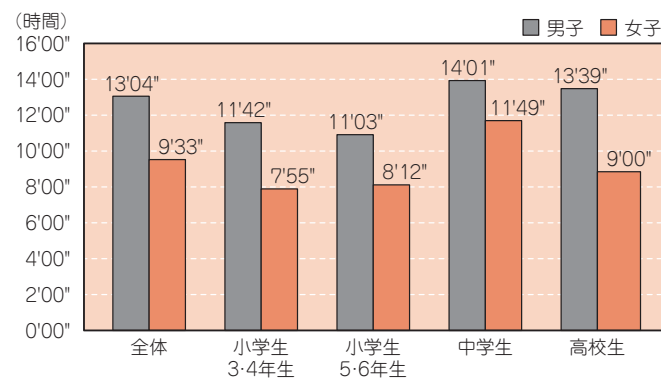


④睡眠不足を感じている理由 (女子)

日常生活習慣に関する項目

1. 果物や野菜、小魚、穀類（米やいも）をよく食べる
2. 食事の後は歯を磨く
3. 毎日お風呂に入る
4. 十分な睡眠をとる（早寝早起きする）
5. タバコを吸わない
6. お酒を飲み過ぎない
7. 間食はあまりとらない
8. 朝食を毎日とる
9. 太りすぎ、痩せすぎに気をつける
10. よく運動する
11. 自転車に乗るときはヘルメットをかぶる
12. 悩みを信頼のおける人に相談する
13. 定期的に排便がある。

JKYB研究会編：地域と連携した小学校高学年からの喫煙防止プログラム（大修館書店）を一部修正



IV

「養護教諭の保健に関する授業について
の調査」結果の分析と考察



1 調査の目的・内容および対象

(1) 調査の目的

養護教諭が行なう保健学習や保健指導の実施状況等を明らかにし、その実態から現職教育の在り方を探り養護教諭の資質の向上を図る。

(2) 調査内容

- ①兼職発令の実態を含めた指導の経験
- ②保健学習や保健指導を担当する上で、指導力を高めたい研修内容
- ③保健学習や保健指導の経験を通して生かした養護教諭の専門性
- ④保健学習や保健指導を効果的に行なう実践と心がけていることの自由記述

(3) 調査年月日：平成11年9月

(4) 調査対象および回収率

- ①対象：全国380校に勤務する養護教諭
- ②回収率

	配布数	回収数	回収率
小学校	212校	204校	96.2%
中学校	105校	102校	97.1%
高等学校	52校	49校	94.2%
特殊学校	11校	10校	90.9%
合計	380校	365校	96.1%

2 調査分析と考察の視点

「21世紀を生きぬく心豊かで健康的な児童生徒を育成する」ねらいに立って、養護教諭の資質能力を育む研修の充実を図る観点から、分析、考察を通して課題を明確にする。

- ①4つの質問項目にそって試みる
- ②アンケートから見える実態と時代の要請の両面から捉える
- ③でき得る限り、経験年数、校種に配慮する

3 調査結果と考察

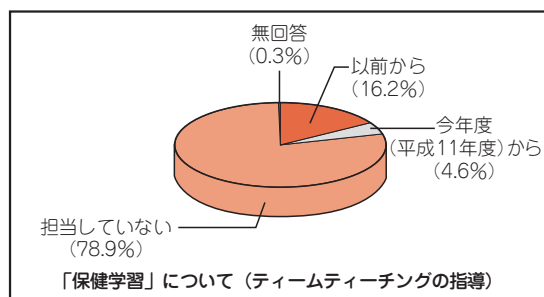
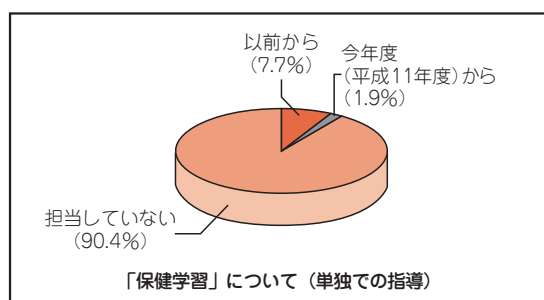
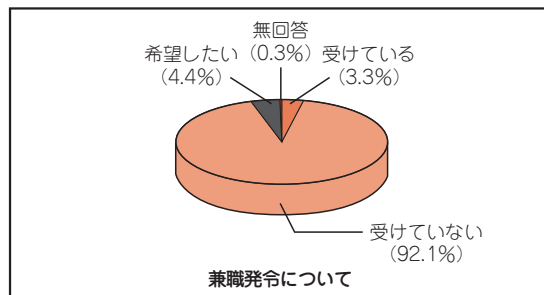
(1) 兼職発令の実態を含めた指導経験

結果：経験年数、校種別ともに特筆すべき結果が出なかったため全体の傾向を捉える。

- ・ 兼職発令 受けている
(受ける予定あり) 3.3%
- ・ 単独授業 担当している、
または担当する予定である 9.6%
- ・ T.T授業 している 20.8%

上記の実施率のうち、平成11年度からは単独授業1.9%、T.T授業は4.6%である。

分析： 兼職発令と養護教諭の単独授業の実施率はほぼ同率であり、連動しあう関係にあることがうかがわれる。まだ始まったばかりの保健学習に関する項目であることから当然の結果であると考えられる。今後、意図的な研修計画の策定を通し、積極的な推進を図るための啓発を図りながら、より一層の実施が期待される分野である。



課題： 保健学習はねらいを達成するために年間指導計画や単元構想・計画を作成し、それに基づく授業実践することが望まれている。その観点に立った時、養護教諭のかかわる授業も保健体育の年間指導計画の作成に参画し、1単元の構想や計画を自分で立て、1時間ごとの授業案（略案）を作成するなどして、授業実践することが今後の課題である。この過程をたどっていくことによって必然的に兼職発令の実施率も向上すると考えられる。

ワンポイント

兼職発令発出状況（平成12年3月30日現在）

発出した都道府県（指定都市） 29

発出人数 366人

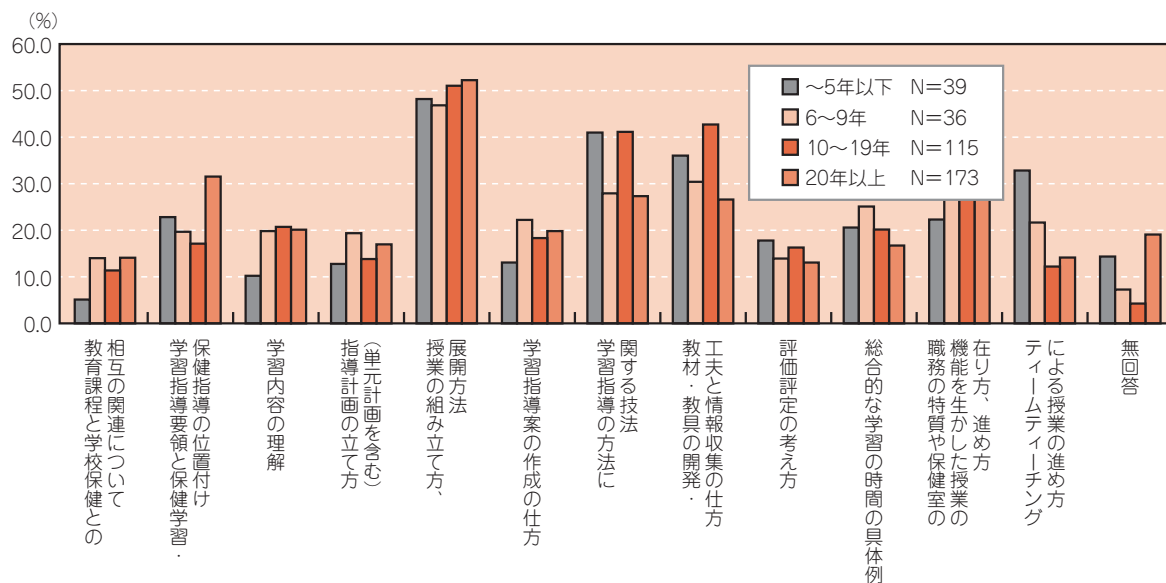
（文部省体育局学校健康教育課）

(2) 保健学習や保健指導を担当する上で、指導力を高めたい研修内容

結果： 保健学習と保健指導について同じ項目での調査を試みた。保健学習は「授業の組立、展開方法」「学習指導の方法に関する技法」等に、保健指導については「教材教具の開発・工夫と情報収集の仕方」「職務の特質を生かした授業」等々と双方の特色が明確になった。

【保健学習】

経験年数別希望する研修内容



分析： 上記のアンケート結果から、「授業の組み立て方や展開方法」次いで「学習方法に関する技法」さらに「教材教具の開発・工夫と情報収集の仕方」という順で研修の充実を期待している。この実態から、兼職発令を受けて単独で保健学習への参画を考えた時、まずは指導法の向上を望んでいる。しかし、授業実践の試みは前後の関連の中で成り立っており、1時間の授業のねらいを達成するにしても、単元や計画に関する研修が大切になってくる。

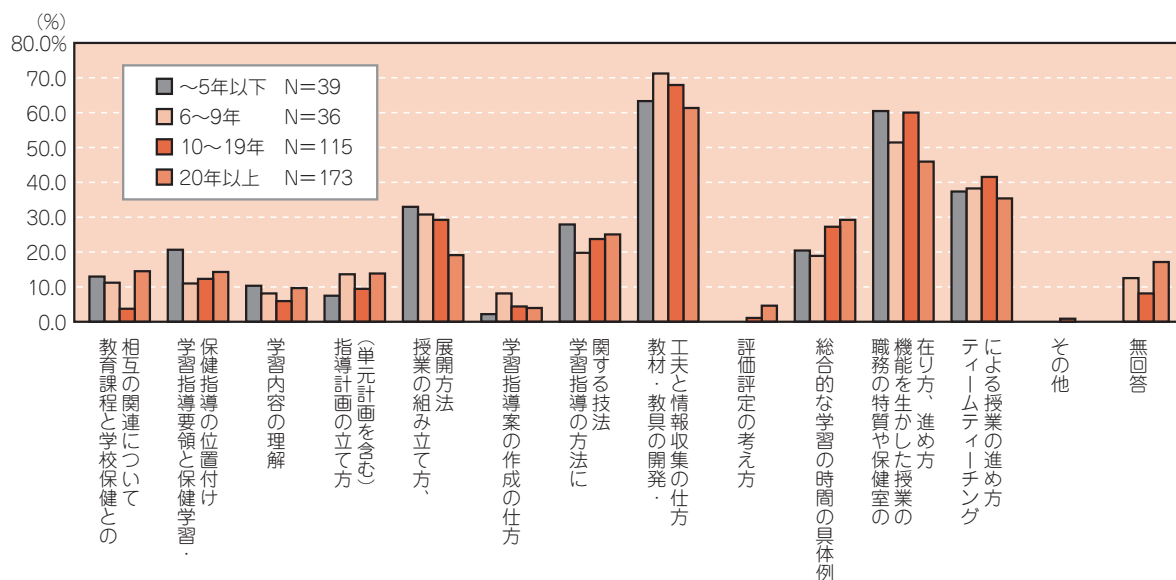
上記の結果から経験年数別の特徴を読み取ることは難しいが、特筆するとすれば20年以上経験者の「学習指導要領と保健学習の位置付け」など特徴的である。このことについては、実際の授業実践に当たろうとするとき学習指導要領のねらいや内容を知りたい。体系的なものの見方や考え方を学びたいという意図の現れであり、授業の在り方の本質に迫ろうとしていると考えられる。また、5年以下の「チームティーチングによる授業の進め方」に特徴がみえる。まずはTTから授業実践を試みてみようという意欲の現われであると考えられる。その意欲は「学習指導の方法に関する技法」に反映され、特に、5年以下・10年～19年の経験年数の人たちに多い。

さらに、「教材・教具の開発・工夫と情報収集の仕方」にも同じ傾向を示していることからしても、この経験年数の人たちが積極的に授業実践の推進を試みようとしていることを推察することができる。

課題： 教育課程に始まり単元計画の立案、1時間の授業の組立て等、系統的な研修計画の策定が望まれる。

【保健指導】

経験年数別希望する研修内容



分析： 保健指導については「教材教具の開発・工夫と情報収集の仕方」に次いで「職務の特質や保健室の機能を生かした授業の在り方、進め方」「チームティーチングによる授業の進め方」等と研修を進めたい内容が明確になった。

このことは、すでに担任とのかかわりの中で学級・ホームルーム活動等の授業への参画を試みてきている関係上、顕著な傾向を示したものと考えられる。また、専門職としての資質能力の活用が期待されている実態の中で、資料の提供やチームティーチングをさらに推進していくために、専門職としての識見を深める研修を希望しているとも考えられる。

課題： 保健学習が体育の教師によって授業展開がなされるとされていた中で、法改正に基づいた養護教諭による保健学習は始まったばかりである。養護教諭が専門職として保健学習の授業に参画することの意義は大きく、専門職としての視点に立った保健領域の特色ある教育活動の深化が期待できる。

研修体系の策定にあたり養護教諭の専門性が発揮できる計画の立案は、養護教諭自身の希望を重視しながら時代の要請に応える観点からの研修項目等の策定が望まれる。

保健指導については、担任からの要請に十分応えられる研修の充実が大切である。また、教科保健領域との深化統合を図る内容の工夫や「総合的な学習の時間」と関連づけた学習の体系化をめざす研修が求められる。さらに、児童生徒の実態把握や家庭・地域社会・諸機関との連携の効果を高めるといった視点に立った研修の充実が必要である。

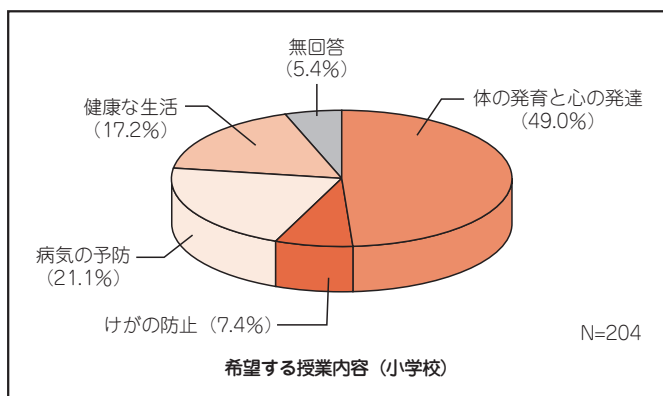
(3) 希望する授業内容

●小学校

「体の発育と心の発達」は49.0%と全体の半数を占め「病気の予防」「健康な生活」と続き、今までの養護教諭の得意とする分野である割合が高い。

その反面「けがの防止」という安全面に関する指導内容には興味が減少している。

このことから、新しい分野への挑戦に期待したい。

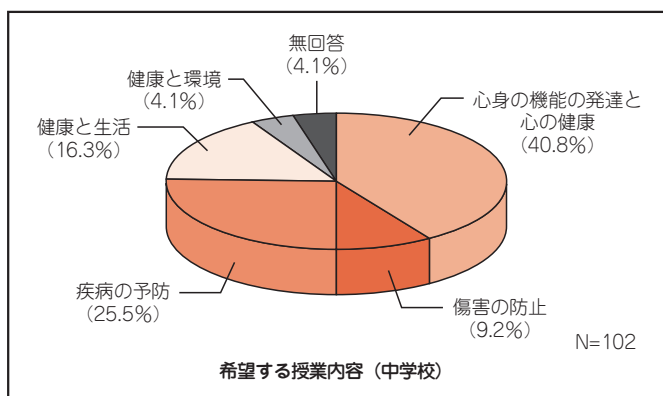


●中学校

「心身の機能の発達と心の健康」が40.8%と最も高く「病気の予防、健康と生活」と続き、小学校と同様の傾向を示している。

しかし、今日的課題である「健康と環境」の分野が4.1%と低率であることが注目される。

ヘルスプロモーションの理念の具現化の上からも、この分野は大切な観点であり、研修内容に盛り込む際の課題である。

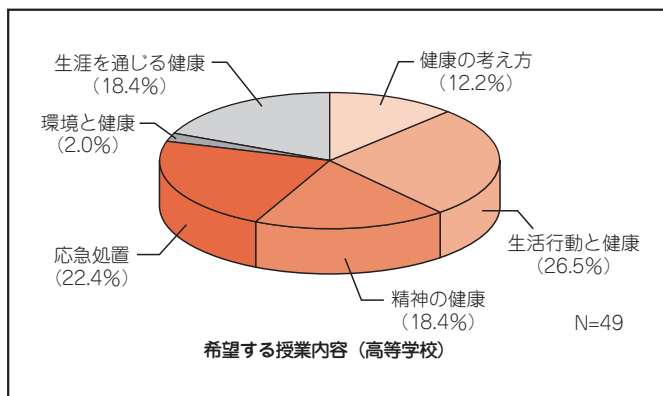


●高等学校

小学校や中学校とかなりの項目が異なり比較することは難しい。

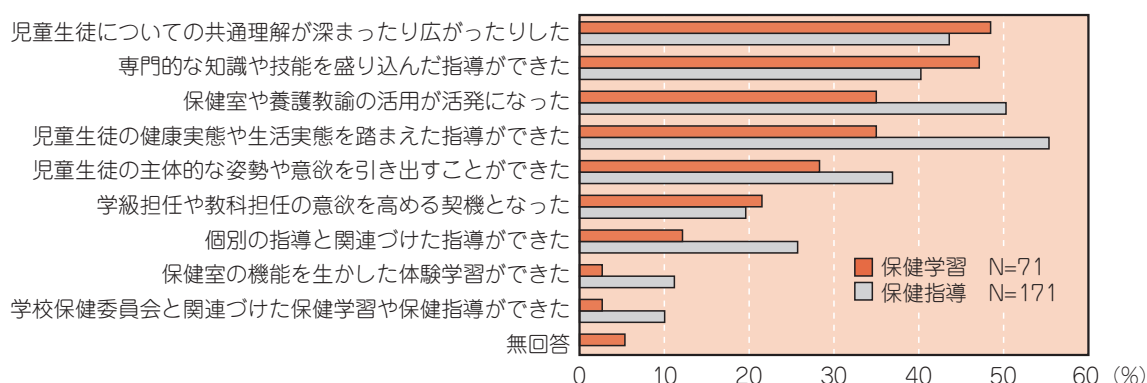
しかし「精神の健康」や「応急処置」「生活行動と健康」「生涯を通じる健康」が、20%前後の数値を示している。

中学校と同様「環境と健康」が低率である。



課題： 「希望する授業内容」という項目ではそれぞれの養護教諭が得意とする分野や重要視している分野が明らかになった。このような希望する内容の深化や意図的な拡大を求めた研修計画の立案を図ることが大切である。

(4) 保健学習・保健指導の経験を生かすことができた養護教諭の専門性



【保健学習】

分析： 保健学習の実施によって、「児童生徒についての共通理解が深まったり広がったりした」、「専門的な知識や技能を盛り込んだ指導ができた」が高い割合で示されている。続いて、保健室や養護教諭の活用が活発になってきたことや、児童生徒の健康実態や生活実態を踏まえての指導ができたことも実感している実態が示された。文部省体育局学校健康教育課「教育職員免許法附則第18項に係る事務処理等に関する調査結果について」（平成12年3月実施）によると、都道府県・政令都市59のうち、兼職発令を「発出した・発出予定」は38、養護教諭の兼職発令人数は366名である。今後、各都道府県での兼職発令についての事務的な手続きがされることにより、よりよい保健学習の実践も推進されることが期待できる。

課題： 心身の健康の諸課題を解決するために、養護教諭のもつ知識や技能の専門性を教科指導に活用するために、教諭に兼職発令する措置はまだ始まったばかりである。養護教諭がよりよい授業をするためには、専門性を生かして成果をあげるための研究や研修等が不可欠である。そのためには、次のような研修の充実が必要である。

- ・養護教諭としての専門性をどのように生かすか
- ・個別指導と集団指導との関連について
- ・保健室の施設・設備など保健室の機能の生かし方
- ・教育課程、学習指導要領と保健学習の内容について

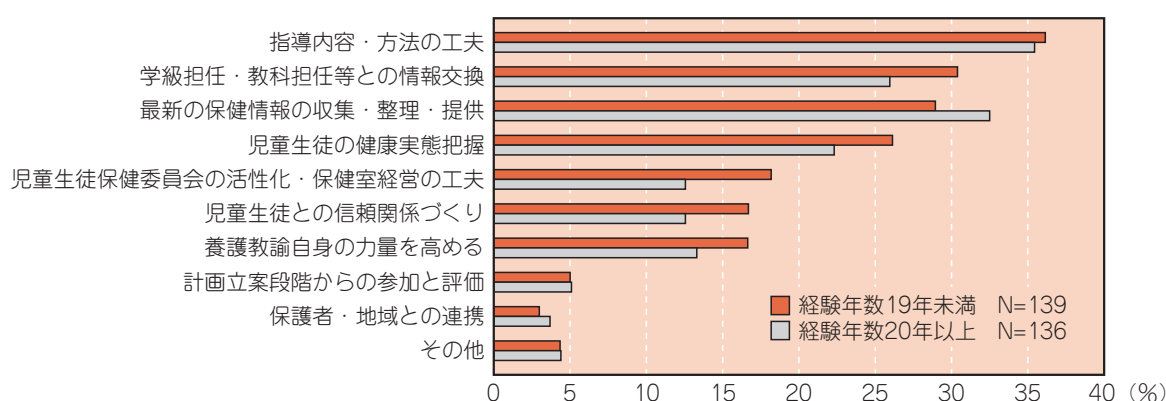
【保健指導】

分析： 自校の児童生徒の健康実態や生活実態を踏まえた活動に取り組み、専門的な知識や技能の研修を深める中で、児童生徒についての共通理解を図ることに配慮してきたことも調査結果からうかがえる。さらに、保健学習と同様に一連の活動を経て保健室や養護教諭の活用が活発になってきたこともうかがえる。

課題： 教育課程を含め、特に特別活動のねらいと内容にかかわる研修の充実や、学級・ホー

ムルーム活動での効果的なかわり方等、さらに、ねらいを達成するための個別指導の仕方や、地域や家庭を巻き込んだ授業実践の在り方、身体計測や診断結果の有効的な活用と教材化、全ての教育活動と連携する学校保健委員会の活性化等々、様々な研修が必要である。そして、今日的課題である「総合的な学習の時間」と保健指導・保健学習のかかわり方等々細分化から統合の視点に立った研修の充実が期待される。

(5) 養護教諭が保健学習・保健指導を効果的に行うために実践し、心がけていること(自由記述) 【保健学習】



結果： 自由記述の分析結果から「指導内容、方法の工夫」「最新の保健情報の収集・整理・提供」「担任、教科担任等と情報交換」等が上位を占めている。しかし「計画段階からの参加と評価」や「保護者・地域との連携」については、低率を示している。

分析： この実態から単独で授業実践をする上で大切な「計画立案段階からの参加」、さらに、授業実践が済んでからの検証や評価はこれからの研修計画策定に大切な視点になってくる。また、保健の授業の効果を高める上からも「保護者や地域との連携」など積極的に図る必要がある。

課題： 自由記述は対象者のニーズをよりうきばりにできる項目であるので、研修体系の策定の際にはこれらの内容も折り込む必要がある。

4 調査結果を踏まえた全体の考察

平成9年9月に出された保健体育審議会答申を受けてヘルスプロモーションの理念に基づく健康増進の考え方が提唱され、平成10年にはその答申の理念に基づく学習指導要領が告示された。健康増進の考え方もそれらを受け、実践の方向性が明確になった。さらに、平成11年に養護教諭による単独での授業実践を可能にする兼職発令という法的措置が講じられ、いま、学習効果の具現化に向けて、養護教諭への期待がますます増大してきており、研修の一層の充実が求められている。

今回の調査は、そうした時代の潮流の上に立って考えてみる資料として意義深いものがある。また、結果を踏まえ、今後の研修計画の策定に生かす資料として重要である。さらに、今まで積み上げてきた実績そのものの評価と考えることもできる。この実態を受け、それぞれの養護教諭がこれからの進むべき方向性の示唆を得る材料として活用を図り、日々の職務に生かすことができるものとする。

5 まとめ

保健学習、保健指導の実践に当たり、まず様々な答申や学習指導要領の熟知を通して、一人一人の養護教諭が「私の健康観」をもつことが大切である。そうした展望の上に立った時、自分自身の意識の拡大や方向性が明確になってくる。その願いを具現化するために教育課程の理解に始まり、年間指導計画の作成、単元構想や計画の立案、さらに授業の試みというサイクルが大切である。

これからの研修体系の策定はそうしたシステム化を図ることである。



今後の研修プログラムの方向性



養護教諭の研修体系と研修項目

(1) 研修項目設定にあたって

Ⅳの調査結果から、経験年数ごとの顕著な差異は認められなかったものの、共通して、「授業の組み立て方・展開方法」がいずれも研修希望の上位に回答していた。反面、「指導計画の立て方（単元計画も含む）」がいずれも低率であり、前述の調査結果分析との考察でも述べられているが、養護教諭の授業実践に際しては、教育課程の理解に始まり年間指導計画や全体計画の作成、単元構想や単元計画の立案などと、教育課程全般について理解を深めることが重要である。

また、保健体育審議会答申によると、資質の向上に関して養護教諭の役割拡大に伴う資質の確保のため、養護教諭の専門性を生かしたカウンセリング能力の向上を図る内容などについて、質・量ともに抜本的に充実する必要があると指摘されている。また、情報処理能力の育成も含め研修内容の充実に努めるとともに、とりわけ経験者研修について、担当教諭とチームを組んだ教科指導や保健指導に関する実践的な指導力の向上、企画力・カウンセリング能力の向上などに関する内容を取り入れることを含め、格段の充実を図る必要があるとも述べられている。

これらのことを受け、研修項目設定にあたって平成10年3月に示された「養護教諭研修事業推進委員会報告書」による研修項目を一部改正したが、学校教育全般に関する理解を基盤に、養護教諭の専門性を充実させることが重要であるので、設定にあたっては2つの柱「基礎研修」「専門研修」とした。

① 基礎研修に関する項目について

教育職員としてその職務の遂行上、専門職としての役割とともに、学校教育に関する基本的事項について周知しておく必要がある。そこで、教育課題への養護教諭としてののかかわりや、教育課程と学校保健との関連について研修内容を例示した。

② 専門研修に関する項目について

各審議会答申等が示されており、それらを指針とするとともに、併せてⅣの「養護教諭の保健に関する授業についての調査」の結果を参考に項目を設定した。

- *情報化社会に対応できるよう、3項目設定し、「健康情報の収集と活用」「健康情報の発信」「コンピュータ機器の活用」とした。
- *企画力の向上をねらい、「健康教育に関する企画の項目」を設けた。
- *教科指導や保健指導に関する実践的な指導力の向上をねらい、総合的な学習の時間を視野に入れた「保健学習」と「保健指導」の2項目に分けて設定した。

(2) 養護教諭の研修項目の例示

養護教諭のライフステージを「新規採用」・「5年次」・「10年次」・「20年次」とした。

新規採用 ……教育職員としての自覚と養護教諭としての使命感をもち、養成課程で学んだことを生かす能力

5年次 ……専門職としての資質をさらに高め、学校教育活動の一環としての学校保健活動が展開できる能力

10年次 ……校内や地域でリーダーシップを発揮し、家庭や地域と連携した組織的な学校保健活動を展開できる能力

20年次 ……健康課題や学校保健の課題に対して、学校経営的視点で推進できる能力

以上4区分とし、それぞれに対応した基礎研修の項目を設定したが、新規採用養護教員研修から、教科や保健指導の実践的な指導力の向上に研修の充実を図る必要がある。

教育職員養成審議会

「養成と採用・研修との連携の円滑化について」第3次答申（抜粋）

平成11年12月10日

2 見直しの方向

初任者研修については、初任者に教職一般について円滑に職務を遂行し得る能力を身に付けさせるとともに、新たな教育課題に適切に対処できるよう課題解決能力の伸長を図ることが必要である。このため、校内研修及び校外研修の内容及び方法を見直して一層の充実を図るとともに、職務を通じて行う研修及び職務を離れて行う研修においてより一層充実した研修が受けられるよう、その運用等の改善を図ることが必要である。

養護教諭の新規採用者研修に関しては、その専門性を高めるとともに、初任者研修の改善の方向に可能な限り沿いながら条件整備に努めることが必要である。

3 具体的方策

(2) 初任者研修の見直し

養護教諭の新規採用者研修については、現在の学校を取り巻く問題に対応できるようその内容の専門性を高めるとともに、初任者研修の改善の方向に可能な限り沿いながら条件整備に努めることが必要である。

(3) 教職経験者研修等の見直し

教職経験者研修については、今後必要となる資質能力を有し、教育改革の実施に対応できる教員を確保する観点から研修内容の精選・見直しを図ること、研修参加者のニーズや学校の課題等に応じて多様な選択ができるようにするなどの改善を図ることなどを検討することが必要である。養護教諭については、保健教育に関する実践的指導力の向上の観点からその充実を図ることも必要である。

中堅教員の研修については、より一層職務に関する専門知識や教養を身に付け、また、学校経営を行うために必要な人事管理、企画立案、事務処理等の資質能力を高めることができるよう、研修の内容・方法を見直すことが必要である。

※下線部は抜粋作成者において引いたもの

このようないくつかの観点から、各ライフステージにおける研修体系を表に整理すると次のようになる。

	基 礎 研 修					専 門 研 修
項 目	教育課程と学校保健	教育課程と養護教諭	健康教育に関する企画	保健学習等	保健指導	健康診断と健康観察
新規採用	- 学校教育法と学校保健法 - 教育課程の目的と内容 - 教育課程における学校保健の位置付け - 学習指導要領と保健学習、保健指導	- 学校教育が抱える課題 - 教育課題への養護教諭としてのかわり - 健康に関する現代的課題と養護教諭	- 健康教育の捉え方（ヘルスプロモーション） - 健康教育の推進と養護教諭の役割 - 学校保健計画の立案	- 学習指導要領と保健学習 - 学習内容の理解 - 保健指導と保健学習の関連 - 単元計画の立て方 - T.Tの指導の進め方 - 総合的な学習の時間との関連	- 学習指導要領と保健指導 - 保健指導の理論と実際 - 個別指導の進め方 - 指導計画の立案 - T.Tの指導の進め方	- 健康診断の法的根拠 - 健康診断の計画・実施・評価 - 健康観察の意義と方法 - 学校医などとの連携の在り方
5 年 次	- 教育課程と学校経営 - 教育課程における学校保健の位置付け - 学習指導要領と総合的な学習の時間・保健学習・保健指導	- 学校教育が抱える課題 - 教育課題への養護教諭としてのかわり - 健康に関する現代的課題と養護教諭	- 健康教育推進における養護教諭の役割 - 学校保健計画の作成と実際 - 健康教育全体計画と年間計画の立案	- 授業の展開方法 - 効果的な単元計画の立案 - 学習指導案の作成 - 学習指導の方法 - T.Tの指導の進め方 - 総合的な学習の時間との関連	- 授業の展開方法 - 効果的な指導計画の立案 - 学習指導案の作成 - 学習指導の方法 - T.Tの指導の進め方	- 健康診断の効果的な進め方 - 健康診断結果の分析と保健指導の関連 - 健康観察の効果的な進め方 - 学校医等との効果的な連携方法
10 年 次	- 教育課程の編成・実施・評価 - 教育課程と学校保健の関連 - 学習指導要領と総合的な学習の時間	- 学校教育が抱える課題 - 教育課題への養護教諭としてのかわり - 健康に関する現代的課題と養護教諭	- 環境の視点と健康教育の計画 - 家庭や地域社会との連携と健康教育の計画 - 健康教育推進と家庭地域との連携の工夫改善	- 効果的な学習指導法 - 教材・教具の開発と工夫 - 保健学習と評価 - 職務の特質を生かした指導方法 - 総合的な学習の時間との関連	- 効果的な授業の組み方 - 効果的な指導法の在り方 - 教材・教具の開発と工夫 - 保健指導と評価 - 職務の特質を生かした指導方法	- 健康診断結果の分析と健康教育への活用 - 健康診断と健康観察の充実 - 学校医等との効果的な連携方法
20 年 次	- 教育課程の編成・実施・評価の実際 - 教育課程と学校保健 - 学習指導要領と総合的な学習の時間	- 学校教育が抱える課題 - 教育課題への養護教諭としてのかわり - 健康に関する現代的課題と養護教諭	- 家庭や地域社会と連携のとれた健康教育の充実 - 健康教育と教育活動との連携と評価	- 効果的な学習指導法 - 教材・教具の開発と工夫 - 保健学習と評価 - 職務の特質を生かした指導方法	- 効果的な学習指導法 - 教材・教具の開発と工夫 - 保健指導と評価 - 職務の特質を生かした指導方法	- 健康診断と健康教育の推進 - 健康観察と健康教育の推進

専 門 研 修						
項 目	健康相談活動 健康相談	救急処置と救 急体制	疾病の予防と 管理	学校環境衛生 活動	保健室経営	連携と組織活 動
新規採用	- 健康相談活動の考え方と進め方 - 健康相談の意義と内容 - 主訴と児童生徒理解	- 救急処置の理論と実際（心肺蘇生法を含む） - 学校事故への対応 - 学校における救急体制の整備	- 疾病を持つ児童生徒への対応 - 最新の医学情報 - 感染症の予防活動 - 伝染病の予防と発生時の対応 - 学校医等との連携の在り方	- 環境衛生活動の意義と実際 - 日常点検と対応 - 環境衛生検査結果の事後措置と活用 - 学校薬剤師との連携の在り方	- 保健室の機能と役割 - 保健室経営の意義と内容 - 保健室経営案の立て方 - 保健室経営と執務計画 - 保健室経営の基本的姿勢 - 学校保健計画と保健室経営	- 学校保健組織活動の意義 - 養護教諭と組織活動 - 学校保健の組織と内容 - 校務分掌と学校保健 - 児童・生徒保健委員会の指導 - 学校保健委員会の進め方
5 年 次	- 健康相談活動の進め方 - 健康相談活動の実際（演習を通して） - 健康相談の対象と計画実施 - 健康相談活動と健康教育	- 救急処置の理論と実際（心肺蘇生法を含む） - 学校事故事例と対応 - 学校における救急体制の整備	- 疾病を持つ児童生徒への対応 - 最新の医学情報 - 伝染病の予防と発生時の対応（感染症の新たな課題も含め） - 家庭への対応	- 学校環境衛生活動の計画の立案と進め方 - 効果的な日常及び定期検査の進め方 - 学校薬剤師や地域との連携	- 学校教育目標と保健室経営 - 効果的な保健室経営 - 保健室活動の評価	- 健康教育と学校保健委員会 - 効果的な学校保健委員会の在り方 - 校内組織と養護教諭 - 教職員保健組織の活動と運営
10 年 次	- 健康相談活動の実際（事例研究などから） - 健康相談の実際と評価	- 救急処置の最新の知識と技能 - 家庭・医療機関と学校の連携 - 学校の救急体制の整備	- 疾病を持つ児童生徒への対応 - 最新の医学情報 - 伝染病の予防と発生時の対応（感染症の新たな課題も含め） - 保健所などとの連携	- 学校環境衛生活動と教育活動の関連 - 環境要因と健康の関連 - 学校環境衛生活動を推進する企画と運営の在り方	- 学校教育目標と保健室経営 - 効果的な保健室経営 - 保健室活動の評価 - 開かれた保健室経営	- 効果的な学校保健委員会の在り方と運営 - 保護者の保健組織活動と養護教諭 - 地域社会と連携した学校保健委員会
20 年 次	- 健康相談活動の実際（演習と事例研究） - 効果的な健康相談	- 救急処置の最新の知識と技能 - 家庭・医療機関と学校の連携 - 学校の救急体制の整備	- 最新の医学情報 - 伝染病の予防と発生時の対応（感染症の新たな課題も含め） - 保健所などとの連携	- 学校環境衛生活動と教育活動の関連 - 環境要因と健康の関連 - 学校及び地域の環境衛生活動を推進する企画と運営の在り方	- 学校教育目標と保健室経営 - 効果的な保健室経営 - 保健室活動の評価 - 開かれた保健室経営	- 効果的な学校保健委員会の在り方と運営 - 保護者の保健組織活動と養護教諭 - 地域社会と連携した学校保健委員会

	専 門 研 修					
項 目	健康情報の収集と活用	健康情報の発信と管理	コンピュータ機器の活用	保健活動の評価	養護教諭と研究活動	学校安全と養護教諭
新規採用	- 健康情報の内容と理解 - 社会からの情報把握方法 - 教育情報全般からの把握 - 健康実態の内容と把握方法	- 情報の客観性 - 正確な情報 - 発信の意義と方法 - 組織と情報との関連 - 情報の管理	- 学校保健情報の管理の実際 - 健康診断等データの情報処理方法	- 学校保健活動の評価の意義 - 学校保健活動の評価の方法	- 養護教諭の行う研究の意義 - 実践的研究の進め方 - 事例研究の進め方 - 調査の方法	- 日常の安全点検方法 - 学校安全と養護教諭 - 災害時における養護教諭の役割
5 年 次	- 健康診断結果の分析 - 保健調査など諸調査の実施と分析 - 健康観察結果の分析 - 諸検査結果の実施と分析 - 健康相談活動・健康相談実施後の分析	- 効果的な発信方法 - 適切な情報管理の在り方 - 情報発信と適時性 - 発信方法の工夫改善	- 学校保健情報の管理の実際 - 健康診断等データの情報処理方法 - 保健指導とコンピュータ - 保健学習とコンピュータ	- 学校保健活動の評価の実際とその方法 - 効果的な評価の在り方 - 評価方法の工夫改善	- 研究計画の立て方 - データの収集方法 - 結果の集計とまとめ方	- 学校安全と養護教諭 - 災害時における養護教諭の役割 - 防災教育と養護教諭
10 年 次	- 健康診断結果の分析 - 保健調査など諸調査の実施と分析 - 健康観察結果の分析 - 諸検査結果の実施と分析 - 健康相談活動・健康相談実施後の分析	- 効果的な発信方法 - 適切な情報管理の在り方 - 情報発信と適時性 - 発信方法の工夫改善 - 情報発信と個人情報の管理	- 健康診断等データの情報処理方法 - 研究活動とコンピュータ - 情報収集とコンピュータ - 情報交換とコンピュータ	- 効果的な評価の在り方 - 評価方法の工夫改善 - 評価結果の分析	- 研究結果の分析の方法 - 研究のまとめ方 - 研究論文の作成方法	- 災害時における養護教諭の役割 - 災害時の児童生徒への心も含めた対応の在り方
20 年 次	- 健康診断結果及び保健調査など諸調査の実施と分析 - 健康観察と諸検査結果の実施と分析 - 健康相談活動や健康相談実施後の分析	- 効果的な発信方法 - 適切な情報管理の在り方 - 情報発信と適時性 - 発信方法の工夫改善 - 情報発信と個人情報の管理	- 研究活動とコンピュータ - 情報収集とコンピュータ - 情報交換とコンピュータ - 情報発信とコンピュータ	- 評価方法の工夫改善 - 評価結果の分析 - 評価結果の学校保健活動への生かし方	- 研究のまとめ方 - 研究論文の作成方法 - 研究発表の進め方	- 災害時の児童生徒への心も含めた対応の在り方 - 地域の関係機関と連携のとれた対応の在り方

「研修項目」活用の留意事項

先にあげた研修項目は例示であり、その活用に当たっては、次のような事項を留意してより一層効果的に研修を進めていきたい。

①研修項目全般について

- 研修項目を実施するに当たっては、それぞれの内容に応じて、校種・校内・校外、講義・演習等の形態や方法、所要時間について適切に設定すること。
- 例示してある研修項目を組み合わせたり、必要に応じて加除し、地域や学校の実情に応じて工夫すること。例えば、専門研修における「健康情報の収集と活用」及び「健康情報の発信」を組み合わせ実施した方が有意義な場合もある。

②基礎研修項目について

- 平成9年教育職員養成審議会の答申・報告、教育職員免許法の改正を踏まえ、養護教諭養成カリキュラムと現職研修及び一般の教員研修との関連を考慮すること。
- 「教育課程と養護教諭」では、健康に関する現代的課題が近年深刻化していることから、どの年次においても、幅広い理解と指導力の向上を図ることができるように考慮する。

③専門研修項目について

- すべての研修項目において、年次を経るごとにその内容が深化されるよう考慮する必要がある。特に、研修内容の最新化が必要なもの（「コンピュータの活用」など）や繰り返しの研修が必要なもの（「疾病の予防と管理」及び「救急処置と救急体制」）など研修内容によって工夫すること。
- 「健康相談活動・健康相談」における健康相談活動とは、「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行なう活動である」（保健審議会答申より）と示されており、養護教諭の専門性や、保健室の機能を生かした健康相談活動として展開するような内容の設定が大切となる。併せて、平成11年に行なった「保健室来室者等への対応に関する調査」（（財）日本学校保健会）結果を活用し、常に心身の健康問題に適切に対処できる資質の向上が図れるよう考慮する。
- 平成9年教育職員養成審議会答申を受け、平成10年6月、教育職員免許法が改正された。

いじめ、不登校、性の逸脱行動等の問題に適切に対応するため、3年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が保健の授業を担当する教諭等になることができる。

このことを踏まえて「保健学習」の指導面での研修が充実するよう考慮する。

資料編



各審議会答申と養護教諭に関する指摘事項

1. 中央教育審議会答申

(1) 第一次答申（平成8年7月19日）

－21世紀を展望した我が国の教育の在り方について－

キーワード	●生きる力・ゆとり・完全学校週五日制・教育内容の厳選・学校、家庭、地域の連携 ●総合的横断的な学習・教員の資質の向上
	●いじめ、登校拒否の問題 ・・・養護教諭は、いじめの兆候に気付いたり、いわゆる保健室登校の子どもの指導に当たるなどその役割は大きい。 ●教員の資質・能力の向上 ・・・すべての教員について基礎的なカウンセリング能力の育成を充実する必要があるが、特に養護教諭については採用時の研修を始めとする現職研修の一層の充実を図る必要がある。 ●様々な専門家と教職員の連携 ・・・学校として校長のリーダーシップの下、教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員などすべての教職員が相互に協力しつつ一体となって取り組む・・・

(2) 新しい時代を拓く心を育てるために

一次世代を育てる心を失う危機－答申（平成10年6月30日）

「心の居場所」としての保健室の役割を重視しよう

キーワード	●心の居場所・内面的な悩みや葛藤・身体的な不調・養護教諭・保健室登校 ●健康相談活動・複数配置・養成カリキュラムの改善・現職研修の充実
	●「心の居場所」としての保健室の役割を重視しよう 保健室を訪れる子どもたちの中には、身体面だけでなく、学習面、友人関係、家庭事情など様々な訴えを持って相談を求めてくる者も相当いる。また、内面的な悩みや葛藤を言葉で表せず、身体的な不調として訴えている場合も少なくない。子どもが小・中・高等学校の保健室を訪れる理由を見ると、心の問題や心の悩みを挙げる者も少なくなく、特に中学校では多くなる傾向が見られる。また、養護教諭が「心の問題」への継続的な支援を行っている事例のある学校の割合は、小学校で約半数、中・高等学校で8割近くとなっており、増加傾向も見られる（資料4・8）。さらに、学校に登校しても授業には出席せず、保健室で時を過ごすいわゆる「保健室登校」という現象も目立ってきており、そうした子どものいる学校の割合は中学校で4割近くに上っている（資料4・9）。 このように、保健室は「心の居場所」とも言うべき姿になってきている。そして、養護教諭は、悩みや訴えを聞いたり、身体的不調の背景に目を向けることを通じて、子どもの発する様々なサインに早くから気付くことができる立場にある。薬物問題、性の逸脱行動、いじめ、不登校などの心身の健康に関する現代的課題の深刻化を踏まえると、養護教諭の健康相談活動（ヘルスカウンセリング）の役割はますます重要となってきている。 こうした考え方の下、各学校では、養護教諭から子どもたちの様子について日ごろからよく話を聞くようにし、養護教諭と他の教員、スクールカウンセラーとが連携・協力して心の健康問題に適時適切に対処していく体制を整える必要がある。その際、学校、地域に長年かわりを有する学校医とも十分な連携を図り、適切なアドバイスを受けることが望まれる。また、心の健康問題への対応を強化する観点から、養護教諭を保健主事に登用することを含めその活用を図るとともに、養護教諭の複数配置を着実に進めることなどが重要である。 さらに、今後、養護教諭の養成カリキュラムの改善や体系的な現職研修の一層の充実により、基礎的なカウンセリング能力の育成、現代的な心の健康問題への理解の促進など養護教諭の資質向上を図り、子どもたちの心の健康問題への適切な対応を図ることが必要である。

(3) 今後の地方教育行政の在り方について答申（平成 10 年 9 月 21 日）

●教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設

養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員の研修について、これらの職員の専門性を高め学校運営への積極的な参画を促す観点から研修内容を見直し、その充実に努めること

●専門的な人材の活用

養護教諭、学校栄養職員、学校事務職員等の職務上の経験や専門的な能力を本務以外の教育活動等に積極的に活用する・・・

< 参考 >

*校長・教頭の任用資格の見直し

学校教育法施行規則第8条に定める校長教頭の資格については、同上の規定を改め、教諭の免許状を有し、かつ教育に関する職に5年以上勤務した経験を有すること」に加え、10年以上教育に関する職に就いた経験がある者については、教諭の免許状を所有しなくても校長に任用できることとするとともに、特に必要がある場合には都道府県教育委員等がこれと同等の資格、経験を有する者と認める者についても校長に任用できるものとする。教頭の資格についても教諭の免許状の所有要件の取り扱いについて検討する。

2. 教育課程審議会答申（平成 10 年 7 月 29 日）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、及び養護学校の教育課程の規準の改善について答申

資料編

キーワード

●完全学校週五日制・自ら学ぶ力・個性を生かす教育・特色ある学校・国際化

●情報化・教育内容の厳選・総合的な学習の時間

●心と体を一体的に捉える（保健と体育をより密接に）・保健学習小学校中学年から実施・実践力の育成・健康の現代的課題への対応

< 答申の主な特徴 >

①改善のねらいの4点

- ・豊かな人間性、国際社会に生きるに日本人としての自覚
- ・自ら学び、自ら考える力を育成
- ・ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎基本の確実な定着を図り個性教育を充実
- ・各学校が創意工夫を生かし特色ある教育を展開

②「総合的な学習の時間」（仮称）の新設・・・例示の内容に「福祉・健康」

③「体育」の保健の授業が小学校中学年から実施

④教科「保健」内容改善の視点

健康の現代的課題に対応できるように

薬物乱用、性の逸脱行動、心の健康、生活習慣病、感染症の新たな課題

⑤授業時数の改善

○教育課程の基準の改善の関連事項

2 指導方法

・・・また、情報に関する教育における人材の確保、健康や栄養にかかわる指導における養護教諭や学校栄養職員などの専門性を有する教職員の参加・協力などを推進していく必要がある。

3. 保健体育審議会答申（平成9年9月22日）

生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する健康及びスポーツの振興の在り方について

キーワード

- ヘルスプロモーション・健康の現代的課題・健康教育・健康教育の内容とプロセス・組織体としての一体的取り組み・専門性を有する職員の活用
- 養護教諭の新たな役割・カウンセリング機能の充実・健康相談活動・課題解決の指導力・企画力、実行力、調整能力・養成、現職の一貫した資質の向上
- 複数配置の一層の促進・保健室の機能の見直し・プライバシー・パソコン

<内容のポイント>

- ①ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進
- ②健康に関する現代的課題への対応 ③学校健康教育と学校保健
- ④健康教育の捉え方 ⑤保健教育及び安全教育、給食指導などを統合した概念
- ⑥健康教育の目標とプロセス及び内容
- ⑦健康教育の実施体制ー組織としての一体的取り組みー
- ⑧教職員の役割と資質 教諭、保健主事、養護教諭、学校栄養職員
- ⑨養護教諭の新たな役割と求められる資質、向上方策⑩保健室の機能とその環境整備

●養護教諭の新たな役割

近年の心の健康問題等の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められるようになってきている。この中で、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割を持ってきた。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。

これらの心の健康問題等への対応については、「心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導」及び「健康な児童生徒の健康増進」という観点からの対応が必要であるが、過去においては必ずしもこれらの問題が顕在化していなかったことから、これらの職務を実施できる資質を十分に念頭に置いた養成及び研修は行われていなかった。

もとより心の健康問題等への対応は、養護教諭のみではなく、生徒指導の観点から教諭も担当するものであるが、養護教諭については、健康に関する現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる資質の向上を図る必要がある。

（求められる資質）

このような養護教諭の資質としては、i)保健室を訪れた児童生徒に接した時に必要な「心の健康問題と身体症状」に関する知識理解、これらの観察の仕方や受け止め方等についての確かな判断力と対応力（カウンセリング能力）、ii)健康に関する現代的課題の解決のために個人又は集団の児童生徒の情報を収集し、健康課題をとらえる力量や解決のための指導力が必要である。その際、これらの養護教諭の資質については、いじめなどの心の健康問題等への対応の観点から、かなりの専門的な知識・技能が等しく求められることに留意すべきである。さらに、平成7年度に保健主事登用の途を開く制度改正が行われたこと等に伴い、企画力、実行力、調整能力などを身に付けることが望まれる。

（資質の向上方策等）

このような養護教諭の資質の向上を図るため、養成課程及び現職研修を含めた一貫した資質の向上方策を検討していく必要があるが、養成課程については、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の専門性を生かしたカウンセリング能力の向上を図る内容などについて、質・量ともに本格的に充実することを検討する必要がある。

現職研修のうち、採用時の研修については、既に平成9年度より日数を大幅に拡充し、また、経験者研修についても新たに実施されたところであるが、今後は、情報処理能力の育成も含め研修内容の充実に努めるとともに、とりわけ経験者研修について、担当教諭とチームを組んだ教科指導や保健指導に関する実践的な指導力の向上、企画力・カウンセリング能力の向上などに関する内容を取り入れることを含め、格段の充実を図る必要がある。

同時に、養護教諭が新たな役割を担うことに伴い、従来の職務はもとより、新たな心身の健康問題にも適切に対応できるよう、養護教諭の複数配置について一層の促進を図ることが必要である。

4. 教育職員養成審議会答申

新たな時代に向けた教員養成の改善方策について 第一次答申（平成9年7月28日）

キーワード	教員に求められる資質能力・いつの時代にも求められる資質能力・今後求められる資質能力・養成、採用、現職研修の一貫した資質能力の向上・基本構造の転換・選択履修方式の導入・免許制度の弾力化・特別非常勤講師制度の改善
●教員養成カリキュラムの改善 大学における教員養成カリキュラムの改善方策について、その基本構造と教育内容の二つの視点から検討を加えることとする、なお、ここで想定されているのは主として教諭のカリキュラムであり、養護教諭の養成カリキュラムについては、保健体育審議会における審議状況を踏まえつつ、別途検討が必要であることを付言しておきたい。略 ●教育相談（カウンセリングを含む）に係わる内容の充実 学校における様々な生徒指導上の問題等をより円滑に解決することができるよう「生徒指導及び教育相談に関する科目」等の授業においてカウンセリング等に関する内容を教授するにとどまらず、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等の専門家の職務の実際やそれらの者との連携の在り方等についても適切に取り扱うようにする必要がある。	

養護教諭の養成カリキュラムの在り方について（報告）平成9年12月18日

資料編

キーワード

保健体育審議会答申・教諭の改善に準ずる扱い・教職の充実・専門性の重視・選択履修方式・養護概説・健康相談活動・保健の授業・養護教諭の知識及び技能の専門性・修士課程入学資格

<教員の資質は、養成、現職研修を一貫して向上を図る。>

①養護教諭の養成カリキュラムの改善の基本

②選択履修方式の導入（養護又は教職に関する科目）

③教職に関する科目の重視

- ・「教職への志向と一体感の形成」2単位新設
- ・「総合演習」2単位新設
- ・「生徒指導及び教育相談に関する科目」2単位から4単位
- ・「養護実習」の充実

④養護に関する科目の精選と充実

- ・「健康相談活動の理論及び方法」の新設
- ・「養護概説」新設「学校保健（養護教諭の職務を含む）」から独立

⑤その他

- 養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師になり得るよう所用の制度的措置
 - ・いじめ・登校拒否、薬物乱用、性の逸脱行動等の深刻な問題に対処
 - ・児童生徒の健やかな心身の発達を援助
 - ・養護教諭の有する知識及び技能の専門性を教科指導に活用

「教育職員免許法附則第18項」

養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらずその勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

< 参考 > 養護教諭の単位の新旧対象表（1種免許状）

旧		新	
養護に関する科目	40（26）	養護に関する科目	28
教職に関する科目	16	教職に関する科目	21
養護又は教職	—	養護又は教職	7
計	56	計	56

5. 教育職員養成審議会答申

養成と採用・研修との連携の円滑化について 第三次答申（平成11年12月10日）

養護教諭に関する指摘事項の要旨

（採用の改善方向）

- 教員の採用については、多面的な人物評価を積極的に行う選考に一層移行することが必要である。
- 採用側において、採用選考に当たり重視する視点を公表することにより、求める教員像を明確化することが必要である。
- 条件附採用制度の一層の運用の改善を図ることが必要である。

研修の見直し

（初任者研修の見直し）

初任者研修の校内研修及び校外研修の方法及び内容については、次のような見直しを図ることが必要である。

- ・ 初任者の個々の経験や力量に応じたものにしたり、個々の学校の抱える課題に重点を置くなどの工夫を図ること。
- ・ 授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎について、初任者の日々の実践の反省点等に基づいて、指導教員等がきめ細かく初任者を指導していく時間を確保すること。
- ・ 校内研修と校外研修との有機的な連携を保つこと。
- ・ 初任者が自己の問題意識に応じて、講師や研修内容を選択することが可能となるような研修を実践したり、参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れるなど、研修実施者において、研修カリキュラムをより魅力あるものとするよう工夫すること。
- ・ 異なる規模の学校での研修や多校種での研修等他の学校での経験を得る機会の確保を図ること。
- ・ 初任者研修に関する拠点校を設置し、当該拠点校において初任者に対する校外研修を実施したり、当該拠点校に勤務する研修担当教員を初任者が配置されている学校に派遣することについて検討すること。

初任者が職務を通じて行う研修及び職務を離れて行う研修においてより一層充実した研修を受けられるよう、学校においては、初任者研修の実施のために措置されている指導教員が指導事務に専念できるよう制度本来の趣旨を十分認識し、その適切な運用に努めること。任命権者の権限と責任において適切かつ計画的に新任教員を配置すること。初任者に対する指導について、再任教員や非常勤講師の活用を図るなど、よりきめ細かく指導を行えるような工夫を講じることが必要である。

養護教諭の新規採用者研修については、現在の学校を取り巻く問題に対応できるようその内容の専門性を高めるとともに、初任者研修の改善の方向に可能な限り沿いながら条件整備に努めることが必要である。

③養護教諭の新規採用者研修の充実

養護教諭の新規採用者研修については、いじめ、不登校、薬物乱用や性の逸脱行動等現在の学校を取り巻く心身の健康問題が深刻化し、また、生徒指導に関する校内組織への参加が求められることも多くなっていることから、これらに対応できるようその内容の専門性を高めるとともに、前述の初任者研修の改善の方向に可能な限り沿いながら条件整備に努めることが必要である。

(3) 教職経験者研修等の見直し

教職経験者研修については、今後必要となる資質能力を有し、教育改革の実施に対応できる教員を確保する観点から研修内容の精選・見直しを図ること、研修参加者のニーズや学校の課題等に応じて多様な選択ができるようにするなどの改善を図ることなどを検討することが必要である。養護教諭については、保健教育に関する実践的指導力の向上の観点からその充実を図ることも必要である。

中堅教員の研修については、より一層職務に関する専門知識や教養を身に付け、また、学校経営を行うために必要な人事管理、企画立案、事務処理等の資質能力を高めることができるよう、研修の内容・方法を見直すことが必要である。

管理職研修については、一般に組織体の経営に必要とされる専門知識や教養を身に付け、また、学校事務を含め総合的なマネジメント能力を高めることができるよう、管理職研修カリキュラムの開発を行うとともに、研修の内容・方法を見直すことが必要である。また、管理職研修と任用とを関連付ける方策を検討し、管理職試験についても、事前又は事後の研修の在り方と関連して、校長、教頭それぞれの職責に応じてその在り方を見直す必要がある。

幼稚園教員の研修については、その内容の専門性を高め、また、園外研修を受けやすくするなどの環境整備に努めることが必要である。

盲・聾・養護学校等に転勤した教員等の研修については、障害がある幼児・児童・生徒や特殊教育に関する正しい理解が深められるようにする観点から研修の充実を図る必要がある。

教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について（通達）

このたび、別添のとおり、「教育職員免許法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成10年6月10日法律第98号をもって公布され、平成10年7月1日から施行されることとなりました。また、これに伴い、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正規則」という。）が平成10年6月25日文部省令第28号をもって公布され、平成10年7月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、要点及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、これを踏まえ、適切な事務処理をお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

I 改正の趣旨等

今回の改正の趣旨は、教育職員養成審議会の答甲を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状の授与を受けるために大学等において修得することを必要とする単位数を改めるとともに、学校教育における社会人の一層の活用を促進を図るため、特別免許状を授与することができる教科及び教員免許を有しない者を非常勤の講師に充てることができる事項の範囲を拡大する等、大学における教員養成の改善及び免許制度の弾力化等を図るものであること。

II 改正の要点

1 各担当学校の教員の免許状を有しない非常勤の講師について

① 免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることができる事項について、小学校における国語、社会、算数、理科、生活及びクラブ活動並びに盲学校、聾学校又は養護学校における国語等の各教科及び特殊の教科等の領域の一部に係る事項を新たに加えるとともに、その手続きを授与権者の許可から授与権者への届出に改めること。（改正法による改正後の教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「新法」という。）第3条の2及び4条並びに改正規則による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「新規則」という。）第65条の8関係）

② 免許法第3条の2第2項に規定する届出について定めること。（新規則第65条の9関係）

2 特別免許状を授与することができる教科について、小学校における国語、社会、算数、理科及び生活並びに盲学校、聾学校又は養護学校における特殊の教科以外の教科を新たに加えるとともに、特別免許状の有効期間を3年以上10年以内から5年以上10年以内に改めること。（新法第4条、第9条及び附則第19項関係）

3 盲学校、聾学校又は養護学校において、精神薄弱者に対し特殊の教科以外の教科の教授又は実習を担任する教諭又は講師は、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りることとする。こと。（新法第17条の3関係）

4 養護教諭の免許状を有し3年以上の勤務経験がある者で、現に養護教諭として勤務しているものは、当分の間、その勤務する学校において保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師となることとすること。（新法附則第18項及び新規附則第33項関係）

5 新法別表第1及び別表第2に規定する、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する科目の単位数を改めるとともに、これに伴い、以下の科目の単位の修得方法を改めること。（新法

別表第1及び別表第2関係)

－中略－

Ⅲ 留意事項

1 養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師となることについて

- ① 新法附則第18項の新設により、養護教諭の免許状を有し、3年以上養護教諭として勤務経験を有する者で、現に養護教諭として勤務している者は、その勤務する学校において「保健」の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができることとなるが、養護教諭が教諭又は講師を兼ねるか否かについては、各学校の状況を踏まえ、任命権者又は雇用者において、教員の配置や生徒指導の実状等に応じ、教育指導上の観点から個別に判断されるべき事柄であり、本来の保健室の機能がおろそかになるような事態を招くことのないよう、留意する必要があること。
- ② 養護教諭が年間の教育計画に基づき、組織的・継続的に、保健の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の教授を担当する場合にあっては、当該養護教諭を教諭又は講師として兼ねさせる発令が必要となること。
- ③ 新法附則第18項は、養護教諭の免許状を有する者について、「保健」の教科の領域に係る事項の教授を担当する場合に限り「教諭又は講師」となることができるとするものであり、新法附則第2項の適用はないこと。

2 新法別表第1又は別表第2に規定する小学校等の教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法について

- ① 新規則第6条第1項の表及び第10条の表に掲げる教職に関する科目に係る授業科目の名称については、その内容が明らかになるように配慮しつつ、各大学において適切に定めるとともに、大学は、当該大学における授業科目と同表に掲げる教職に関する科目及び各科目に含めることが必要な事項との対応について、免許状の授与の申請がなされる際に授与権者に対して文書で示すこと。
- ② 新法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習及び別表第2に規定する養護教諭の一種の授与を受ける場合の養護実習の単位数を引き上げたことについて、教育実習を行う学生の円滑な受入の確保については、とりわけ都道府県・市町村教育委員会及び各学校の関係者に協力を願いたいこと。
- ③ 普通免許状の授与を受けるための所要資格について、大学は、当該学生が新法あるいは旧法いずれの規定の適用により免許状の授与を受けるかについて、免許状の授与の申請がなされる際に授与権者に対して文書で示すこと。
- ④ 新規則第6条第1項の表及び第10条の表に掲げる教職に関する科目については、教員養成を目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないこととすること。これに伴い、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成3年6月20日文教教第123号教育助成局長通知）記Ⅲ1については、これを廃止すること。

なお、卒業に係る科目として開設されているものを教職に関する科目に充てるに際しては、教職の専門性の維持の観点から、その適切な水準の確保を図る必要があること。

3 新法の施行に伴い、現在小学校の教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は養護教諭の一種免許状若しくは二種免許状の認定課程を有している大学、文部大臣の指定を受けている養護教諭養成機関及び文部大臣の指定を受けている教員養成機関については、新たに新法による課程の認定又は文部大臣の指定を受ける必要があること。この場合の手続き等については、別途各大学、養護教諭養成機関及び教員養成機関に通知する予定であること。

6. 大学審議会答申（平成11年8月9日）

I 大学院入学者選抜の具体的な改善方策（抄）

1 大学院入学資格の弾力化

大学院については、上述したように、今後とも社会の多様な要請等に応えていくためには、入学の機会をできるだけ広く提供していくことが必要である。（略）

1) 制度的な接続の観点からの入学資格の弾力化

（ア）教育職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達した者への入学資格の付与等

（a）大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、62単位以上修得した者等で、その後の実務経験と大学における所定の単位修得等により、教育職員免許法による小、中、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を取得した者については、学士の学位を有する者で教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者と同等以上の学力があると認められるとの観点から、現行制度上既に大学院入学資格が認められている。

（b）このことを踏まえると、大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、62単位以上修得した者であって、その後の実務経験と大学における所定の単位修得等により教育職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を取得した者についても教諭についての場合と同様に学士の学位を有する者で養護教諭の専修免許状又は一種免許状を取得した者についても同様に、学士の学位を有する者で養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者と同等以上の学力があると認められるとの観点から大学院入学資格を認められることが適当である。

（C）また、専修学校、各種学校、国立養護教諭養成所の卒業者で、その後の実務経験と大学における所定の単位修得等により、教育職員免許法による小・中・高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種免許法を取得した者についても、上記（b）に述べたと同様の観点から、大学院入学資格を認めることが適当である。

（d）なお、養護教諭の一種免許状については、教育職員免許法における取り扱い上最短では21歳で取得可能であるが、現行の学校教育制度との整合性を図る観点から22歳に達した者であることを入学資格要件とすることが適当である。

以下略

学校教育法施行規則等の一部改正について（学校評議員等関係）

◆改正の趣旨

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月21日）を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校教育法施行規則等の必要な規定を整備し、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある教育活動の推進を図る。

◆学校評議員制度の導入

【趣旨】

- 学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に、学校評議員を置くことができることとする。
- これにより、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていくことができるようにする。

【概要】

- 設置者の定めるところにより、学校や地域の実情に応じて、学校評議員を置くことができる。
- 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 学校外から多様な意見を幅広く求める観点から、学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、設置者が委嘱する。

資料編

◆校長・教頭の資格要件の緩和

校長・教頭に幅広く適材を確保できるよう、教員免許状がなくても、一定の要件を満たせば、校長又は教頭となることができることとする。

◆職員会議の位置付けの明確化

学校に、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができることとし、職員会議は校長が主宰するものとする。

◆施行期日

平成12年4月1日

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）が平成12年1月21日文部省令第3号をもって公布され、平成12年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月21日）に基づき、これからの学校が、より自主性・自律性を持って、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的に運営され、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開することができるよう、校長及び教頭の資格要件を緩和するとともに、職員会議及び学校評議員に関する規定を設けるものがあります。

この趣旨に即して、各学校において、学校運営が適正に進められ、地域の実情等に応じた教育活動が一層活発になるよう指導の徹底にご留意願います。

改正省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、関係する規程の整備等、事務処理上遺漏のないよう願います。また、都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関及び学校法人に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

1 改正の趣旨

（校長及び教頭の資格関係）

校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。以下同じ。）及びこれを補佐する教頭については、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮するとともに、職員の意欲を引き出し、関係機関等との連携・折衝を適切に行い、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保することが重要である。このため、教育に関する職の経験や組織運営に関する経験、能力に着目して、地域や学校の実情に応じ、幅広く人材を確保することができるよう、学校教育法施行規則（以下「省令」という。）における校長及び教頭の資格要件を緩和するものであること。

（職員会議関係）

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。しかしながら、職員会議についての法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点が指摘されていることにかんがみ、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確にするものであること。

（学校評議員関係）

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。こうした開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学

校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、省令において新たに規定を設け、学校や地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができることとするものであること。

2 改正省令の概要

(校長及び教頭の資格関係)

- (1) 省令第8条第1号に規定する教育に関する職（以下「教育に関する職」という。）の範囲に、専修学校の校長及び教員、学校教育法第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の実習助手、寮母及び学校栄養職員（共同調理場の当該職員を含む。）の職を加えるとともに、児童自立支援施設に係る規定の整備を行ったこと（省令第8条第1号）。
- (2) 10年以上「教育に関する職」にあつたことを、校長の資格に加えたこと（省令第8条第2号）。
- (3) 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、第8条又は第9条の規定するもののほか、第8条に掲げる校長の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができることとしたこと（省令第9条の2）。
- (4) 教頭の資格については、第8条の校長の規定を準用することとしたこと（省令第10条）。

(職員会議関係)

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校及び幼稚園に、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができることとしたこと。また、職員会議は校長が主宰するものであることとしたこと（省令第23条の2、第55条、第65条、第65条の10、第73条の16及び第77条）。
- (2) 国立大学の附属学校に、学長の定めるところにより、職員会議を置くことができることとしたこと（国立学校設置法施行規則第26条の3）。
- (3) 国立久里浜養護学校に、職員会議を置くこととし、職員会議に関し必要な事項は、校長が定め、文部大臣の承認を受けるものとしたこと（国立久里浜養護学校組織運営規則第9条）。

(学校評議員関係)

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校及び幼稚園に、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとしたこと。また、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができることとし、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該学校の設置者が委嘱することとしたこと。（省令第23条の3、第55条、第65条、第65条の10、第73条の16及び第77条）
- (2) 国立大学の附属学校に、学長の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとし、学校評議員は、その附属学校が附属する国立大学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、学長が委嘱することとしたこと（国立学校設置法施行規則第26条の4）。
- (3) 国立久里浜養護学校に、学校評議員を置くこととし、学校評議員に関し必要な事項は、文部大臣が定めることとしたこと（国立久里浜養護学校組織運営規則第10条）。

(その他)

- (1) 関係省令について所要の規定の整備を行ったこと。
- (2) 改正省令の施行日を平成12年4月1日としたこと。

3 留意事項

(校長及び教頭の資格関係)

- (1) 今回の改正は、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長と、これを補佐する教頭に、幅

広く人材を確保する観点から行うものであり、これにより、学校において、優れた資質能力を有する校長や教頭を中心に全職員が一致協力して、個性や特色ある教育活動が展開されることを期待するものであること。

- (2) 今回の改正により、教頭について、新たに各相当学校の教諭の免許状を有しない者を登用することができることとなるが、教頭が児童生徒の教育をつかさどる場合には、各相当学校の相当教科の教諭の免許状が必要であるとの従来の解釈及び運用が変更されるものではないこと。
- (3) 省令第9条の2については、学校において、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校の運営上特に必要がある場合に、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長について、その職務にかんがみ特にその資格要件を緩和したものであること。

(職員会議関係)

- (1) 今回省令において規定した職員会議は、学校教育法第28条第3項等において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されている学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられるものであることに十分留意すること。
- (2) 職員会議においては、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行うことが考えられること。
- (3) 職員会議を構成する職員の範囲については、設置者の定めるところによることとなるが、教員以外の職員も含め、学校の実情に応じて学校の全ての職員が参加できるようその運営の在り方を見直すこと。
- (4) 職員会議は校長が主宰するものであり、これは、校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するという意味であること。
- (5) 学校の実態に応じて企画委員会や運営委員会等を積極的に活用するなど、組織的、機動的な学校運営に努めること。

(学校評議員関係)

- (1) 学校評議員の設置について

①設置の在り方

本制度は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けるものであること、学校や地域の実情に応じて柔軟な対応ができるようにすることが望ましいことから、省令に学校評議員に関する必要な基本的事項のみを定めることとし、これを必置とするものではないこと。なお、省令に規定する学校評議員ではないが、これに類似する仕組みを既に設けている場合、今回の省令改正により、これを廃止又は改正する必要はないこと。

②設置者の定め

人数や委嘱期間など学校評議員の具体の在り方については、当該学校の設置者（国立大学の附属学校にあっては学長。以下「設置者等」という。）が定めるものとしたこと。

③設置形態

学校評議員は学校毎に置くものであること。また、学校評議員は一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものであること。ただし、設置者等の定めや校長の判断により、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べることができる機会を設けるなど、運用上の工夫を講じることにも配慮すること。

- (2) 学校評議員の運営について

①校長が意見を求めること

学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べることができるものとしたこと。このため、校長は、自らの判断により必要と認める場合に意見を求めることとなること。その際、校長は、学校評議員の意見に資するよう、学校評議員に対し、学校の活動状

況等について十分説明することが必要であること。また、校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し決定を下すものであること。

②意見を求める事項

学校評議員は校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることから、学校評議員に意見を求める事項は、校長の権限と責任に属するものであること。また、学校評議員に意見を求める事項としては、例えば、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項が想定されるものであるが、具体的にどのような事項に関し意見を求めるかについては、校長自らが判断するものであること。

③具体の運営方法等

学校評議員の具体の運営は、校長の責任と権限において行われるものであり、その際、校長は、その方法や手続について、設置者等の定める範囲内で必要な規程を定めることが可能であること。

(3) 学校評議員の委嘱について

①構成

学校評議員については、設置者等及び校長の判断により、学校や地域の実情に応じて、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと。

②要件

ア．学校評議員は、校長の求めに応じて校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることから、教育に関する理解をその要件とするとともに、責任ある判断に基づき意見を述べる必要があることから、教育に関する識見をその要件としたこと。このような観点から、学校評議員には、保護者や地域住民等を委嘱することを想定しているものであり、児童生徒を委嘱することは想定していないこと。

イ．学校評議員は、学校外から意見を聞くものであるという観点から、当該学校の職員（国立大学の附属学校にあっては、当該大学の職員）以外から委嘱することとし、その趣旨を明らかにしたものであること。また、教育委員会の委員や教育長その他の職員は、当該学校の設置管理者としての立場からその管理運営に直接又は間接に関係するものであり、このような者を学校評議員として委嘱することは制度上なじまないものであること。

③推薦や委嘱の手続等

学校運営に関する設置者及び校長の責任と権限を踏まえ、学校評議員は、校長の推薦により設置者等が委嘱するものとしたこと。

その推薦や委嘱に係る校長や設置者等の権限を制約するような運用とならないよう留意する必要があること。

④身分取扱い

学校評議員の身分取扱いについては、設置者の定めるところによるものであること。その際、守秘義務に関する規定を設けることについても検討する必要があること。また、学校評議員の任期については、校長の求めに応じて校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることを踏まえ、学校や地域の実情に応じて設置者が定めるところによるものであること。

(その他)

今回の省令改正に伴い、公立学校を設置する教育委員会にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づく教育委員会規則等について必要な規定の整備を行うこと。また、私立学校の設置者にあっても同様に必要な規程の整備を行うこと。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成12年4月28日法律第52号をもって公布され、平成13年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、要点及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないように願います。

なお、域内の関係者に対して、今回の改正の趣旨等を連絡されるように願います。

記

1 趣旨

今回の改正の趣旨は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができる大学院修学休業制度を設ける等の改正を行うものであること。

2 要点

（1）教育公務員特例法の一部改正

- ① 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で、教員の一種免許状又は特別免許状を有する等の要件を満たすものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲で年を単位として定める期間、専修免許状の取得を目的として、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、大学院修学休業を行うことができるものとする。こと。（第20条の3関係）
- ② 大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師は、その身分を保有するが、職務に従事しないものとする。こと。（第20条の4第1項関係）
- ③ 大学院修学休業中は給与を支給しないものとする。こと。（第20条の4第2項関係）
- ④ 大学院修学休業の許可は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が休職の処分を受けた場合等には、その効力を失うものとする。こと。（第20条の5第1項関係）
- ⑤ 任命権者は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が大学院の課程等を退学した場合等には、大学院修学休業の許可を取り消すものとする。こと。（第20条の5第2項関係）
- ⑥ 国家公務員の退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱いについて、大学院修学休業の期間の二分の一の期間を在職期間から除算するものとする。こと。（第20条の6関係）

（2）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。（第17条関係）

（3）公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。（第23条関係）

（4）附則

- ① この法律は、平成13年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- ② 大学院修学休業の許可の申請その他の行為は、この法律の施行の日前に行うことができるものとする。こと。（附則第2項関係）

3 留意事項

- (1) 大学院修学休業の許可に当たっては、大学院修学休業を希望する教員の修学意欲等を適切に勘案するとともに、教職員定数の管理に支障が生ずることのないよう、代替者の確保を含め、各任命権者の責任において適切に配慮することが必要と考えられること。
- (2) 大学院修学休業の申請時期等の許可に係る手続については、大学院等の入学試験実施時期、代替者の確保に伴う教員採用試験合格者の内定時期等も勘案の上、各任命権者において適切に定められたいこと。その際、事前に制度利用希望調査等を行うなど、許可に係る手続の円滑化に配慮する必要があると考えられること。
- (3) 県費負担教職員である教員に対する大学院修学休業の許可に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項の規定に基づき、市町村教育委員会の内申が必要であること。また、同法第36条及び第39条の校長の意見の申出も可能であること。
- (4) 改正後の教育公務員特例法第20条の3第1項第4号の政令で定める者は、大学院修学休業後、近々に定年退職予定の者、定年後の勤務延長職員、期限付で任用された者及びその有する特別免許状の有効期間が大学院修学休業中に満了する者を予定していること。
- (5) 改正後の教育公務員特例法第20条の5第2項の政令で定める事由は、長期間の休学をしていること及び正当な理由なく頻繁に授業を欠席していることを予定していること。
- (6) 大学院修学休業をした国家公務員である教員に関する復職時の給与調整等については、別途、人事院規則の改正により、所要の措置が講じられる予定であること。
- (7) 地方公務員である教員の退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱い及び復職後の給与等の取扱いについては、教育公務員特例法附則第25条の5の規定に基づき、各公共団体において改正後の教育公務員特例法第20条の6及び上記人事院規則による復職後の給与等の取扱いを基準として、適切な措置を速やかに講じられたいこと。
- (8) 大学院修学休業の許可を受けた教員の代替者の確保については、大学院修学休業をしている者を教職員定数外とすることにより、正規の教員を充てることができることとなるが、各公共団体においては、大学院修学休業者の条例定数上の取扱いについて、必要に応じ適切な措置を講じられたいこと。
- (9) 大学院修学休業をしている教員の共済組合員資格については、別途政令を改正し、大学院修学休業中も組合員資格が存続することとなるよう措置することを予定していること。その場合、大学院修学休業期間中も所要の事業主負担及び本人の掛金負担が必要となること。
- (10) 改正法による大学院修学休業制度は、教員の自発的な意思に基づく専修免許状取得のための国内外の大学院等における修学の機会を新たに創設するものであり、教育公務員特例法第20条第3項の規定に基づき、従来より各都道府県等で行われてきた職務研修としての大学院等への派遣の取扱いを変えてのものではなく、各任命権者の定めるところにより、職務命令として引き続き大学院等に教員を派遣することは可能であること。

調 査 要 項

1. 調査の名称 「養護教諭の保健に関する授業についての調査」
2. 調査目的 養護教諭が行う保健学習や、学級活動・ホームルーム活動における保健指導の実施状況等を調査し、指導力を高める現職教育の在り方を探り、養護教諭の資質の向上に資することを目的として調査するものである。
3. 調査対象 平成9年度「養護教諭の研修に関する調査」実施校、全国約400校に勤務する養護教諭を原則として対象とする。
4. 調査時期 平成11年9月
5. 調査内容 「養護教諭の保健に関する授業についての調査」
6. 調査方法
- (1) 該当する番号または数字を、また（ ）に該当する事項をそれぞれ別紙回答用紙に記入する。
 - (2) 基礎調査（冒頭の点線わく部分）については、平成11年5月現在で記入する。
 - (3) 複数配置校の場合は、どちらか1名が回答する。

養護教諭の保健に関する授業について

調査の目的

この調査は、養護教諭の保健学習や学級活動・ホームルーム活動における保健指導の実施状況の実態を把握し、指導力を高める現職教育の在り方を探り、養護教諭の資質向上に資することを目的としています。

以下の質問について、当てはまるものの番号・数字を、() に該当する事項を別紙回答用紙にご記入ください。

平成11年5月現在

1. 校 種	①小学校	②中学校	③高等学校
	④盲・聾・養護学校		
2. 養護教諭の複数配置	①あ り	②な し	
3. 学級数	①12学級未満	②12学級以上19学級未満	
	③19学級以上30学級未満		④30学級以上
4. 経験年数	①新規採用	②～5年以下	③6～9年
	④10～19年	⑤20年～	

資料編

問1 あなたの指導経験についてお答えください。

(1)「保健学習」についてお答えください。(単独での指導)

- ①以前から担当している
- ②今年度から担当している、または担当する予定である
- ③担当していない

(2) 兼職発令についてお答えください。

- ①兼職発令を受けている(受ける予定あり)
- ②兼職発令を受けていない
- ③兼職発令を希望したい

(3)「保健学習」(チームティーチングの指導)についてお答えください。

- ①以前から担当している
- ②今年度から担当している、または担当する予定である
- ③担当していない

(4) 前問(1)で①、②と回答された方にお尋ねします。

- 1) 担当単元(学習内容)は何ですか。表1より選んで番号でお答えください。
- 2) 年間で担当した(する)のは何時間ですか。
- 3) 指導計画(単元計画含む)作成に参画されておられますか。

(① はい ② いいえ)

(5) あなたがもし授業をされるとしたら、希望する内容は何か。表 1 の中から番号でお答えください。

表 1 体育・保健体育科における保健学習（現行）

小学校	中学校	高等学校
1. 体の発育と心の発達 2. けがの防止 3. 病気の予防 4. 健康な生活	5. 心身の機能の発達と心の健康 6. 傷害の防止 7. 疾病の予防 8. 健康と生活 9. 健康と環境	10. 現代社会と健康（健康の考え方） 11. 現代社会と健康（生活行動と健康） 12. 現代社会と健康（精神の健康） 13. 現代社会と健康（交通安全） 14. 現代社会と健康（応急処置） 15. 環境と健康 16. 生涯を通じる健康 17. 集団の健康

(6) 学級活動・ホームルーム活動における保健指導の経験についてお答えください。（T－T方式を含む）

- ①実施している
- ②今後実施する予定である
- ③実施していない

(7) 前問（6）で①、②と回答された方にお尋ねします。その内容を次の中から番号でお答えください。（複数回答可）

- | | | |
|-------------------|-------------|--------|
| 1. 性教育 | 5. 薬物乱用防止教育 | 9. その他 |
| 2. エイズ教育 | 6. アルコール | |
| 3. 歯・口腔 | 7. タバコ | |
| 4. 生活習慣病（肥満指導を含む） | 8. 心の健康 | |

問 2 あなたが「保健学習」や「学級活動・ホームルーム活動における保健指導」を担当する上で、指導力を高めるためにどんな内容の研修を受けたいと思いますか。特に受けたいと思うものを、それぞれについて上位 3 つを選んでください。

- ①教育課程と学校保健との相互の関連について
- ②学習指導要領と保健学習・保健指導の位置付け
- ③学習内容の理解
- ④指導計画の立て方（単元計画を含む）
- ⑤授業の組み立て方、展開方法
- ⑥学習指導案の作成の仕方
- ⑦学習指導の方法に関する技法
- ⑧教材・教具の開発・工夫と情報収集の仕方
- ⑨評価評定の考え方
- ⑩総合的な学習の時間の具体例
- ⑪養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした授業の在り方、進め方
- ⑫ティームティーチングによる授業の進め方
- ⑬その他（具体的に： ）

問3 養護教諭の専門性について、あなたの経験からお答えください。

(1) あなたが「保健学習」や「学級活動・ホームルーム活動における保健指導」をこれまで実施して養護教諭の専門性を生かすことができた実感したことがありますか。

- ① はい ② いいえ

(2) 前問(1)で①と答えた方にお尋ねします。その内容に該当するものを「保健学習」、「保健指導」のそれぞれについて、表2から選び番号で答えてください。(複数回答可)

表2 生かすことができた事項

1. 児童生徒の健康実態や生活実態を踏まえた指導ができた
2. 個別の保健指導と関連づけた指導ができた
3. 養護教諭の持っている最新の保健情報や知見などの専門的な知識や、救急処置・カウンセリングなどの専門的な技能を盛り込んだ指導ができた
4. 授業や指導後、児童生徒が相談してきたり、保健情報などを尋ねてきたりなど、保健室や養護教諭の活用が活発になった
5. 学級・ホームルーム担任や教科担任との間で、児童生徒についての共通理解が深まったり広がったりした
6. 保健学習や保健指導について、学級・ホームルーム担任や教科担任の意欲を高める契機となった
7. 健康問題に対して実践的な方法で提示でき、児童生徒の主体的な姿勢や意欲を引き出すことができた
8. 保健室の機能を生かしての体験学習ができた
9. 学校保健委員会と関連づけた保健学習や保健指導ができた
10. その他（具体的に： ）

問4 「保健体育」や「学級活動・ホームルーム活動における保健指導」を効果的に行うために、あなたが日頃実践していることや心がけていることを自由にお書きください。

養護教諭の保健に関する授業についての調査〈校種〉

問 1 (1)「保健学習」について（単独での指導）

	以前から担当 している	今年度から担当 している	担当していない	総 計
小学校	21 10.3%	7 3.4%	176 86.3%	204 100.0%
中学校	5 4.9%	0 0.0%	97 95.1%	102 100.0%
高等学校	1 2.0%	0 0.0%	48 98.0%	49 100.0%
盲・聾・養護学校	1 10.0%	0 0.0%	9 90.0%	10 100.0%
全 体	28 7.7%	7 1.9%	330 90.4%	365 100.0%

問 1 (2) 兼職発令について

	受けている	受けていない	希望したい	無 回 答	総 計
小学校	10 4.9%	183 89.7%	11 5.4%	0 0.0%	204 100.0%
中学校	1 1.0%	97 95.1%	4 3.9%	0 0.0%	102 100.0%
高等学校	1 2.0%	46 93.9%	1 2.0%	1 2.0%	49 100.0%
盲・聾・養護学校	0 0.0%	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
全 体	12 3.3%	336 92.1%	16 4.4%	1 0.3%	365 100.0%

問 1 (3)「保健学習」について（チームティーチングの指導）

	以前から担当 している	今年度から担当 している	担当していない	無 回 答	総 計
小学校	50 24.5%	11 5.4%	142 69.6%	1 0.5%	204 100.0%
中学校	7 6.9%	5 4.9%	90 88.2%	0 0.0%	102 100.0%
高等学校	0 0.0%	1 2.0%	48 98.0%	0 0.0%	49 100.0%
盲・聾・養護学校	2 20.0%	0 0.0%	8 80.0%	0 0.0%	10 100.0%
全 体	59 16.2%	17 4.7%	288 78.9%	1 0.3%	365 100.0%

経験年数別希望する研修内容（保健学習）

全体

		①校の保健と学習に関する相互	②指導と保健学習・保健指導の位置付け	③学習内容の理解	④指導計画の立て方（単元計画を含む）	⑤授業の組み立て方、展開方法	⑥学習指導案の作成の仕方	⑦法に関する技法	⑧教材・教員の開発工夫と情報収集	⑨評価・評価の仕方	⑩総合的な学習の具体例	⑪職務の特質や保健室の在り方、進め方の機能を生かした授業	⑫チームティーチングによる授業	⑬その他	⑭無回答
20年未満	～5年以下 N=39	2 5.1%	9 23.1%	4 10.3%	5 12.8%	19 48.7%	5 12.8%	16 41.0%	14 35.9%	7 17.9%	8 20.5%	9 23.1%	13 33.3%	0 0.0%	6 15.4%
	6～9年 N=36	5 13.9%	7 19.4%	7 19.4%	7 19.4%	17 47.2%	8 22.2%	10 27.8%	11 30.6%	5 13.9%	9 25.0%	11 30.6%	8 22.2%	0 0.0%	3 8.3%
	10～19年 N=115	13 11.3%	20 17.4%	24 20.9%	16 13.9%	59 51.3%	21 18.3%	47 40.9%	49 42.6%	19 16.5%	23 20.0%	33 28.7%	15 13.0%	0 0.0%	6 5.2%
	20年未満 小計	20 10.5%	36 18.9%	35 18.4%	28 14.7%	95 50.0%	34 17.9%	73 38.4%	74 38.9%	31 16.3%	40 21.1%	53 27.9%	36 18.9%	0 0.0%	15 7.9%
20年以上 N=173		23 13.3%	55 31.8%	35 20.2%	30 17.3%	91 52.6%	34 19.7%	47 27.2%	46 26.6%	23 13.3%	30 17.3%	44 25.4%	26 15.0%	0 0.0%	35 20.2%
総 計		43 11.8%	91 25.1%	70 19.3%	58 16.0%	186 51.2%	68 18.7%	120 33.1%	120 33.1%	54 14.9%	70 19.3%	97 26.7%	62 17.1%	0 0.0%	50 13.8%

1 位選択のみ

		①校の保健と学習に関する相互	②指導と保健学習・保健指導の位置付け	③学習内容の理解	④指導計画の立て方（単元計画を含む）	⑤授業の組み立て方、展開方法	⑥学習指導案の作成の仕方	⑦法に関する技法	⑧教材・教具の開発工夫と情報収集	⑨評価・評価の考え方	⑩総合的な学習の具体例	⑪職務の特質や保健室の在り方、進め方の機能を生かした授業	⑬その他	⑭無回答	
20年未満	～5年以下 N=39	0 0.0%	3 7.7%	2 5.1%	2 5.1%	6 15.4%	3 7.7%	3 7.7%	2 5.1%	2 5.1%	2 5.1%	5 12.8%	7 17.9%	0 0.0%	2 5.1%
	6～9年 N=36	4 11.1%	5 13.9%	4 11.1%	1 2.8%	6 16.7%	0 0.0%	1 2.8%	2 5.6%	0 0.0%	3 8.3%	7 19.4%	2 5.6%	0 0.0%	1 2.8%
	10～19年 N=115	11 9.6%	8 7.0%	14 12.2%	5 4.3%	28 24.3%	5 4.3%	7 6.1%	14 12.2%	2 1.7%	3 2.6%	15 13.0%	1 0.9%	0 0.0%	2 1.7%
	20年未満 小計	15 7.9%	16 8.4%	20 10.5%	8 4.2%	40 21.1%	8 4.2%	11 5.8%	18 9.5%	4 2.1%	8 4.2%	27 14.2%	10 5.3%	0 0.0%	5 2.6%
20年以上 N=173		18 10.4%	29 16.8%	14 8.1%	11 6.4%	28 16.2%	6 3.5%	8 4.6%	13 7.5%	1 0.6%	7 4.0%	21 12.1%	6 3.5%	0 0.0%	11 6.4%
総 計		33 9.1%	45 12.4%	34 9.4%	19 5.2%	68 18.7%	14 3.9%	19 5.2%	31 8.5%	5 1.4%	15 4.1%	48 13.2%	16 4.4%	0 0.0%	16 4.4%

資料編

経験年数別希望する研修内容（保健指導）

全体

		①校の保健と学習に関する相互	②指導と保健学習・保健指導の位置付け	③学習内容の理解	④指導計画の立て方（単元計画を含む）	⑤授業の組み立て方、展開方法	⑥学習指導案の作成の仕方	⑦法に関する技法	⑧教材・教員の開発工夫と情報収集	⑨評価・評価の考え方	⑩総合的な学習の具体例	⑪職務の特質や保健室の機能を生かした授業の在り方、進め方	⑫チームティーチングによる授業	⑬その他	⑭無回答
20年未満	～5年以下 N=39	5 12.8%	8 20.5%	4 10.3%	3 7.7%	13 33.3%	1 2.6%	11 28.2%	25 64.1%	0 0.0%	8 20.5%	24 61.5%	15 38.5%	0 0.0%	0 0.0%
	6～9年 N=36	4 11.4%	4 11.1%	3 8.3%	5 13.9%	11 30.6%	3 8.3%	7 19.4%	26 72.2%	0 0.0%	7 19.4%	19 52.8%	14 38.9%	0 0.0%	5 13.9%
	10～19年 N=115	4 3.5%	14 12.2%	7 6.1%	11 9.6%	34 29.6%	5 4.3%	28 24.3%	79 68.7%	1 0.9%	32 27.8%	70 60.9%	49 42.6%	1 0.9%	10 8.7%
	20年未満 小計	13 6.8%	26 13.7%	14 7.4%	19 10.0%	58 30.5%	9 4.7%	46 24.2%	130 68.4%	1 0.5%	47 24.7%	113 59.5%	78 41.1%	1 0.5%	15 7.9%
20年以上 N=173		25 14.5%	25 14.5%	17 9.8%	25 14.5%	33 19.1%	7 4.0%	44 25.4%	107 61.8%	8 4.6%	52 30.1%	81 46.8%	63 36.4%	0 0.0%	32 18.5%
総 計		38 10.5%	51 14.0%	31 8.5%	44 12.1%	91 25.1%	16 4.4%	90 24.8%	237 65.3%	9 2.5%	99 27.3%	194 53.4%	141 38.8%	1 0.3%	47 12.9%

1 位選択のみ

	①校の保健と教育課程と学習の関連について	②指導と保健学習・保健指導の位置付け	③学習内容の理解	④指導計画の立て方(単元計画を含む)	⑤授業の組み立て方、展開方法	⑥学習指導案の作成の仕方	⑦学習指導の方	⑧教材・教具の発工と情報収集の仕方	⑨評価評定の考え方	⑩総合的な学習の具体的な例	⑪職員の専門性や保健指導の経験	⑫チームティーチングによる授業の進め方	⑬その他	⑭無回答
20年未満	0 0.0%	3 7.7%	1 2.6%	0 0.0%	5 12.8%	0 0.0%	2 5.1%	6 15.4%	0 0.0%	3 7.7%	14 35.9%	5 12.8%	0 0.0%	0 0.0%
6~9年	4 11.1%	2 5.6%	1 2.8%	3 8.3%	2 5.6%	0 0.0%	2 5.6%	5 13.9%	0 0.0%	2 5.6%	8 22.2%	6 16.7%	0 0.0%	1 2.8%
10~19年	2 1.7%	10 8.7%	5 4.3%	4 3.5%	11 9.6%	1 0.9%	3 2.6%	35 30.4%	0 0.0%	4 3.5%	35 30.4%	2 1.7%	0 0.0%	3 2.6%
20年未満小計	6 10.4%	15 7.5%	7 4.6%	7 6.9%	18 8.1%	1 0.6%	7 8.1%	46 17.9%	0 0.0%	9 8.1%	57 15.6%	13 7.5%	0 0.0%	4 4.6%
20年以上	18 10.4%	13 7.5%	8 4.6%	12 6.9%	14 8.1%	1 0.6%	14 8.1%	31 17.9%	0 0.0%	14 8.1%	27 15.6%	13 7.5%	0 0.0%	8 4.6%
総計	24 6.6%	28 7.7%	15 4.1%	19 5.2%	32 8.8%	2 0.6%	21 5.8%	77 21.2%	0 0.0%	23 6.3%	84 23.1%	26 7.2%	0 0.0%	12 3.3%

養護教諭が保健学習・保健指導に生かすことができた専門性—保健学習(T・Tを含む)、保健指導の経験から—

	①児童生徒の健康実態把握	②指導と保健学習・保健指導の位置付け	③専門的な知識	④児童生徒の健康実態把握	⑤児童生徒の健康実態把握	⑥児童生徒の健康実態把握	⑦児童生徒の健康実態把握	⑧児童生徒の健康実態把握	⑨児童生徒の健康実態把握	無回答	N
保健学習以前から担当	26 36.6%	9 12.7%	35 49.3%	26 36.6%	36 50.7%	16 22.5%	21 29.6%	2 2.8%	2 2.8%	4 5.6%	71 100.0%
保健指導実施している	99 57.9%	46 26.9%	72 42.1%	90 52.6%	78 45.6%	35 20.5%	66 38.6%	20 11.7%	18 10.5%	0 0.0%	171 100.0%

養護教諭が保健学習・保健指導を効果的に行うために実施していることや心がけていること(自由記述)

	20年未満					20年以上	総計
	新規採用	~5年以下	6~9年	10~19年	19年未満 N=139	N=136	N=275
最新の保健情報の収集・整理・提供	2 2.4%	2 2.4%	5 6.0%	31 36.9%	40 28.9%	44 32.4%	84 30.5%
養護教諭自身の力量を高める	0 0.0%	7 17.1%	3 7.3%	13 31.7%	23 16.5%	18 13.2%	41 14.9%
生徒保健委員会活動の活性化・保健室経営の工夫	1 2.4%	4 9.5%	2 4.8%	18 42.9%	25 18.0%	17 12.5%	42 15.3%
児童生徒の健康実態把握	3 4.5%	6 9.1%	5 7.6%	22 33.3%	36 25.9%	30 22.1%	66 24.0%
学級担任・教科担任等と情報交換	4 5.2%	4 5.2%	8 10.4%	26 33.8%	42 30.2%	35 35.7%	77 28.0%
児童生徒との信頼関係づくり	1 2.5%	1 2.5%	7 17.5%	14 35.0%	23 16.5%	17 12.5%	40 14.5%
保護者地域との連携	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	4 2.9%	5 3.7%	9 3.3%
指導内容・方法の工夫	1 1.0%	7 7.1%	12 12.2%	30 30.6%	50 36.0%	48 35.3%	98 35.6%
計画立案段階からの参加と評価	0 0.0%	3 21.4%	0 0.0%	4 28.6%	7 5.0%	7 5.1%	14 5.1%
その他	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	5 41.7%	6 4.3%	6 4.4%	12 4.4%

この資料は、下記の委員会において作成しました

—養護教諭研修事業推進委員会—

平成13年3月31日現在

委員長	高 石 昌 弘	大妻女子大学教授
委 員	礪 辺 啓二郎	千葉大学教授
//	牛 島 三重子	東京都教育庁体育部体育健康指導課指導主事
//	大 澤 清 二	大妻女子大学人間生活科学研究所教授
//	大 津 一 義	順天堂大学教授
//	高 橋 朋 子	茨城県十王町立十王中学校養護教諭
//	田 中 美津子	静岡県静岡市立城内小学校養護教諭
//	坪 井 美智子	前東京都立小石川高等学校養護教諭
//	中 村 道 子	全国養護教諭連絡協議会顧問
//	萩 原 恵 子	前群馬県教育委員会指導主事（平成11年6月まで）
//	長谷川 晶 子	横浜市立今宿小学校養護教諭
//	服 部 祥 子	大阪薫英女子短期大学教授
//	三 木 とみ子	女子栄養大学教授
//	三 井 久味子	群馬県高崎市立塚沢中学校校長
//	村 木 久美江	埼玉県立総合教育センター指導主事
//	○盛 昭 子	弘前大学教授
//	○森 田 光 子	千葉大学大学院教育学研究科非常勤講師
//	山 梨 八重子	お茶の水女子大学附属中学校養護教諭
//	山 平 美代子	兵庫県立加古川西高等学校養護教諭

（○印は小委員長）

田嶋八千代文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室健康教育調査官の
他下記の方々のご指導をいただきました。

戸 田 芳 雄	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官
鬼 頭 英 明	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 健康教育企画室健康教育調査官
森 光 敬 子	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課専門官